

# 精神障害者の就労に関する 福祉情報の視点からの一試論

～ 福祉情報の3つの概念を用いて～

加藤あけみ

A Study on Employment for People with Mental Disabilities  
from a Viewpoint of the Welfare Information Field

Akemi KATO

## 1. はじめに

2006年の「障害者雇用促進法」改正により、精神障害者（手帳所持者）については雇用義務の対象ではないが各企業の雇用率（実雇用率）に算定すること（みなし雇用）ができるようになり、さらなる精神障害者の雇用義務化については、2009年度までに結論を得るとされた。また、2006年から「多様な雇用形態等に対応する障害者雇用率制度の在り方」「中小企業における障害者雇用促進」「福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進」に関する各研究会が開催され、次回の「障害者雇用促進法」改正に関する準備が進められている。

就労の場においては、精神障害による労災請求の件数が2000年頃から直線的に急増し、請求件数は2006年度819件、2007年度952件、認定件数は2006年度205件（前年度比61%増加）、2007年度268件（前年度比31%増加、4年前の2003年度に比べると2倍以上）となっている（2008年5月20日厚生労働省発表）。このような現状を踏まえて、2004年には「過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に係る検討会」の報告書が厚生労働省から公表され、2005年より中央労働災害防止協会によって2000年の「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の見直しが行われ、2006年に「職場におけるメンタルヘルス対策のあり方検討委員会報告書」が出された。2006年には厚生労働省より「労働者の心の

健康の保持増進のための指針について」が公表され、事業者は、①心の健康問題の特性、②労働者の個人情報の保護への配慮、③人事労務管理との関係、④家庭・個人生活等の職場以外の問題に留意し、これら4つのケアの継続的かつ具体的な推進に当っては事業場内の関係者が相互に連携し、①教育研修・情報提供、②職場環境等の把握と改善、③メンタルヘルス不調への気づきと対応、④職場復帰における支援等の積極的な取り組みを推進することが効果的である、としている。

以上のような国の施策を背景とする精神障害者の就労の現状に、福祉情報の視点を導入してみたい。わが国の福祉情報に関する初めての研究は、「処遇の科学化」に基づいて特別養護老人ホームにおける老人介護情報システムの開発を試みた岡本民夫らの「老人ホームの介護サービス用情報システムに関する調査研究」（1982－1990）とされるが、社会福祉の面から福祉情報を体系的に論じたのは高橋（1985）といえよう。高橋は、情報化社会の進展をふまえて社会福祉の視点から福祉情報化をとらえ、その背景として社会福祉改革があることを明らかにした。横溝ら（2006）は、これらの福祉情報に関する先行研究を概観し、経営情報の理論を援用しながら福祉情報の概念整理を行った上で、「情報保証」、「情報保障」、「情報補償」という三つの概念から、福祉情報の固有性の検討を試みた。

「福祉情報化」を「福祉の情報化」としてではなく新しい概念としてとらえ、先行研究から①サービス情報の提示、②情報弱者の存在、③プライバシーと情報公開の関係を福祉情報の特性とし、これらの特性から、福祉情報の固有性として(1)情報保証 guarantee、(2)情報保障 security、(3)情報補償 compensation という3つの概念を考える。そして、特性と概念の関わりを次のように論じる。「サービス情報の提示」では、必要としている人に必要な情報をどのようにデリバリーするかという「情報保証」が求められる。「情報弱者の存在」は、社会政策から再生産される弱者という意味で「情報補償」と、情報にアクセスできない障害者などに対する「情報保障」が必要となる。サービスの利用者と提供者という視点からの「プライバシーと情報公開の関係」については、障害者支援を中心とする「情報保障」が問題となる。

障害における就労支援を考えると、身体障害と知的障害に対する就労支援サービスは主に行為に焦点を当てた補完的支援であるが、精神障害に対する場合は行為というよりも心に焦点を当てた精神的援助でなければ効果はなく、また、医療との関係も密接である(佐織、2008)。すなわち、精神障害者の就労については、前述の「労働者の心の健康の保持増進のための指針について」で事業者求められるメンタルヘルスケアの内容でも明らかのように、センシティブな個人情報との関わりが強く、福祉情報の視点は欠くことはできない。そこで本稿では、精神障害者の就労に関する取り組みを概観しながら、福祉情報の3つの概念から精神障害における就労の問題点について検討を試みる。

## 2. 精神障害者の就労と企業類型

『精神保健福祉白書 2008年版』によれば、精神障害者の就職率はここ10年間で大きな変化はないが、新規求職申込件数、有効求職者数、就職件数は増加傾向にある(図1参照)。2006年の「障害者雇用促進法」改正による「みなし雇用」や障害者自立支援法によって、積極的な就労支援が行

われていることを実証する数値といえるが、就職率の停滞を考えると、就職件数と同様に離職件数も増えていると考えることができよう。就職を考える場合に、定着率も重要な要素であり、その一要因として、精神障害者がどのような企業に就職しているのかを検討することが重要である。

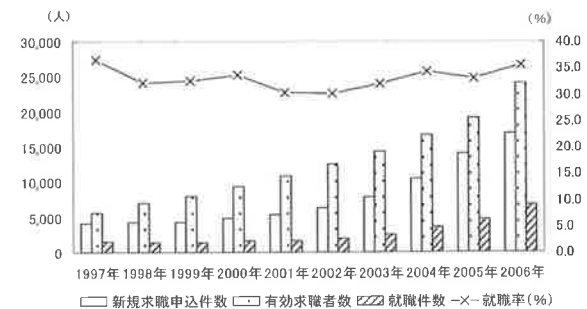


図1. 精神障害者の職業紹介状況の推移

(出典：『精神保健福祉白書 2008年版』表20より作成)

仲村(2007)は、「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害者雇用支援機構；<http://www.ref.jeed.or.jp/Search>)の職場適応支援に関する記述が多くなされている事例を抽出し、その職場適応支援が行われている事業所について、障害者雇用に対する理念に焦点を当て、(1)社会責任・貢献型企業(障害者雇用率に基づき、企業の社会的責任や地域社会への貢献の実現を理念とする)、(2)従業員満足度追求型企業(従業員の希望や満足を重視し、在職中に障害となった場合も職場復帰を支援し、従業員の健康や福利の充実を理念とする)、(3)仕事中心型企業(障害の有無に関らず、仕事ができれば採用し、特別扱いはしないという理念をもつ)、(4)積極雇用推進型企業(障害者雇用を企業経営の中心にして雇用の場の拡大を理念とする)という4つの企業に類型化する。

さらに、障害種別との関連を次のようにまとめる。視覚障害は障害者自身の企業などの積極雇用推進型と従業員満足追求型、聴覚障害は仕事中心型、肢体不自由は中途障害の職場復帰や在宅就労での継続などの従業員満足追求型、内部障害は社会責任・貢献型と中途障害の職場復帰などの従業員満足追求型、知的障害・自閉症は従業員満足追求型にはほとんど見られず、雇用率導入に伴う特例子会社などにおける職域開発の取り組みの事

例が見られ、精神障害は社会適応訓練委託先事業所などの障害者雇用推進理念型企業が多く、短時間就労・時給制の雇用形態が多い。

(1) から (3) の企業類型では、現代企業が内在するゴーイングコンサーンという本質を考えると、障害者の雇用も経営的側面から検討されることになる。障害者の雇用がハード面の改善や構造的な仕事の検討という確定的あるいは確率的な課題であれば、企業組織の最適化の問題として検討することが可能であるが、不確実性の高い課題となると多くは敬遠されるであろう。身体障害と知的障害に対する就労支援サービスは行為に焦点を当てた補完的支援ととらえられ、確定的あるいは確率的に予測可能な問題として取り上げることができるが、精神障害は心に焦点を当てた精神的援助が必要であり、現在の就労支援サービスの状況では予測不可能な場合が多く、精神障害者の雇用については、企業は新たな問題として検討しなければならず、雇用になかなか踏み切れないというのが実情であろう。したがって、現時点では、仲村の結果が示すように、精神障害者の雇用については、(4) の障害者雇用を企業経営の中心にして雇用の場の拡大を理念とする企業に落ち着く傾向になる。

具体的な事例（佐織、2008）として、特例子会社の富士ソフト企画株式会社がある。この会社では、2006年の障害者雇用促進法改正（精神障害者をみなし雇用として算定）以前から、約20名の精神障害者を雇用し、その後も積極的な採用活動を経て現在は44名が働いている。この実績の背景には、2004年から始められた「精神障害者の職業リハビリテーションカウンセリング」があり、このカウンセリングを活用したシステムが精神疾患をもつ社員の職場適応と継続に最も効果をあげているという。会社に入ったときに起こるさまざまな不安や心配事、気分や体調の変化をカウンセラーが個別の面接（カウンセリング）によって“よく聴いて、理解して、心配りすべきところを配慮していく会社の対応”こそが、精神障害者への最も効果的なサポートになるという理念のもとに活動している。さらに、このような活動で得られたノウハウを、親会社において精神疾患を発症した社員のリワークプログラムに活用すべく取り組みを進めている。

この事例では、特例子会社制度という点において、サービスの提示が会社および障害者に上手くデリバリーされ、その内容とともに情報保証がなされた事例といえよう。特例子会社制度は、障害者に対する雇用機会というサービスの提供ばかりでなく、一方では、会社に社会連帯の理念にもとづく事業者の責務を果たす機会というサービスの提供でもある。富士ソフト企画株式会社は、精神障害者が雇用率に算定されない時期から精神障害者を雇用し、カウンセリングを導入したシステム開発を行い、特例子会社という特殊性を活かして精神障害者の継続的な就労の可能性を見出した。これはサービスを十分に活用していると理解しうる。また、組織の一員としてコミュニケーションは欠かせず、そのコミュニケーションのための伝達手段や環境を整えるという意味で精神障害者の情報保障を担っているのが「精神障害者の職業リハビリテーションカウンセリング」といえる。さらに、このカウンセリングの活動で得られたノウハウが親会社に活用されるべく方向にあることは、有効なノウハウを公開して精神障害者の就労の場を拡大することに通じ、これも情報保障と考えることができる。

もう1つの事例として、財団法人ヤマト福祉財団の障害者のクロネコメール便配達事業（工藤、2007）を考える。この事業では、「福祉的就労」でもなく「一般就労」でもない「中間就労」という新しい働き方が採用され、ヤマト運輸が委託する一般の配達員46,000人とともに障害者740人（精神障害者は423人で57.2%）が就労している。財団は、障害者が就労しやすいように、2004年10月から全国の福祉施設・作業所に参加を呼びかける支援活動を始め、当初3か所であった施設・作業所は、現在では195か所まで拡大した。主な業務は、委託された当日の営業時間内の配達で、業務内容も制服の着用も配達委託単価も一般の配達員とまったく同じである。一般の配達員はヤマト運輸と個人的に業務請負契約を結ぶが、障害者はヤマト運輸と個別契約を結んだ施設・作業所の責任者と契約する。両者の違いは契約のあり方だけである。業務をスタートさせるには、まず施設・作業所の職員が1週間から10日程度業務内容の研修を受ける。その後、研修を受けた職員が障害者の配達員とともに同行配達をしながら、

1週間から3か月程度かけて配達ができるようにコーチングする。ヤマト運輸には施設・作業所の職員が管理している質の高い配達員の活用・確保というメリットがあり、障害者にはバックアップしてくれる職員が身近にいること、短時間労働や配達中の休憩も自由で体調管理が容易、またグループ意識が生まれ、制服着用は地域住民からの支持や理解を得やすいというメリットがあるという。

この事例では、財団は、障害者が就労しやすいように全国の福祉施設・作業所に参加を呼びかける支援活動を行っており、障害者に対して十分な情報保証を行っているといえる。内容についても、障害者がヤマト運輸と直接契約するのではなく、施設・作業所と契約するなど、障害者を中心に考えられた仕組みづくりがなされ、情報保証がなされている。職員による1週間から3か月程度のコーチングやバックアップは障害者の就労を支える情報保証である。短時間労働や配達中の休憩は、精神障害の特性に合わせた就労の形態を認めるものであり、このような配慮が就労におけるコミュニケーションに係わっている点で情報保証といえる。また、「情報弱者の存在」をIT政策という文脈ばかりでなく、社会政策から再生産される情報による機会の格差と考えるのならば、制服着用による地域住民の支持や理解は、現時点での精神障害に対する一般的な認識を社会が生み出した情報による損失ととらえることができ、これは情報補償の範疇に含むことができよう。

これら2つの事例は、精神障害者の就労には、まず就労を支援する制度や就労の受け入れがあるという企業からの積極的な情報保証が必要であり、この情報保証を支えているのが精神障害に対する情報保証と情報補償であると考えられる。精神障害への情報保証は、コミュニケーションを中心とする就労の環境の整備が中心となり、それを担うカウンセラーや就労をバックアップする先述の施設・作業所の職員のような存在が欠かせない。また、現在における精神障害に対する社会の偏見による損失を補償すべく情報補償も重要であり、一方で、その偏見を排除する活動も忘れてはならない。偏見については、統合失調症に対する偏見除去の方法に関する研究(西尾、2003)が開始され、また、厚生労働省の「平成21年障

害保健福祉関係予算案の概要」によれば、「精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進」として、精神障害者地域移行支援特別対策事業の推進(17億円)、精神科救急医療体制の強化(21億円)とともに精神障害に対する国民の正しい理解の促進(8千万円)が計上されており、この傾向を精神障害者の就労を通して助長していくことが実質的であろう。

(4)の企業類型における精神障害者の就労の実践から、精神障害に対する情報保障および情報補償の具体化が進めば、(1)から(3)の企業類型においても、(4)の企業類型で実践される情報保障および情報補償の導入により、また、行政側も(4)の企業類型との関わりから企業に対する情報保証のさらなる充実を図ることが容易となり、精神障害における就労の可能性が拡大することになる。すなわち、現在の実践から精神障害に対する情報保障および情報補償を具体化してゆくことが喫緊の課題といえよう。

精神障害は医療との関わりが密接であり、次章では産業精神医学の今日的課題に触れながら、精神障害における就労を考察する。

### 3. 産業精神医学の今日的課題を通して

前述のように、精神障害による労災請求の件数が年々増加し、その認定の件数も増えている。この事実は、産業医学においても精神医学の重要性が急速に増しつつあることを示す。檜葉ら(2001)は、産業精神医学の今日的課題として、(1)実践的な能力の衰退、(2)人格の世代的変化、(3)産業構造の急激な変革の影響という3つの課題を上げる。

(1)について、①仕事のポイントが絞れず、物事に軽重や優先順位をつけられない、②抽象的思考に留まり、課題を現実化・具体化できない、などの仕事上の問題点のある職場適応不全症の症例を分析する。現在の社会を学校教育～受験進学～秀才知能社会と位置づけて、スタンバーグ(1998)の知能の3つの分類—(a)分析的思考(物事の本質や状況を的確に分析し判断する知能)、(b)創造的思考(適応すべき課題や状況に

直面して、その状況に適した自分らしい独創的な着想や行動の方針を見出す知能)、(c) 実践的能力(分析的思考や創造的思考の成果を具体的にどう実現していくかを判断し、その方法を見出す知能)一から、(a)の分析的思考が重視される傾向にあり、(b)および(c)、とくに(c)の実践的能力が著しく劣っており、このような適応不全というケースを出さないためには「自分らしい行動力」の活性化を促す必要性を指摘する。

(2)については、①批判、否認または拒絶に対する恐怖心のために、重要な対人接触のある職場活動を避ける、②社会的な状況では、批判されたり、拒絶されたりすることに心がとらわれる、③恥をかかされたり、馬鹿にされたりすることを恐れている、④自分は他人よりも劣っていると思っっている一方で自負心も強い、などの問題点のある症例をあげる。このような職場不適応を斉藤(1998)の「社会的ひきこもり(social withdrawal)」の1つとし、このようなケースが増加傾向にあり、これは現代の教育システムと深く関連しているという斉藤の指摘を支持する。子供は成長とともに、さまざまな人間との関わりを通じて「自分が万能ではないこと」を受け入れねばならないが、現代の教育システムは、子供たちに無限の可能性を秘めているような幻想を抱かせる傾向にあり、その結果、社会的に未熟な人間に成長し、価値観の狭さや自己中心性のために社会に適応できず、ひきこもることになるという。

(1)と(2)は、ともに教育の問題を内在するが、前章の積極雇用推進型企業の取り組みの導入により、問題の糸口を見出せる可能性があるのではないだろうか。前者には知的能力を職場につなげるイネーブラーの存在が有効であり、ヤマト運輸の事例におけるコーチングのような取り組みがそれを担う。後者については、職場におけるコミュニケーションの問題が大きなネックとなっており、職業リハビリテーションカウンセリングのようなシステムが問題を緩和する鍵となるであろう。両者ともに、職場の情報にアクセスできない状況と考えられ、情報保障の問題としての取り組みが有効である。

なお、各課題について症例をとりあげているが、(1)の症例では、大学卒業後に大企業の営業に入社し、30歳頃に発症、発症後一時的に職

場を庶務に変わり、そのときは閑職のため症状が軽減したが、再び営業に戻り症状が再燃し休職、退職という経過をたどっている。(2)の症例では、精神療法の結果、対人関係の過敏さが主たる問題であることを認識できるようになり、少人数で競争意識の少ない職場に転じ、そこに適応している。

これらの経緯を見ると、前者は適応した職場を見出せずに退職、後者は適応した職場によって就労を継続できた。両者は対照的で、適応する職場を選択することの重要性を伝えている。すなわち、職場不適応への対応には、職場の環境の整備というアプローチとともに適応する職場の選択というアプローチがあり、職場の選択という意味決定における情報保障も配慮されなければならない。また、職場不適応という症状が現在の教育システムによって生み出されているとしたら、事業者に労働者のメンタルヘルスケアの推進を求める政策には、情報補償の視点が含まれているといえよう。

(3)の症例は(1)、(2)と異なり、中高年者の症例である。バブル経済の崩壊にはじまった不況は産業構造に大きな変革をもたらし、リストラや倒産による失業や解雇などが社会不安を引き起こした。一方では、業務の高度化や複雑化、IT革命やグローバル化などが進み、勤労者のストレスの原因が増えてきている。ここでは、リストラによる人員削減により仕事量が増え、仕事の内容も未経験のものが多くなり、そのストレスで疲憊性うつ病に罹患した典型的な症例を取り上げている。これまでに経験したことのない急速な変化と未知の仕事に適応できずに挫折したケースであるが、これは適応力が漸減する中高年者に多発するという。疲憊性うつ病との診断により休業加療に入り、症状が軽快してきた頃に職場環境の調整を依頼し、職場の協力を得て復帰の見通しというのがリワークへの経緯であった。この症例は、不景気や技術革新に起因する職場の再編から生じる適応不全であり、IT政策を一因とする意味からは情報補償、コミュニケーションの点からは他の症例と同様に情報保障を充実することが問題解決へとつながっていくであろう。

これら3つの症例は、障害者雇用というのではなく、在職中に障害となった場合の職場復帰

支援の事例である。したがって背景は異なるが、産業精神医学における症例は、発症までの経緯、リワークまでの経緯、就労の継続の状況といった一連のデータが関わっており、職業リハビリテーションを検討する上で示唆を与えてくれるだろう。

次章では、職業リハビリテーションに焦点を当てて検討する。

#### 4. IPSの試み

障害者自立支援法と相まって、精神保健福祉対策の一環として、社会復帰に向けた施策がとられている。一般には、職業前の「トレイン・プレイス (train-place)<sup>1</sup>」の思想のもとに、一般雇用に向けて職業リハビリテーションプログラムに取り組まれる。この思想について、精神障害者は学習速度が遅い、雇用前の広範な訓練が必要、一般雇用の前に長期にわたる段階的なアプローチが適当という仮定が前提にあり、このような精神障害者は就職準備が整っていないという決めつけが、職業サービスから排除するように機能する、という批判的な立場がある。職業リハビリテーションのための「プレイス・トレイン (place-train)」アプローチの立場である。このアプローチは、アメリカで1980年代後半から研究が始まった個別職業紹介とサポートモデル (IPS: Individual Placement and Support) として論じられる。数多くの無作為化比較研究が行われ、一般就労率の有効性が実証されており、IPSは科学的根拠に基づく実践 (EBP: Evidence Based Practice) の一つとされる。IPSでは、就労は治療的なものであり、かつノーマライゼーションをもたらすものと考えられ、経験的に導かれたつぎの8つの原則に依拠している (Deborah, 2003; 大島巖他訳, 2004, pp.39-40)。

- (1) リハビリテーションは、分離されたサービスというよりは、精神保健の治療・援助の統合された一つの構成要素と考えられる。
- (2) IPSの目標は、職業前訓練や福祉的就労、もしくは隔離された環境下での職業経験をj得ることではなく、統合された職場環境で

の一般雇用の実現である。

- (3) 重い精神障害をもつ人々も、職業準備訓練を受けることなしに、直接的に一般雇用就き、そこで成功することができる。
- (4) 職業的アセスメントは、人為的もしくは福祉的環境ではなく、一般雇用の場において継続して行われる、就労に基づいたアセスメントである。
- (5) 継続・同行支援は、仕事に就いた後に設定されるある時点で終了するものではなく、個々人に応じた期間、継続して行われる。
- (6) 求職活動や障害の開示、職場での支援は、サービス提供者の判断ではなく、クライアントの好みや選択に基づく。
- (7) IPSサービスは、精神保健治療・援助やリハビリテーションの環境において提供されるものではなく、地域の中で提供される。
- (8) 分離された機関や援助システムにおいて並行して行われる介入ではなく、IPSにおける多職種チームアプローチが、職業サービスと臨床的サービス、支援サービスの統合を促進する。

このようにIPSは、従来の精神障害者の就労への対応を覆すものであり、就労の意味を再度問いかけるものともいえよう。また、IPSは、地域環境は地域の誰もが経験する健康的な諸活動全体のインクルージョン (包摂) によりリカバリー<sup>2</sup>を促進しうる、という仮説に基づき、地域はたくさんの方々の健康的な居場所を提供すると考える。

IPSを導いた歴史的背景には、リカバリーの理念を内包する当事者によるコンシューマー運動、家族の運動、地域での精神保健実現のための革新的アプローチ (ACT<sup>4</sup>: assertive community treatment やケースマネジメントのストレングスモデル strengths model など)、精神障害リハビリテーション (クラブハウス運動<sup>3</sup>、リハビリテーション理念の変化、援助付き住宅プログラム、援助付き雇用プログラム、援助付き教育プログラムなど)、意思決定への当事者の参加、副作用の少ない新しい薬物治療などの動向がある。このような歴史の流れの中で、IPSの理論的概念は築かれた。

IPSは、重い精神障害について、精神障害の診断・統計マニュアル (DSM: diagnostic and

Statistical manual of mental disorder) が文化的に規定された成人役割を果たすことが機能的に困難な障害とする見方に対して、疾病をもつ人たちの社会（個人と制度）の対応によってその多くが作り出される二次的な問題という側面を見る。たとえば、隔離された職業プログラムにいる人の多くは、そのような環境（欠陥を強調する精神保健援助や規制や保護、隔離を重視する精神保健政策など）でしか働くことができないと信じるようになる、というのである。そして、従来の精神保健実践が無力化をもたらす傾向を減少する取り組みに目を向けた。それは、地域環境がもつ肯定的で健康的な側面の可能性を指摘するものであった。IPSの理論的基礎は、「人に最適な求職活動を支援することは、多くの観点で、可能性を与え、ノーマライゼーションを進め、健康を促進することを可能にする (Deborah, 2003; 大島巖他訳, 2004, p.37)」という点にある。

また、分離された環境、機関、チームによる並行サービス、すなわち統合されていないサービスは、専門性の共有やサービスの調整に失敗する恐れがあり、したがって、精神保健援助と職業リハビリテーションが同じ環境で同じチームによって提供される、統合されたサービスを目指す。統合化されたチームを構成することにより、精神保健援助と職業リハビリテーションが統合されて効果的な援助の提供に結びつき、さらに精神保健実践家の一般雇用への理解を促進すると考えるのである。さらに、IPSアプローチでは、協同的経験主義を方法論とする。研究チームのパートナーである当事者と家族、実践家、精神保健担当の行政官たちとデータを共有し、共同討議により問題を解決するといった継続的なフィードバックや実践的な考え方と現実の成果データとの相互作用を通してサービスを改善していくという方法である。

以上のように、IPSでは情報共有が重要なキーワードとなる。情報は、当事者、家族から提供される。疾病に関する情報も提供される。ここでは、プライバシーと情報公開の関係から、障害者支援を中心とする情報保障の視点による検討が求められよう。IT政策による問題がある場合は、情報補償の問題となるが、具体的に情報のアクセスといった場合の情報保障は、IPSが就労を中心

とするのではなく、ヒトを中心とした支援を実践しており、すでに情報保障が内在されているといえる。逆に情報保障が内在していない場合は、IPSは上手く機能していないことになる。IPSの継続的なフィードバックや相互作用を通じたサービスの改善も仕組みも、情報保障の向上に寄与する機能といえる。

さて、IPSに対する批判もある。費用がかかる、実行が困難、すべてのクライアントに適用できるものではなく、仕事が長続きせず、仕事に就けないクライアントへの効果は小さい、というものである。これらに対する今後の課題として、提供されるサービスや目標の多様性と選択可能性をあげる。現状では、一般雇用を望む精神障害者がどの程度いるのか、援助付き雇用で利益を受けている人はどんな人たちでどのくらいいるのか、その他のサービスで有益なものは何か、そしてそれはクライアントにとって有益か、といったことにわずかでも答えられない (Deborah, 2003; 大島巖他訳, 2004, p.37) という。その理由として、財政的な障壁を取り除き、サービス提供期間を通してリカバリーを強化し、地域との統合を強調するようなシステムに関する研究がないことをあげる。すなわち、IPSによる経済的効果の側面においては、雇用を継続して年収を増やしている人はごく僅かで、その原因として、医療保険の受給資格を保つために労働時間を自粛していることが知られている。また、IPSによる援助付き雇用サービスの費用は誰がどのようにまかなうのか、という財政の問題もある。

したがって、今後のIPSの課題として、提供されるサービスや目標の多様性と選択可能性が関わってくるのである。必要としている人に必要な情報をどのようにデリバリーするかという情報保証の問題が根本に横たわっているのである。財源の問題では、精神保健サービスと職業サービスに関する組織と財政の構造が分離している状況を考慮する必要性を指摘するが、これもまた情報保証の問題に還元される。

なお、2章で触れたが、精神障害に対する偏見を社会が生み出した情報による損失ととらえて情報補償の範疇に含むならば、IPSは前述の障害の社会化の弊害を減少する取り組みであり、情報補償の実践とみなすことができよう。

日本では、日本初の重症精神障害者に対する包括型地域生活支援プログラム (ACT-J) の研究 (西尾、2008) において、臨床活動を開始した2003年5月当初から就労支援をそのサービスの一環として提供し、IPSによる就労支援を導入した。この研究は、ACTの対象となる重度の精神障害を抱える人たちでも、包括的な支援と経過の中で、“回復感”を実感し、一般就労を実現できる可能性が示唆されたと考えられる、と考察する。実験的研究の段階であるが、日本においてもIPSアプローチの効果が期待できることを示している。著についたばかりであるが、東京都内や愛媛県内などでIPSを志向するプログラムの取り組みが行われている (西尾、2007)。

図2は、人口1000人に対する精神病床数の推移を国際比較したものである (OECD Health Data 2001)。諸外国ではここ数十年で病床削減・地域生活支援強化等の施策を通じて減少しているのに対し、日本では横ばい状態である。また、その値は、ほとんどの諸外国が1.5以下であるのに対して、日本は2.8と大幅に上回っている。OECD Health Dataにおける精神病床は、精神疾患を有する患者 (薬物依存症を含む) の入院のための病床、ただし、精神疾患に罹患していても入院の目的が医療行為でない者のための病床は省く、と定義されている。したがって、日本では精神病床で処遇されている高齢の精神障害者は米国では主にナーシングホームで処遇され、そのためナーシングホームの病床は精神病床に計上されていない。図2のデータはこのように異なる制度やその運用が異なる国々の間での比較であるが、これを考慮しても日本の数値は諸外国に比して高いといえよう。



図2. 精神病床数の推移 (OECD Health Data 2001)  
(出典：厚生労働省：全国福祉事務所長会議資料)

日本の精神保健福祉施策を振り返れば、地域精神医療体制が確立していったのは1988年の精神保健法制定からであり、さらに法の趣旨として社会復帰支援施策が推進されたのは1995年の精神保健福祉法の制定からであった。一方、日本における障害者労働政策においても、精神障害者に関する施策の強化は、1992年のILO第159号条約<sup>5</sup>の批准を待たなければならなかった。1993年に障害者基本法で精神障害者が法対象として明確に位置づけられ、1998年に精神障害者の範囲の拡大、翌1999年にジョブガイダンス事業の実施、2002年から在職精神障害者の職場復帰プログラムの試行が開始された。1990年代になって慌しく精神障害者の就業がクローズアップされ始めたのである。この背景には、3章の産業精神医学の今日的課題でふれた産業構造の変化に伴う精神疾患の急増、そしてこれによる財政の圧迫という問題もあり、十分な制度間の整備がなされぬままに実施されている側面も指摘される (江本、2005)。日本の現状は、IPSを試みるためのヒト (多職種チームを構成する人材)、モノ (制度、一般就労の場、地域)、カネ (財源) という資源をこれから掘り起こしていく状況といえよう。

## 5. おわりに

2006年10月11日、日本で初めての障害者差別をなくすという条例「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(略称、障害者差別をなくす条例) が千葉県議会で成立した。同県では、政策立案段階から官と民が一緒に会議を行って福祉施策を作成しており、2005年1月に発足した条例制定のための研究会では、県庁のホームページの公募により29名の委員が選ばれたという。委員であった野沢 (2007) は、ヒアリングを行った中小企業の経営者 (重度の知的障害の娘をもつ) の「障害者のつらさを訴えるだけではだめだ。今、企業がどうなっているかを理解したうえで言わなければ、障害者の声は企業に届かない」という言葉をあげ、「障害者だけが苦しい思いを強いられているわけではない。障害者同士で折り合いをつけるだけではなく、社会とも



折り合いをつけなくてはならないと研究会は考えるようになった。」と報告する。

「差別」とは、差別をする側の尺度で生じるものであり、何をスタンダードにするかによって固定化されてしまう。したがって、差別を禁止するとは、スタンダードな基準を取り除き、多様な基準を認めることになる。この多様性を認めることは、差別をする側ばかりでなく、差別を受ける側にも求められなければならない。これが「社会と折り合いをつけること」であろう。障害者差別をなくす条例を検討する研究会が、障害者の側も社会と折り合いをつけなくてはならない、との見解を導き出したのも当然の流れであったといえる。

では、障害者はどのようにして社会と折り合いをつけてゆけばよいのだろうか。一般に社会のスタンダードは多数派のスタンダードであり、この基準によって少数派である障害者に不都合が生じる場合がある。社会は多数派のいわゆる健常者のスタンダードによって構造化され、彼らにとっては機能的な居場所（彼らがそのことに気付かぬままに）となりうるが、ときとしてその居場所は少数派である障害者の居場所としては機能しないかもしれない。社会が居場所でないならば、社会との折り合いをつけることは不可能である。そこで、多数派の健常者のスタンダードで構築された社会が、少数派の障害者の居場所として機能する方策が求められる。そのためには、少数派のスタンダードを多数派の地平で捉えるのではなく、少数派の地平から多数派のスタンダードを見直さなければならない。このような少数派の地平に立ったアプローチの1つが情報保障である。たとえば、聴覚障害の場合は、字幕やノートテイクなどの普及である。精神障害の場合は、本稿でみてきたように、その特性に配慮した時間配分やカウンセリングなどの普及があげられよう。

また、少数派の地平に立つとは、偏見の排除に他ならない。偏見は、多数派の地平に立つことを少数派に強いている状態である。ヒト、モノ、カネという資源がこの状態で活用されている社会から偏見を排除するには、ヒト、モノ、カネをつなぐ第4の資源である情報によって調整するしかないであろう。そして、この調整は情報補償としてとらえることができる。少数派の居場所を多数派の居場所に認める、すなわち一方的にインク

ルージョンすると考えるのではなく、多数派の居場所もまた少数派の居場所にインクルージョンされているという見方をしてみれば、おのずと情報補償の姿が見えてこよう。

日本の現行労働施策における精神障害者の雇用就労は一般就労、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所に分けられる。2章であげた事例は、特例子会社と重度障害者多数雇用事業所に区分されるが、これらの企業類型を「新たな障害者隔離とも考えられる。さらに、障害者が一般の労働者と同様の仕事をするのは困難なのだ」という偏見にもつながりやすい。そこで、構造的な障害者差別とも考えうる。（江本、2004, p.309）」という見方がある。この考察は、多数派のスタンダードから論じているのではないだろうか。事例が示すように、特例子会社であれ、重度障害者多数雇用事業所であれ、就労の場であり、特殊な就労形態として見るのではなく、多様な就労の形態として認識してゆくべきであろう。そして、このような認識の転換を推進するのが情報補償である。

他方、構造的な障害者差別という見方が生まれるのは、サービス情報の提示に問題があるとも考えられる。特例子会社や重度障害者多数雇用事業所のサービス情報の内容が適正で、その情報を必要としている人に正しくデリバリーされる仕組みであれば、一般企業においても特殊な技能をもつ労働者からなる就労の場があるように、それらは精神障害者の就労の場として認識されうであろう。すなわち、情報保証の問題に帰することができる。

本稿では、情報保証、情報保障、情報補償という3つの概念から精神障害者の就労の課題について検討を試みた。これら3つの概念については十分に考察が尽くされたとはいいがたい。しかし、これら3つの概念が精神障害者の就労を検討する上で有効な指針となりうる可能性を認めることはできたように思う。今後はさらに具体的な事例にあたりながら、精神障害者の就労を検討する実質的な概念として構築を進めてゆきたい。

## 注 釈

- 1 従来型の職業リハビリテーションのアプローチは、技能訓練や福祉的作業所、試行的就労プログラムなどの職業前訓練を含むが、この段階的なアプローチを「トレイン-プレース」モデルと呼ぶ。このアプローチでは、一般雇用の仕事に就く前に、訓練や教育、保護的あるいは人工的な環境における実習によって利益が得られると仮定する (Deborah,2003; 大島巖他訳,2004,p.31)。
- 2 様々な定義があるが、デボラらは、「自分の人生と病気の管理に責任を持つこと、自分自身が満足する意義ある人生を追求し始めること、を含めた言葉と捉える (Deborah,2003; 大島巖他訳,2004,p.24)。」
- 3 1940年代に元入院患者たちが開いた会合が発展し、元精神科患者が集まるクラブとしてファウンテンハウスが設立された。1950年代には専門家をリーダーとして受け入れ、社会的サポートとともに職業復帰にも力を入れるようになり、さらに心理社会的リハビリテーションセンターの全国ネットワークへと発展していった。
- 4 包括型地域生活支援と訳される。保健、医療、福祉にわたる包括的なケアを多職種チームアプローチで集中的に提供するケアマネジメントの一類型。
- 5 1983年に行われ、すべての種類の障害者の就職、雇用継続、社会的統合・再統合を目指した。

## 参考文献・引用文献

- 1) Deborah R. Becker & Robert E. Drake (2003) A Working Life for People with Severe Mental Illness, Oxford University Press, Inc. (大島巖・松為信雄・伊藤順一郎監訳 精神障害をもつ人たちのワーキングライフ 金剛出版 2004)
- 2) 江本純子 精神障害者就業における根本問題 佛教大学大学院紀要 第32号 2004 pp.307-318
- 3) 江本純子 精神障害者就業の意義と課題 佛教大学大学院紀要 第33号 2005 pp.209-222
- 4) 伊藤順一郎他 重度精神障害者に対する包括型地域生活支援プログラムの開発に関する研究 厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業) 重度精神障害者に対する包括型地域生活支援プログラムの開発に関する研究総括研究報告書 2008
- 5) 檜葉明・飯住英幸・崔炯仁 産業精神医学の今日的課題 松仁会医学誌 40 (1) 2001 pp.13-18
- 6) 工藤正 さまざまな就労の取り組み 精神保健福祉白書 2008年版-多様化するメンタルヘルスと2年目を迎える障害者自立支援法- 中央法規出版 2007 pp.101-102
- 7) 厚生労働省障害保健福祉部 平成21年度障害保健福祉関係予算案の概要 2008年12月26日
- 8) 仲村信一郎 職場適応支援の好事例分析-主に企業類型化の試みの視点で- 第15回職業リハビリテーション研究発表会発表論文集 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 2007
- 9) 西尾雅明 統合失調症に対する偏見除去の方法に関する

研究 厚生労働科学研究費補助金(障害保健福祉総合研究事業)分担研究報告書 2003

- 10) 西尾雅明 ACT入門-精神障害者のための包括型地域生活支援プログラム- 金剛出版 2004
- 11) 西尾雅明 個別就労支援(IPS)の理念と取り組み 精神保健福祉白書 2008年版-多様化するメンタルヘルスと2年目を迎える障害者自立支援法- 中央法規出版, 2007 p.25
- 12) 西尾雅明, ACT-Jにおける就労支援 厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業) 重度精神障害者に対する包括型地域生活支援プログラムの開発に関する研究分担研究報告書 2008
- 13) 野沢和弘 千葉県で「障害者差別をなくすための条例」が成立 精神保健福祉白書 2008年版-多様化するメンタルヘルスと2年目を迎える障害者自立支援法- 中央法規出版 2007 pp.12-13
- 14) 緒方あゆみ 精神障害者の社会復帰支援施策の現状と課題-京都市における実態調査研究を中心に- 同志社政策科学研究 第4巻 同志社大学大学院総合政策学会 2003 pp.283-296
- 15) 佐織壽雄 特例子会社の活動 精神保健福祉白書 2008年版-多様化するメンタルヘルスと2年目を迎える障害者自立支援法- 中央法規出版 2007 pp.99-100
- 16) 精神保健福祉白書編集委員会 精神保健福祉白書 2008年版-多様化するメンタルヘルスと2年目を迎える障害者自立支援法- 中央法規出版, 2007
- 17) Sternberg R.J. Successful intelligence (小此木啓吾・遠藤美恵訳『知能革命』潮出版社 1998)
- 18) 高橋紘士 社会福祉情報論 全国社会福祉協議会研修センター 1985
- 19) 横溝一浩・加藤あけみ 福祉情報における三つの概念-情報保証 情報保障 情報補償- 静岡福祉大学紀要 第3号 静岡福祉大学 2006 pp.39-47

# 福祉経営における情報化の意義と課題

横溝一浩

The Significance and Issues of Informatization in  
Social Service Management

Kazuhiro YOKOMIZO

## 1. はじめに

経営情報論研究において、「情報化」とは何かが常に問われ続けている。企業における情報システムの役割が変遷する中、多数の論者によって多様な理解を伴い、その時代に適合した概念が示された。経営情報論における情報システムは企業において単なるデータ処理（DP: Data Processing）の道具ではなく、企業経営に様々な影響を与える要素のひとつとなっている事を多くの論者は示唆しており情報システム論とは異なる研究領域があることを明示してきた。換言すると、「情報化」は、情報機器の導入やネットワークなどの基盤整備ではなく、情報基盤を整備することによって業務のプロセスや組織、企業経営全体にどのような影響を与え、変革をもたらしたか、という情報システムと経営組織・業務プロセスなどとの相互作用を論じなければならないということである。それ故に、経営情報論の研究視座のコア概念として「情報化」は、常に問われ続けられるものであり、それは研究の基本であり、その研究成果より、経営情報論の論者の独自の視点や研究の固有性を見出すことができるのである。

福祉における情報化については、1970年代から実践的見地から論じられ、経営情報論の研究と同様の過程で進展してきたと考えられる。

本研究では、企業経営と福祉経営の変遷を顧み、経営情報論と福祉情報論の研究の中で情報化に関する研究の潮流を捉えた上で、福祉経営の効率化の部分ではなく、質の向上に焦点を絞り、情報の果たす役割について考察する。その上で、福祉の質の向上にとりわけ大きな影響を及ぼして

いる第三者評価事業における情報化の基準を元に質の向上と情報化について検討する。

さらに、医療経営における質の向上と情報化について、診療報酬制度を概観しつつ、制度によるインセンティブと情報化の進展および医療の質の向上について考察した後に、福祉経営の質の向上における情報化について、その課題点などを明確にし、今後の福祉経営の実践の場において資する研究としたい。

## 2. 日本的企業経営と福祉経営の変遷

1960年代以降の日本における企業経営の代表的なキーワードとして、「終身雇用」、「年功賃金」、および企業別組合などがあげられる。高度経済成長を経て日本的経営は、海外においても徐々に注目を集めた。1980年代の初期には、トヨタ生産方式がコスト・品質・納期という競争力で優れていると言われ、80年代後期には、日本の生産方式が欧米先進工業国の企業競争力の回復手段として有効であるとされ、まさに、海外における日本的経営ブームとも言える状況であった。わが国でも日本的経営は海外で通用する「普遍性」を持っているといわれたが、その後の平成不況のなかで日本的経営の影が薄れていった。1990年代に入ると、アメリカ企業は80年代のリストラクチャリングを基礎に業績を改善したために、一転して、アメリカ発の新しい経営理論（「競争優位戦略」、「リエンジニアリング」、「コア・コンピタンス経営」、「戦略的提携」、「コンカレント・エ

ン지니어リング」、「ナレッジ・マネジメント」、「アジル経営」、「バーチャル・コーポレーション」、「サプライ・チェーン・マネジメント」、「資源ベース・アプローチ」など)が注目され始めた。

これらは、日本的経営論の研究に大きな影響を与え、購買・研究開発・生産・マーケティング・情報システムなどの「(個別)経営システムとは何か」という経営システムの中身を重要視傾向が強まり、さらには、ネットワーク社会の進展等の外的環境要因も重なり、リアルとバーチャル空間に及ぶ部分に至まで企業経営が語られるようになった。

一方、我が国における前後の社会福祉事業は、1951年に制定された社会事業法(現:社会福祉法)により創設された社会福祉法人が中心となり、大きな役割を果たしてきた。政策構造が、行政を中心としたサービス提供者が主体となっており、戦後の社会福祉を支えてきた共通の側面として、社会福祉事業法を中心とする社会事業の認定、公営または社会福祉法人による事業推進、措置制度による経営の安定化等は、まさに、サービス提供の安定的システムを構築するための装置という側面が強いものであると言えよう。しかし、これらの手厚い施設整備費補助と措置費を資金源として、零細規模の法人においても、ある程度の運営が保証される結果となり、1990年代には、社会福祉法人は増加の一途をたどった。これらは、施設管理中心、法人経営不在、再生産・拡大生産費用は補助金と寄付が前提、画一的なサービス、同族的経営といった社会福祉法人の経営の温床となった。

しかし1990年代以降、社会福祉法人をとりまく環境には大きな変化が起きた。サービスの基盤整備が進行する中で戦後社会福祉の半世紀を振り返り、平成10年からの中央社会福祉審議会の議論を経て社会福祉事業法をはじめとする関連の法律が一度に改正された。これらの一連の改革が、社会福祉基礎構造改革と呼ばれているが、厚生省(現:厚生労働省)の「社会福祉基礎構造改革(中間まとめ)」では、改革の必要性として、現状のままでは増大、多様化する福祉需要に対応していく事は困難であるとし、児童福祉法の改正、介護保険制度の導入が行われた。介護保険制度の導入に伴い、サービス提供主体に関する規

制緩和が行われ、これにより競争原理・市場原理が導入され、利用者の選択、利用契約に基づく普遍的な社会サービスへ転換した。介護保険によるサービスでは、施設給付をのぞき営利・非営利を問わず、様々な経営主体が参入してきている。経営的視点から考えると、サービスを提供する多くの事業者の中から利用者自らが自由に選択できる条件は出来上がったといえるが、価格統制下におけるサービスの提供であることから、利用者はより低廉なサービスの選択はできない。すなわち、介護保険におけるサービス提供事業者は、費用削減等による价格的な競争ではなく、サービス提供の質において、利用者から選択される事業者となるためのインセンティブが働く事が期待されている。社会福祉法人を含めた事業者は、利用者から選択されるために、サービス提供の資源である設備・資金・人材・情報の質の向上を目指して、事業者自らの経営能力を向上させる必要があるのではないかと考えられる。

### 3. 経営情報分野における情報化の研究

経営情報論は、黎明期においては、経営を情報システム論的なアプローチから捉える研究がなされた。主導概念の変遷とともに体系化された。涌田は、経営情報を「企業経営の方針決定、行動測定などに必要とされて作成された情報」と定義した。経営情報は、経営者の意思決定に利用する目的に作成された情報であるが、その意思決定の一部は、組織内の管理者に委託され遂行されるので、それらの管理情報を含めたものを広義の経営情報と定義している(涌田、1975:p.1)。

我が国の企業におけるコンピュータの利用はPCS(Punch Card System)による事務処理の自動化から始まった。その後、今日に至るまで企業経営における情報システム(Information System:以下ISと略す)は、情報技術の進展に伴い大きく変化し適用範囲も拡大し続けている。

コンピュータの利用の変化については、「従来のコンピュータ利用」と「これからのコンピュータ利用」に区分することができる(石川、1989: )。「従来のコンピュータ利用」はオフィ

スコンピュータや汎用機を中心とする基幹勘定系（経理処理、販売管理、在庫管理などの定型的業務）が中心であったが、パソコンの価格性能比の飛躍的な向上を背景にエンドユーザーコンピューティング（End User Computing：以下EUCと略す）が進展し、非定型業務についてもISが適用されるようになった。また、通信インフラストラクチャーも1990年頃は、2,400bpsが中心で、社内・グループ企業内を対象としたテキストデータのやりとりが中心であった。しかし、インターネットの急速な普及により、BtoBやBtoCに見られるような新たな関係がインターネット上で築かれている。さらに、2000年よりCATV、ADSLに見られる高速な通信インフラストラクチャーが普及しており、テキストデータを主体とする従来のデータのやり取りから音声や動画などのデータもインターネット上で扱われるようになった。携帯電話も従来は通話中心であったのに対し、ブラウザを内蔵し携帯電話で直接Webページを閲覧し、電子メールの送受をする機能が付くなど、パソコンや携帯情報端末など同等の機能を持ちシームレスな環境でメタファに捕らわれず、必要な情報が必要なときに取り出せる環境も実現可能となった。

松田は、「経営業績の良否と情報のスピードは連動する」と主張し連結決算短信公表期間と経営業績との相関関係から「経営環境の変化に対し迅速に対応するには判断基礎情報が必要であり適時適切な情報を活用できるISが構築されている必要がある」としている（1988、pp141-142）。

これらのISは、経営情報の分野では、コスト削減型システムと価値創出型システムに分類できる。これらのシステムを投資額と投資効果によって表すと、

$$\eta = \frac{o}{i}$$

（ $\eta$ ：投資効果、 $i$ ：投資額、 $o$ ：業績）となる。ここでは、投資効果 $\eta$ を最大化することがシステム導入の目的であり、 $\eta$ を向上させるには、次の3タイプが定義される（花岡、1998、pp.165-171）。

(1) タイプ1：産出一定投入削減型

業績 $o$ が一定である業務（定型的な業務）に

対して、投資額 $i$ を抑えることにより、 $\eta$ を向上させる情報システム

(2) タイプ2：投入一定産出向上型

投資額 $i$ を一定として、業績 $o$ を増加させることで $\eta$ を向上させる情報システム

(3) タイプ3：産出／投入比率向上型

投資額 $i$ を増加させ、それを上回る業績 $o$ を産出することで $\eta$ を向上させる情報システム

タイプ1は、一般企業においては導入が進んでおり、なくてはならない情報システムといっても過言ではなく、法令や規則、契約などの外的要因による必要不可欠な定型的な業務を対象とするものが多い。

タイプ2は、一般企業における意思決定支援システムや解析予測処理などの情報システムがこれに相当する。

タイプ3は、リエンジニアリングや新しいビジネスモデルの構築などに導入され、さらなる業績を上げることを目指す情報システムである。一般企業においてはリエンジニアリングが進んでいるが、このタイプの情報システムは投資額が大きく、その効果が見えにくい。

企業経営の目的は、一般的には、次の3つのことを追求することと言えよう。

- ①株主のための利益追求。
- ②顧客のための顧客満足追求。
- ③従業員のための従業員満足追求。

この3つを同時に満足させることが企業経営の究極の目的といえよう。また、そのための方向性を示すのが経営戦略ということになる。これらの3つの要素はトレードオフの関係にあるが、経営者の行う意思決定は、常にこの3つのうちのどれかを追求しつつも、3者のバランスを保つ意思決定をしていかなければならない。

これらのそれぞれの要素においてISが深く関わっている事は言うまでもない。3つのタイプに類型されたISは、それぞれのタイプに応じた進展を遂げている。さらにインターネットの普及により、ビジネスプロセスそのものの変革や新たなビジネスプロセスなどが論じられ、経営の第4の資源という観点から、経営事業体のコア部分に関わる問題として、その論点が大きくシフトしつつ、情報化について議論が続けられている。

#### 4. 福祉情報分野における情報化の研究

「福祉情報化」という概念を、「福祉の情報化」ととらえるか、「福祉情報化」という新しい概念でとらえるかによって、福祉情報の展開は大きく変わるものと思われる。「福祉情報化」を「福祉の情報化」ととらえると、「情報化」をどのようにとらえるかが問題となる。この「情報化」という概念は、経営情報においても論議されたが、ズボフ (S.Zuboff) は「情報化 (informate) とは、対象物や事象や手順をデータに変換し、それを表示する技術の適用である」としている (Zuboff, 1985)。

福祉情報化を類型化する場合は、福祉情報システムによる類型をこのズボフの情報化の定義で説明することができる。しかし、福祉情報の先行研究から、福祉情報化を「ニーズ保有者や住民の生活支援を図る総体の取り組み」あるいは、「利用者側として生活の質 (QOL: Quality of Life) の向上、福祉サービス選択における自己決定の促進、サービス利用者の自己支援促進、福祉サービス利用者としての主体形成の促進」とした場合には、ズボフの「情報化」の定義では説明不可能となる。また、「福祉の情報化」という観点でズボフの「情報化」を適用すると、経営情報学の枠組みと同様なものとなり、福祉情報の独自の視点が薄れてしまう。したがって「福祉情報化」という概念は「福祉の情報化」としてとらえるのではなく、「福祉情報化」という新しい概念としてとらえるべきである。

わが国の、福祉情報に関する研究は、1982年から8年間、岡本らによる「老人ホームの介護サービス用情報システムに関する調査研究」というプラクティカルなアプローチから始まった。同研究では特別養護老人ホームをフィールドとし「処遇の科学化」をベースに老人介護情報システムの開発を行い、その活用に大きな期待を寄せた (岡本 1984: 1)。

この当時は、経営情報の主導概念として MIS がブームとなっていた事から、その影響を受けこのような研究がなされた。福祉情報研究の黎明期においては、経営情報論的アプローチから福祉の最も実践的な局面である「老人ホームにおける介護」から情報化が始まり、不確定要素が多い入所

者の処遇に関して、現場職員の属人的技能に頼っていた職務を科学的に数値化しニュートラルな概念で不確定で俗人的な概念を排除しようとしたものと考えられる。

福祉情報論が、社会福祉の面から体系的に論じられたのは、1985年の事である。福祉情報論の視点として社会福祉における処遇場面における情報化と社会福祉の政策の二つの場面における情報化が必要であるとしている。同研究では、情報化社会の進展をふまえ、社会福祉の視点から福祉情報論をとらえているが、その背景として社会福祉改革があることを明らかにしている。この改革の基で、処遇情報・制度運営・政策計画確定の各段階における情報の重要性は、ますます高くなっており、「科学的な情報を基礎に社会福祉活動を展開」するための情報システムの整備が必要であり、これらを活用する事で社会福祉の領域に様々な効果をもたらされることを指摘している (高橋 1985: 1-14)。

1990年代に入ると、「福祉情報」と「福祉情報化」という概念について定義され、福祉情報論は実践的研究から理論体系化され「福祉情報論」として確立されるのである。

森本は福祉情報化について「福祉情報を十分に流通・活用して地域福祉システムを整備し、ニーズ保有者や住民の生活支援を図る総体の取り組みである」としている (森本 1996: 39)。また、福祉情報化の類型として目的別による類型 (業務支援の情報化、活動支援の情報化、生活支援の情報化)、利用するメディアによる類型、福祉情報システムによる類型 (ニーズ情報把握システム、サービス情報提供システム、処遇情報管理システム、参加情報提供システム、運営・管理システム) に区分しており、地域福祉の実践的方法論の一環として福祉情報論を展開している (森本 1996: 42-51)。

高橋は、「福祉に関わる専門職および福祉に関心を持つ市民の情報発信力を高めていくエンパワーメントこそが福祉情報化の基礎である」とし、OAの進展としての情報化、市民向け情報提供サービス、ケアマネジメントにつながる情報化、需要調整と参加支援のための情報化、情報機器、情報技術を活用した福祉サービス、バリアフリーのための情報化、生きがいにつながる情報化

と社会福祉の展開と福祉情報化の関わりを整理した（高橋 1997：1-6）。

生田は福祉情報化について「社会福祉の向上を図るため、社会福祉の諸活動においての情報の価値を重視し、情報技術を活用しながら、その積極的な活用と流通が図られている状態であり、併せて、そのために必要な環境整備を行うこと」としている。また、その意義として福祉サービスを提供する側と利用者側に分けて論じている。サービス提供側の意義としては、関係スタッフ及び関係組織間での情報共有の促進、サービス提供の効率化、提供するサービスの高度化、経営・運営の透明性の向上と健全な競争の促進などがあり、利用者側として生活の質（QOL：Quality of Life）の向上、福祉サービス選択における自己決定の促進、サービス利用者の自己支援促進、福祉サービス利用者としての主体形成の促進としている（生田 1999：69）。

このことは、利用者が申請をして福祉サービスを選択するという現在の社会福祉サービスを見据えた福祉情報化の意義と言えるだろう。

## 5. 契約型福祉における評価事業の必要性

少子高齢化の進展や社会経済の成熟化により、福祉ニーズが多様化・高度化する傾向にある。このため、介護保険や支援費制度の導入にみられるように、行政がサービスを決める「措置型」から、利用者が自らサービスを選択・利用する「契約型」へと福祉・医療制度が移行している。「契約型」制度では、誰もが安心して適切なサービスを選択・利用できる環境を整備することが重要であり、高齢者・障害者・子育て中の親、病気の人など福祉・医療サービスの利用者が、望ましい選択をできるだけ十分な福祉・医療サービスの量と質を確保するとともに、利用者が選択するにあたっての情報提供・相談等の各種支援サービスを拡充し、利用者が自ら選択し、決定できる仕組みづくりとして、福祉サービスの第三者評価・情報公開事業を進める必要がある。

福祉サービスの提供方式が措置から契約に転換したと言う事は、行政法による措置から民法に

よる契約に転換したと言うことである。社会福祉における施設への入所措置の決定は、法律、条例に基づく正式な個別決定として国民・住民に通知される行政処分である。行政処分は議会立法に基づいて権力的に強い効力を持って法的効果（公定力）を生ずるので、対等なもの同士の契約とは違う（不可争力）。公定力は、行政行為が持つ、重大かつ明白な瑕疵がなければ、権限ある国家機関（行政庁または裁判所）がこれを取り消さない限り、一応有効なものとして公定される効力である。これに対し、契約は違法であれば無効でとなることが大原則であり（民法 90 条）、契約の効力に疑いを持つ当事者は、これを有効とする裁判があるまでは、その契約に従うことを強制されない。行政行為においては、合法性の推定が働き、その行為の有効性は、行政庁または裁判所という専門機関にその判断を委ねている。

一方、契約は、相対立する意思表示の合致によって成立する法律行為である。その結果、当事者の双方又は一方の他方又は第三者に対する債務が発生する。契約は、民法 90 条において、13 種類を規定しており、介護保険や医療保険においての契約は、準委任契約とされている。これらの契約については、個人が自由意思に基づき自律的に形成することができるという私的自治の原則に基づいたものであり、その権利能力を欠く者については、成年後見制度などにより、身上の監護として、契約行為については、成年後見人による代理契約、保佐人・補助人による同意に基づいた契約がなされ、民法において、その権利が擁護されている。また、福祉サービス利用において、サービス利用の際の契約内容が判断できないものに対しては、地域福祉権利擁護事業として、社会福祉法において第二種社会福祉事業として規定されている。本研究においては、行政法の「措置」ではなく、「契約」に基づく利用を研究対象としたい。さらに、サービス利用において、医療保険と同様に民法上の準委任契約方式の「契約」を取り入れた介護保険制度に絞り研究を進めていく。契約には、締結に至るまでの過程があり、各過程には、法的な根拠がある（表 1）。厳密に言えば、介護保険サービスの利用契約は、契約の締結過程における当事者の合意の部分が民法に規定されるものである。本研究では、民法上の当事者の合

意の部分ではなく、情報提供の部分に焦点をあて、研究を進めたい。この情報提供の過程は、契約における私的自治の原則を保証するための重要な過程であり、関連する法令として、利用者を消費者としてみた場合、消費者保護法および景品表示法などによって保護されている。この情報提供の過程においては、情報の非対称性という大きな問題があり、それは、人々が保有する情報の分布に偏りがあり、経済主体間において情報格差が生じている事実を表している。

表1 契約締結の過程と関係法令

契約締結過程	意義	関係法令
<b>1. 情報提供</b>		
不特定多数への情報提供	広告やホームページにより、サービス事業者の特定に必要な情報提供	社会福祉法 消費者契約法
利用希望者への情報提供	パンフレット等により、サービス事業者やサービスを選択するために必要な情報提供	景品表示法
<b>2. 重要事項説明</b>	利用申込者に対する契約内容やその履行に関する重要事項の説明	社会福祉法 運営基準
<b>3. 当事者の合意</b>	権利義務という法律上の効果を発生させる当事者の意思表示の合致	民法
<b>4. 書面の交付</b>	当事者双方の権利義務やサービス内容等について記載した書面の交付 (契約内容の不明確性の排除)	社会福祉法 消費者契約法 運営基準

この情報提供の過程においては、情報の非対称性という大きな問題があり、それは、人々が保有する情報の分布に偏りがあり、経済主体間において情報格差が生じている事実を表している。この情報の非対称性への対策として、①シグナリング (品質に関する情報 (シグナル) を買い手に提示しなければならない状況を構築し、情報の格差を縮小する) ②自己選択 (買い手に関する情報を、買い手自身の選択を通して提示させる) ③スクリーニング (試験などを行い、商品の品質を保証する) などがある (Akerlof, G. (1970))。

契約においては、情報の非対称性の他に事業者を優位な立場に導く要因となるものとして、さらに次の2点が考えられる。

第一に、契約の具体的内容が事業者側によって予め「約款」として作成した不動文字による書面により定められる事である。この約款が、そのまま契約内容となるので附合契約の性格を持ってしまう可能性がある。契約合意の過程における当事者間の合意の中で、一つ一つの契約条項ごとに互譲を伴う交渉が行われ約款が作成され、それが契約内容となるのであれば、附合契約性は回避できる。しかし、現実には、消費者が約款で提示さ

れた契約内容を包括的に受け入れ、当該事業者を契約相手として選択するか否かが問題となる。

第二に、契約締結の交渉の場において、交渉の経験豊富な事業者と素人である消費者の間には、交渉力の格差があることである。これらの諸問題から消費者を法的に保護する法律として、消費者保護法がある。消費者保護法においては、消費者については、第2条に「第二条 この法律において「消費者」とは、個人 (事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。) をいう。」と定義されている。さらに事業者については同法第2条2「この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。」と定義され、同法2条3に「この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。」と消費者契約を定義している。この法律においては、福祉サービスの事業者は、営利・非営利には関係なく、事業として福祉サービスの販売を行うことになる。当事者間の合意という契約行為は民法90条の準委任契約となるが、契約の締結過程で見た場合には、消費者契約としての性格も持つ (岩村2007年)。消費者契約として考えた場合、事業者側の努力として同法3条「消費者契約の条項を定めるに当たっては、その内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。」と定め、同法3条2には消費者側の努力として「消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。」と定めている。行為能力が十分にある消費者においては、問題にならない条文であるが、福祉の利用者は、行為能力が十分で無い場合がある。そこで、福祉サービスにおいては「利用者支援」という考え方がある。民法による後見人制度、社会福祉法による地域福祉権利擁護事業などがこれに該当し、消費者を福祉利用者の権利擁護として保護している。それらの制度の対象外となる利用者、すなわち自らの判断、自己責任においてサービスを利用しなければならない利用者が多数存在する。



本研究で対象とする利用者は、権利擁護事業の対象外の利用者に焦点を絞りその支援について検討したい。利用者支援には、様々な制度や方法が考えられるが、本研究においては、評価事業をその対象としたい。供給方式が措置方式の場合は、公的な責任の下において公権力を行使し実行するもので、そのサービスの質も担保されていた。しかし、契約方式は、措置制度と異なり、サービス提供に行政が責任をもたなくなったため、サービスの質の担保や実態把握が困難になっていることが指摘されている（山本 2002年）。その質の担保と利用者支援の為に、社会福祉法78条に努力義務として評価事業が位置づけられている。利用者支援の情報の非対称性と交渉力格差の解消の視点から捉えると、第三者評価事業は、現在の所ベストプラクティクスの1つではないかと考えられる。

## 6. 福祉サービスにおける評価・監査の概要

福祉サービスを巡る外部評価・監査・認証には様々なものがある（社会福祉法を根拠とする評価・監査、介護保険法を根拠とする評価・監査、外部機関などによる認証に大別される。これらの評価・監査は、根拠法によって、その目的と対象、評価・監査内容がそれぞれに異なるが、評価と監査の基本的な概念は、平成12年に出された福祉サービスの質に関する検討会中間まとめでは以下のように述べている。

監査は、指定基準の遵守状況を行政による強制力をもって、査察的観点により評価するもので、指定基準が満たされていない場合は、助言・改善指導などを行うものであり、社会福祉事業を行うためには、最低限満たしていなければならない水準を示しているものである。これに対し、評価は、評価基準に基づきサービスの質などについての達成度合いなどを評価する。評価基準は、現状の福祉サービスをよりよいものへと誘導するものとして設定され、評価を行うことによって、福祉サービスの質の向上を意図しているものである。

次節以降、各評価制度の目的・特徴などを整理し、福祉サービスにおいて現状の評価制度が何を

どのように担保しているか、全体像を把握する。

福祉サービスにおける第三者評価事業は、社会福祉基礎構造改革という大きな制度改革の流れのなかで、2004年5月には「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（新指針）が社会・援護局長、雇用均等・児童家庭局長、老健局長名で通知され、都道府県単位で第三者評価事業の体制整備を進めていくこととなった。

また、2000年の社会福祉法の改正において「情報の提供等」規定され、利用者が福祉サービスを利用する場合の選択・意思決定の支援の為に第78条の2に「国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。」とし評価を努力目標として法制度の整備が行われた。2000年4月から導入された介護保険制度においては、2006年の法改正により「介護保険サービス情報の公表」が義務付けられた（介護保険法 第115条の29）。しかし、公表された情報は、評価結果ではなく事実の確認結果などの形式的情報・属性情報が中心であった。その理由として、厚生労働省は「利用者自身の評価視点を育てる」としている。情報公開制度は、「利用者の選択に資する」ことを目的として、導入された制度であったが、サービス内容や質に関する情報はほとんど存在せず、利用者自身がサービスを選択する以前に、評価の視点を求めていることから、選択情報としての有効性については、多くの課題があるのではないかと考えられる。

さらに、情報公開制度の導入にあたって、現状の問題として「要介護高齢者自らが情報収集することの困難性」をあげているが、「全ての（多くの）事業所の情報を、公平に、いつでもどこでも誰でも閲覧可能とし、利用者の比較検討・選択を支援」するために、都道府県または指定情報公表センターのインターネット・ホームページを媒体として、利用者が閲覧し、家族・ケアマネージャが閲覧の補助的手段であるとしている。我が国のインターネットの利用者は2005年度においておよそ8,529万人（対前年581万人増）、世帯利用人口普及率は66.8%に達しているが、年代別、地域別、収入別にその内訳を見ると格差がみられ

る。このような状況を考慮すると、介護保険制度における1号被保険者に情報提供する手段として、インターネットを介して情報公開を行ったとしても、サービス提供者と利用者の間にある情報の非対称性を解消することは困難ではないかと考えられる。

また、介護保険制度においては、情報公開制度、第三者評価事業の他に行政による監査が法の規定の下で行われている。介護保険の保険者は、国と地方自治体である。監査は、国ではなく地方自治体が地方自治法の規定により、自治事務として実施している。

## 7. 福祉サービス第三者評価事業の概要

### (1) 評価方法

第三者評価を受審するにあたり、まず事業者は、認証された評価機関から評価機関を選択し、第三者評価に関する契約を評価機関と交わさなければならない。契約後に第三者評価が実施される。実施される第三者評価の評価方法としては、内部評価によるものと外部評価によるものの併用である(図6)。

内部評価は、事業者内における自己評価という形で実施され、評価機関が定めた評価項目による調査票を用いて、事業者が自ら評価する。外部評価としては、事業所調査として、評価機関が定めた評価項目による調査票を用いて、評価機関が訪問等により実施する。なお、自己評価と事業所調査の評価項目は同一である。

もう一つの外部評価としては、利用者調査がある。これは、評価機関が定めた評価項目により、評価機関が利用者や家族に対してアンケート又はヒアリングにより実施される。なお、利用者調査については、複数の評価調査者が一貫してあたることになっている。評価決定プロセスについては、評価機関が、一連の調査等の結果をもとに中立な第三者により構成された評価委員会において審議し、評価を決定し、その結果を推進機構に報告し推進機構は評価結果をホームページ等で公表している。

### (2) 評価者(評価機関の認証)

第三者評価機関としての認証要件は、法人格を有し組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者または、福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者が、それぞれ1名以上在籍することが条件となっている。また、評価調査者は、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講していることが規定されている。

さらに、評価調査者に対しては、定期的な研修機会を確保し、一件の第三者評価に2人以上の評価調査者が一貫してあたることとしている。また、事業者の運営に関することとして、事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開し、①所属する評価調査者一覧、事業内容等に関する規程(第三者評価を実施するサービス種別を含む)、第三者評価の手法、守秘義務に関する規程、倫理規程、受審料金表、評価事業の実績等を公開する事を義務付けている。

### (3) 評価基準

まず、「平成19年度東京都福祉サービス第三者評価実施における標準的な調査票」より評価項目について抜粋・要約する。

調査票は主なものとして、事業プロフィール、共通評価項目、利用者調査、事業評価分析シート(職員用、経営層合議用)などがある。共通評価項目は、理念の徹底度合いなどの組織運営にかかわる調査内容である。利用者調査については、調査内容については前述したが、調査方法として各項目について「はい」「いいえ」「どちらでもない」の項目について○を付け、さらに自由記入欄などがある。

事業分析シートは、職員用については、サービス提供のプロセスについて評価され、評価対象として評価対象Ⅲの「適切な福祉サービス」の領域が直接関わる領域である。評価は次の「A:標準項目をすべて満たした状態」「B:標準項目をひとつでも満たしていないものがある状態」「C:標準項目をひとつも満たしていない状態」「N:知らない・分からない」の4段階の評点基準で行う。判断基準は、標準項目に照らし合わせ採点を行う。なお、外部評価における調査員も同様の

調査票を用いて採点する。

#### (4) 評価方法・評価者・基準の分析

評価方法については、内部評価、外部評価を組み合わせ、それぞれの特徴を補完する意味では良い方法であると評価できる。自己評価は、1章でも述べたが、評価基準の客観性に問題があるが、外部の評価票を用いることによりこの点に関しては、補完できていると考えても差し支えないだろう。評価方法における問題点は、一連の評価結果を総合判定する評価機関内の評価委員会にあると考えられる。評価委員会の委員の属性情報については公開されているが、どの様な検討を経て総合評価が出されているかについては透明性が高いとは言いがたい。また、評価委員会は公正・中立立場であるとあるが、それが何か定義されていない事も問題である。評価者や評価委員の委員が専門職団体によってその資質が担保されていればよいが、現時点においては専門職集団とはいえない。この部分については法制度で担保するしかないのであろうか。

評価者については、法人格があり一定の要件を満たせば認証されるが、その法人としては、特に規制がなく営利企業に対しても認証されている。営利企業が第三者評価などの公益事業を行う場合、法人として何が担保されているのか、検討が必要である。

## 8. 第三者評価における情報化に関する基準

厚生労働省は、平成10年11月に社会・援護局長の私的懇談会として「福祉サービスの質に関する検討会」を設置し、11年3月には「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」を、12年6月には「福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ」を公表した。平成13年3月23日には、検討会の最終報告として「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」について、福祉サービス第三者評価事業の評価基準として、基7つの「評価対象」、25の「評価分類」、46の「評価項目」、93の「評価細目」で構成。また、「評価細目」を評価するための基準として3段階又は2段階の「判断基準」について策定した。

この評価基準において、情報化あるいは情報管理に関する評価基準について抜粋すると以下の通りとなる。

### IV 福祉サービス実施過程の確立

#### IV-1 サービス実施計画の管理

IV-1-(1)-(2) 利用者の状況等に関する情報を職員が共有化している。

##### 【判断基準】

- a) 利用者の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取り組みが行われ、効果が認められる。
- b) 利用者の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取り組みが行われているが、効果が認められていない。
- c) 利用者の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取り組みが行われていない。

#### IV-3 サービスの実施

IV-3-(2)-(13) 計画の実施に関わる記録が整備されている。

##### 【判断基準】

- a) 一人ひとりの利用者について、そのサービス実施計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) —
- c) 一人ひとりの利用者について、そのサービス実施計画の実施状況が適切に記録されていない。

#### IV-4 評価・変更

V-4 (1)-(14) 利用者の情報がサービス実施計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。

##### 【判断基準】

- a) 利用者の状況の変化等に関する情報が、その利用者のサービス実施計画の責任者に確実に伝達されるための体制を整備している。
- b) —
- c) 利用者の状況の変化等に関する情報が、その利用者のサービス実施計画の責任者に確実に伝達されるための体制を整備していない。

このように、厚生労働省の定めた基準において

は、施設職員間の情報共有の体制、利用者一人ひとりのサービスの実施状況の記録管理、サービス提供責任者に対する情報伝達の仕組みが評価対象となっている。情報化・情報管理に関しては、この3点がサービスの質の向上に資するものとされている。

厚生労働省が公表した評価基準は、あくまでもベースラインであり、実際の評価事業においては、各都道府県の実施推進主体が定める事となっている。静岡県の評価基準においては、厚生労働省の評価基準をベースに利用者に関する記録管理体制の評価、職員の情報共有について、パソコンのネットワークシステムの利用などが評価の着眼点に加えられている。

## 9. 医療における情報化・情報管理に関する基準

わが国において病院施設を評価する試みは、1976年に始まった日本医師会の病院委員会における病院機能の定義から始まった。多くの病院が有床診療所の発展型として設立されていったという、わが国特有の歴史的経緯がこの背景にあった。すなわち、地域医療のシステムを構築していく中で、診療所とは異なる病院機能の実質的な位置付けを改めて明確にすることが必要であったということになる。そしてそのため、病院機能を定義し評価する必要がある、ここに議論が行われる理由があった。この議論の始まりが専門職団体によって行われたことが、福祉サービス第三者と大きく異なる点である。

その議論を引き継ぐ形で、85年に日本医師会と厚生省が合同で病院機能評価研究会を設置され、その成果として刊行された「病院機能評価マニュアル」は、その後のわが国の病院評価機能の基本的な方向を示すところとなった。これを契機に多くの医療関係団体や研究会から、それぞれの分野についての評価マニュアルや評価表が作成され、また、機能評価に関する調査や第三者評価の試みも実施されるようになった。病院の評価を議論のレベルから実践のレベルに展開していくには、90年設立の「病院医療の質に関する研究会」

による活動が大きく寄与した。

1993年、厚生省の中に「病院機能評価基本問題検討会」が設置され、これらの研究活動を社会システムとしての評価事業に結実させるための事業体の設立が既定の方針となった。そして、1995年、国、医療関連団体、健康保険団体などを出資者として、「財団法人日本医療機能評価機構」が発足し、同機構では、平成7、8年度を運用調査期間として「評価事業のFeasibility Study」が実施された。評価ツールの開発、評価調査者の養成、および病院審査の実施試行がその主な内容である。平成9年度からの本事業開始は、これらの経験を活かし改良された方法で進められ今日に至っている。

平成12年4月の診療報酬改定で、診療録管理体制加算が新たに設けられ、診療録管理体制に対する評価がなされた。これにより、全国の病院に診療録管理の重要性が注目され、診療情報管理士が注目を集めることとなった。またこのことから、診療情報管理士の受講者数が大幅に増加した。診療報酬は入院患者1名につき入院初日に限り、30点を加算できる。診療録管理体制加算は、必ずしも診療情報管理士の民間資格を有している必要はないが、1名以上の専任の診療記録管理者が配置されていることが要件である。

病院機能評価において、評価業務・評価情報公開は、全て日本病院評価機構が行う。評価は病院の種別により分類され、一般病院の2種別（種別A・種別B）、精神病院の2種別（種別A・種別B）および機能複合型の2種別（種別A・種別B）、の計6種別に分類されている。

評価の基本的な枠組みは、「書面審査」と、機構より委嘱された評価調査者が病院において情報を収集し、所定の評価基準に則して評価結果を行う「訪問審査」の2段階による評価の枠組みが設定されている。

書面審査は、評価調査者が訪問審査に先立ち、対象病院の概要を把握するためのものである。書面審査調査票は、一定の様式に沿って記載され提出される。書面審査は「病院機能現況調査」と「自己評価調査」からなり、「病院機能現況調査」は施設基本票、部門別調査票、診療機能調査票、経営調査票から構成される。また、「自己評価調査」

は、「訪問審査」において評価調査者が評価判定する内容と同じ内容について、病院の管理者が事前に評価するものである。

病院機能現況調査とは、病院全体の基本的概要の把握、病床数・職員数・施設基準/資格認定の状況・看護形態・患者数、病院の各部門の状況の把握、人員配置・設備配置・運営状況・実績、診療機能調査票：実績から各診療領域の機能を把握、主要な検査・手術の実施（対応）状況、経営状況の概要の把握などを行う。

「訪問審査」における評価の対象領域は、先行研究を参考にしつつ、病院において想定される機能を適切に網羅、区分できることを考慮した設定された対象領域は、病院の理念と組織的基盤、地域ニーズの反映、診療の質の確保、看護の適切な提供、患者の満足と安心、病院運営管理の合理性、保護と隔離に関する機能（精神病院版のみ）である。

各大項目の内容は、より具体的な達成目標を表す中項目に分解されている。中項目として設定された内容について、実際に評価調査者が評点を行い、各中項目を評価判定するために現場で確認すべき内容として、1中項目あたり原則的に複数の小項目が設定された。これらの小項目群は、中項目で求められている水準を満たすために、種別に該当する病院で実施されている一般的・代表的な状況を項目化したものであり、評価判定指針に則して評価される。

評価調査者は、それぞれの病院種別に対応した訪問審査調査票を用いて、そこに定められた評価項目についての評価判定を行い、この際、当該病院の状況に対して客観的に、また、統一的な価値基準によって評価判定が行われることが重要であるとしている。さらに、評価判定の結果に、評価調査者の個人特性などによるばらつきが生じることを可能な限り排除する必要がある。

このために、各小項目への評価判定、および小項目の判定結果から中項目の評価判定を行う考え方を整理し、これまでの経験なども踏まえて、各項目について「評価判定指針（スコアリング・ガイドライン）」を作成し、これにそって評価をする。設定された各々の中項目は、1-5の5段階の順序尺度によって評価される。

情報化・情報管理に関する評価基準は以下の通

りである。

## 1 病院組織の運営と地域における役割

### 1.4 情報管理機能

#### 1.4.1 情報管理の体制が確立している

1.4.1.1 情報を統合的に管理する部署または機能がある

1.4.1.2 情報システムの活用方針が確立しており、計画的に対応が図られている

#### 1.4.2 診療に関わる情報が適切に活用されている

1.4.2.1 医療活動や診療実績に関する情報が把握・分析され報告されている

1.4.2.2 医療の質に関する情報が把握・分析され報告されている

1.4.2.3 病院の運営状況や診療実績を病院年報としてまとめている

#### 1.6.2 地域への情報発信が適切に行われている

1.6.2.1 広報活動が組織的に実施されている

1.6.2.2 病院の機能や診療実績に関する情報が発信されている

## 2 患者の権利と医療の質および安全の確保

### 2.2 患者-医療者のパートナーシップ

2.2.1 患者の知る権利を保障し、診療情報が患者と共有されている

2.2.1.3 診療情報が患者と共有されている

2.2.1.4 個人情報適切に保護されている

## 4 医療提供の組織と運営

### 4.1 診療部門

#### 4.1.1 診療部門の体制が確立している

4.1.1.2 機能に見合った施設・設備・機器などが整備され、適切に管理されている

3 インターネットが利用できる環境など PC のシステムが整備されている

### 4.3 薬剤部門

#### 4.3.1 薬剤部門の体制が確立している

4.3.1.2 機能に見合った施設・設備・機器などが整備され、適切に管理されている

4 インターネット端末などの必要な情報機器が整備されている

### 4.15 診療記録の管理

#### 4.15.1 診療記録を管理する体制が確立している

4.15.1.1 診療記録の管理に必要な人員が適切に配置されている

4.15.1.2 機能に見合った施設・設備・機器などが整備され、適切に管理されている

- 1 診療情報管理の執務スペース、診療記録の閲覧スペース、診療記録の保管スペース、保管設備・機器などが整備されている
- 2 診療情報管理に必要な情報機器、ソフトウェアなどが整備されている

4.15.2 診療記録が適切に管理されている

4.15.3 診療記録管理の質改善に取り組んでいる

#### 4.16 情報システム管理機能

4.16.1 情報システム管理の体制が確立している

4.16.1.1 情報システム管理に必要な人員が適切に配置されている

- 1 管理・責任体制が明確である
- 2 機能および業務量に見合った職員が配置されている

4.16.1.2 情報システム管理の規程・手順が適切に整備されている

- 1 情報システム運用管理の規程が定められている

4.16.2 情報システム機能が適切に発揮されている

4.16.2.1 情報システム機能が必要時に利用可能で、適切な処理能力を有している

- 1 情報システム機能が必要時に利用可能である
- 2 診療に支障の出ない処理能力が確保されている

4.16.2.2 情報の真正性が確保されている

- 1 過剰・不適切な自動化機能が組み込まれていない
- 2 修正・削除などの履歴が残るなど、改竄ができない仕組みがある
- 3 薬剤マスターなど、診療に関わるマスターのメンテナンスが適切に行われている

4.16.2.3 情報システム機能は、診療の安全に配慮されている

- 1 誤入力、誤操作を防止する機能を有している
- 2 患者の誤認防止などの安全性を高める機能を有している

4.16.3 情報システム機能の質改善に取り組んでいる

4.16.3.1 情報システム管理に関わる職員の能力開発に努めている

- 1 院内外の勉強会や学会・研修会の機会があり参加している
- 2 学会・研修会への参加報告が行われ、業務の改善に役立っている

3 職員個別の能力に応じた教育がなされている

4.16.3.2 情報システム機能の質改善を推進している

- 1 情報システム機能の課題が検討されている
- 2 改善の計画と実績がある
- 3 システムの改善に関して関係部門との連携・協議・改善が図られている

このように、病院機能評価においては、診療録を中心とした情報管理の組織と運用、情報管理のインフラストラクチャーとしての情報システムの管理運用体制について、細目にわたり評価しており、医療にとっての情報の重要性を伺い知ることができる。

診療報酬制度においても、情報化は重要視されており、診療報酬制度の中に情報化に関する加算も取り入れられている。その1つとして、初診料に対する電子化加算である。電子化加算は、電子化加算の施設基準を満たしている医療機関が、加算の対象となる。その施設の基準として、診療報酬の請求、医療費の会計が電子化されていることが必須となっており、これに加えて、電子カルテ、オーダリングシステム、画像の電子化、遠隔医療システム、インターネット等を利用した予約システムなどのシステムのいずれかを導入していることとしている。この電子化加算は、医療の電子化に対する設備的投資を促すものである。

さらに、医療にとって、最も重要な情報である診療録については、2000年の診療報酬制度の改正より新たに、診療録管理体制加算が設けられた。その施設基準は以下の通りである。

- ① 診療記録（過去5年間の診療録並びに過去3年間の手術記録、看護記録等）の全てが保管・管理されていること。
- ② 中央病歴管理室が設置されていること。
- ③ 診療録管理部門又は診療記録管理委員会が設置されていること。
- ④ 診療記録の保管・管理のための規定が明文化されていること。
- ⑤ 1名以上の専任の診療記録管理者が配置されていること。
- ⑥ 保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。
- ⑦ 入院患者についての疾病統計には、ICD（国際

疾病分類）大分類程度以上の疾病分類がされていること。

- ⑧全診療科において退院時要約（サマリー）が全患者について作成されていること。
- ⑨患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。

さらに2004年4月には亜急性期入院医療管理料が設定され、その要件の中に診療録管理体制加算を取得していることが条件となり、ますます全国の病院から診療録管理体制加算を取得しようとする動きが広がっている。この加算では、診療録を管理するための設備、運用・管理方法、運営管理のための人材などが規定されている。診療録の価値は、病院管理学の創始者と言われるMacEachernが、患者にとっての価値、病院にとっての価値、医師にとっての価値、法的防衛上の価値、公衆衛生上の価値、医学研究上の価値の6項目をあげている。この概念は、今日の医療サービスの提供に際し、根拠に基づいた医療（EBM: Evidence Based Medicin）を実践する上においても、重要な概念であり、現在の医療にとっての情報は、その質の向上に資するものとして位置づけられている。

## 10. おわりに

### －福祉経営における情報化の課題－

福祉施設における情報機器の設置状況は、2003年の厚生労働省「福祉施設等調査」において、全福祉施設のうち77.3%が設置しており、そのうち78.6%の施設が、財務・経理等の事務処理業務に情報機器を利用している。すなわち、前節でも述べたタイプ1の情報システム（産出一定投入削減型）については、施設にとって必要なシステムとして普及している。このタイプのシステムは、事務処理の効率化に大きく寄与しており、効率化という面で情報化を捉えれば、福祉施設においても今や議論の余地はないと考えられる。

福祉施設における情報化の議論において、情報機器の設置状況や業務の効率化という議論は、意味をなさないとなれば、今後、どのような方向性で議論する必要が有るかを最後に考察する。

医療においては、病院機能評価において、部門としてさらに細目にわたって、情報システムのインフラから組織・運営管理にわたるまで評価しており、情報システムが主として扱う診療情報の管理体制についても評価対象となっている。また、診療報酬制度においても、設備と運営管理の面から加算が設けてあり、設備面においても、運営管理面においても情報化を促進するためのインセンティブとなっている。しかし、介護保険制度においては、情報化等の設備や情報管理に関する運営・管理の加算規定は現在の所存在しない。少なくとも現段階において、制度面では福祉において情報化は評価されていないと言える。

医療においては、療養担当規則において、質の向上についての努力規定が明文化されており、質の向上を目標とした病院機能評価においても評価対象となっている。すなわち、医療経営における経営目標の1つである質の向上の面において情報はなくてはならないものという位置づけになっていると言っても過言ではない。情報システムなどの管理・運営、医療システムの戦略的な立案ができる人材として「医療情報技師」の認定試験制度を設けている。さらに診療録の管理の専門職として診療情報管理士の養成過程の設置、認定試験の実施等、情報化に関連する人材育成にも注力している。このことから、医療と情報の関係の重要性が伺い知ることができる。

一方、福祉の経営の目標についても、社会福祉法の改正で質の向上が謳われているものの、介護保険制度によるインセンティブや福祉サービス第三者評価の評価対象に情報化という言葉は存在しない。この差異は何か、考察すると、福祉においては情報に価値が、まだ十分に認知されていないのではないかと推測される。早産援助の現場において、Evidence-based Social Workについての議論が高まってきている。しかし、Evidence-basedのEvidenceとしての情報の価値を十分に認識し、それらを踏まえた情報化について議論がなされなければEvidence-based Social Workは、実践には向かない抽象的な概念となってしまう。医療分野においてEvidence-basedの考え方が成立する背景として、情報の価値が十分に認知されていることが大きな要因となっていると考えられる。Evidence-basedのEvidenceとし

ての情報の価値が認知されており、それらが十分に活用されているからこそ、医療の質の向上に情報が大きく寄与しているとも言える。

福祉にとって Evidence-based という考え方が不要であれば、情報化の論議も効率化について考慮すれば十分であろう。しかし Evidence-based という考えを福祉の経営の中に取り入れ、質の向上につなげるのであれば、福祉における情報の価値を十分に認識したうえで Evidence とは何か、Evidence-based とは何か議論する必要がある。また、人材においても大きな問題がある。現状では、福祉における情報管理に関する専門的な人材は育成されていない。情報管理の対象となるであろう利用者の記録についても、現行の社会福祉士・介護福祉士の養成過程の中では、医療の看護師養成等と比較すると、そのウェイトが低いと言わざるを得ない。福祉の専門職においても情報の価値が十分認識されなければ、我が国における Evidence-based という概念は、抽象概念に終わってしまうであろう。

福祉経営における情報化の意義を質の向上として捉えるのであれば、質の向上を中心とした情報の価値について検討し、その結果を制度・人材育成において十分に組み込む為の研究と実践が今後の大きな課題であろう。

- 7) 厚生労働省 (2002) 「平成 15 年度福祉施設等調査」
- 8) 静岡県 (2009) 「静岡県社会福祉サービス第三者評価事業評価基準」
- 9) 社団法人シルバーサービス振興会介護サービス情報公開支援センター編 (2006) 『事業者のための 介護サービス情報公開制度 Q&A』中央法規
- 10) 西尾勝 (1990) 『行政学の基礎概念』東京大学出版会
- 11) 西川克己『福祉事業経営特論 福祉マネジメント学への招待』自由国民社 (2006)
- 12) 西田在賢 (2001) 『医療・福祉の経営学』薬事日報社
- 13) 花岡莠 (1998) 『情報化戦略－IS 資源の戦略的配分の枠組み』日科技連
- 14) 病院評価機構 (2009) 「病院機能評価 統合版評価項目 V6.0(下位項目付き)」
- 15) 福祉サービスの質に関する検討会 (2002) 『「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」について』厚生労働省
- 16) 古川孝順 (2002) 『社会福祉学』誠信書房
- 17) 松田修一 (1988) 「企業の変化対応スピードと経営業績」『早稲田大学システム科学研究所紀要』No.19 (1988) pp131-146
- 18) 三浦文夫 (1985) 「社会福祉政策研究－福祉政策と福祉改革」全国社会福祉協議会
- 19) 森本佳樹 (1996) 『地域福祉情報論序説－「情報化福祉」の展開と方策』川島書店
- 20) 横溝一浩 (2005) 「福祉情報論の論点と課題」『福祉情報実践研究会紀要』静岡福祉大学福祉情報実践研究会
- 21) 横溝一浩 (2008) 「福祉経営に関する基礎的考察」『社会論集』第 14 号 関東学院大学人文学会社会学部会
- 22) 横溝一浩 (2009) 「ソーシャルワークにおける記録管理に関する一考察」『静岡福祉大学紀要』第 5 号 静岡福祉大学

## 参考文献・資料

- 1) Akerlof, G. (1970). The market for lemons: quality uncertainty and the market mechanism. Quarterly Journal of Economics 84 (3), 488-500.
- 2) Shoshabana Zuboff (1985) Automate/Infomate, The Tow Face of Intelligent Technology, Organization Dynamics
- 3) 生田正幸 (1999) 『社会福祉情報論－利用者本位の社会福祉のために』ミネルヴァ書房
- 4) 生田正幸 (2001) 「情報化は福祉を変えるのか?－『21世紀の福祉』への課題と展望－」『立命館社会産業論集 第 36 巻第 4 号』立命館大学
- 5) 石川昭 (1989) 『戦略的情報システム入門』日本経済新聞社
- 6) 沖倉智美 (2001) 『社会福祉学：障害者福祉サービスに関わる情報取り扱いに関する一考察－情報提供・公開・共有の視点から』『日本社会福祉学会会誌』Vol41No2, pp59-70



# Web 上での 6 点入力による 点字学習ソフトウェアの作成について

岩井 宏  
\* 窪田早希

The Development of the Braille Learning Software by Six Point Entries on the Web

Hiroshi IWAI

Saki KUBOTA

## 要 旨

点字の表記が一般的に増えてきており、点字の学習をする機会が多くなってきている。盲ろう者とのコミュニケーションの一つとして指点字がある。指点字は、点字タイプライターの 6 つのキーに見立てて、相手の指の上で指で点字を打つものであり、6 点入力による点字の操作を学習することにより利用可能となる。しかし、6 点入力用のソフトウェアは、有料またはインストールが必要であり、気軽に利用できるものがない。そのため、Web 上で気軽に利用できる 6 点入力の点字学習ソフトウェアを FLASH を用いて作成した。本報告はそのソフトウェアの報告である。

## 1. はじめに

点字の表記が増えてきており、電車、エレベータ、アルコール飲料などに点字表示されるのが一般的になってきている。小学校においても点字の学習をしている。点字は視覚障害者の情報入手手段であり、盲ろう者とのコミュニケーション手段の一つとして指点字がある。晴眼者が点字を学習する方法としては、点字器を用いての学習などがあり、指点字の学習は 6 点入力の点字タイプライターやアプリケーションソフトウェアをコンピュータにインストールして使用方法がある。しかし、点字のアプリケーションソフトウェアには、音声読み上げ機能や特殊なフォントを使用するため、コンピュータの種類や状態によってはコンピュータに不具合が発生する可能性がある。また、6 点入力のソフトウェアは高価なため、晴眼者が学習をするだけのためには、なかなか踏み切れないものである。そこで、晴眼者がコンピュータへのインストールの必要もなく、6 点入力の学習ができるように本ソフトウェアを

FLASH を用いて作成した。FLASH に関しては、高齢者・障害者等への配慮特に視覚障害者への配慮としては使用しない方がよいものではあるが、あえて 6 点入力を行うソフトウェアを購入することはほとんど無い晴眼者の学習のためにという観点から Web ページでも公開できる FLASH を用いている。

インターネット上で公開されている点字関連のソフトウェアは、点訳ソフトや視覚障害者向けの点字学習ソフトウェアがほとんどである。アイメディアの点字学習ソフトなど<sup>1~4)</sup>があるが、墨字を入力して点字に変換する、また点字を墨字に変換し点字の学習をするものであり、6 点入力の学習するものではない。指点字の学習のサイトもあるが、墨字をクリックして、どの指が対応するかを丸で表示したものであり、実際に自分でキーボードのキーを押して操作することはできない。<sup>5)</sup>

## 2. ソフトウェアの仕様

キーと点の関係は、図1に示すように①の点がキーボードのF、②の点がD、③の点がS、④の点がJ、⑤の点がK、⑥の点がLに対応している。これは、一般的な6点入力のソフトウェアの対応と同じである。

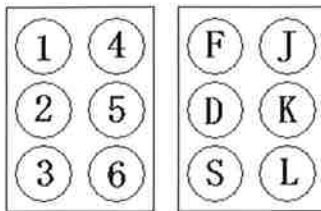


図1 点とキーの関係

本ソフトウェアは、通常の点字器や点字ソフトとは異なり、点字の学習も目的としているため、ただ単にキーを押して点字を表示するだけでなく、その点字の下に墨字を表示するようにしている。

点字と墨字の関係<sup>6)</sup>としては、点字1文字が墨字1文字(1音)を表すものと、点字2文字以上が墨字1文字を表すものがある。点字1文字が墨字1文字を表すものには、「あいうえお」などの清音、「ん」の撥音、「っ」の促音、「ー」の長音がある。これに対しては、1回キーを押されるごとに文字を判断し、点字と墨字を画面に表示している。

点字2文字が墨字1文字を表すものとして、「がぎぐげご」などの濁音、「ぱびぶべぼ」などの半濁音がある。また「きゃきゅきょ」などの拗音、「ぎゃぎゅぎょ」などの拗濁音、「びゃびゅびょ」の拗半濁音がある。この処理としては、1文字目の点字の入力をし、2文字目の点字の入力後に墨字文字を表示するようにしている。

数字に関しては、数符が入力されたあとに、0～9の数字が入力された場合には、数字が墨字として表示されるようにしている。また、点字規則によりそのあとに数字の入力が続くときには、数字という規則があるため、その規則に従い数字が続く場合には、数字を表示するようにしてある。アルファベットに関しても数字と同じであり、外文字が入力された後にアルファベットの入力が続く限りアルファベットとして処理をおこなう。

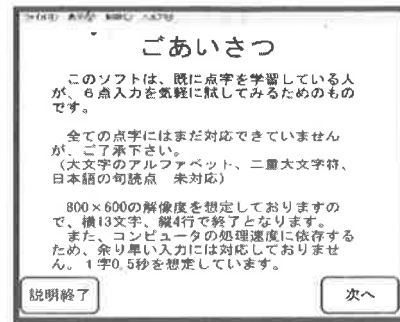


図2 オープニング

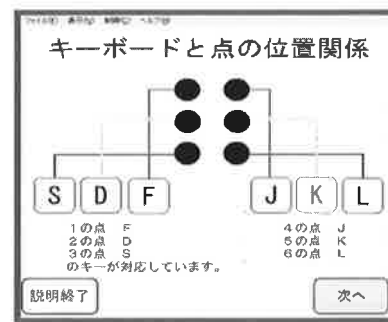


図3 キーボード説明



図4 入力説明1



図5 入力説明2

入力のタイミングは、晴眼者の学習を目的としているために、早い入力は想定していないので、0.5 秒に 1 文字としている。

本ソフトウェアの画面の流れを図 2～9 に示す。JIS8341-3 にも規定されているように入力者のペースで進められるよう、次のページへ移るのに「次へ」のボタンを用いている。画面遷移は、図 2 のオープニングとして入力方法の説明を表示し、図 3 でキーボードと点の位置関係の説明、図 4～6 で入力例の説明である。この説明に関しては、「説明終了」でスキップできるようにしている。その後、図 7～8 の実際の入力作業にはいるようにできている。13 文字 4 行の入力が終了すると、図 9 のもう一度行うかの確認画面となり、「もう一度」を選択すると図 7 に戻る。

また、画面サイズは Web ページ上で動くことを前提としているため、800 × 600pixel の解像度の画面に表示できるサイズとしている。そのため、13 文字 4 行の表示で終了となる。

### 3. 処理方法

コンピュータ上のプログラムの処理としては、点を 2 進数と見なして計算をし、キーを押されたときの合計を求め、どの文字が入力されているかを判断している。処理は、大きく分けると 3 つに別れる。1 つ目は、1 文字の清音・撥音・促音・長音であり、2 つ目は 2 文字の濁音・半濁音・拗音・拗濁音・拗半濁音、3 つ目は 2 文字以上でその処理を繰り返す数字・アルファベットである。概括流れ図を図 10 に示す。

FLASH での作成で今回一番問題となった点が、キー入力と表示の判断のタイミングである。入力待ちのループはタイムラインで行っている。6 つのキーを押すときに「同時」と表現するが、実際にキーを押すときに同時に押すことは困難であり、またキーボードも反応できないことが考えられる。そのため若干のタイミングのずれが生じる。その若干のずれが生じた場合でも、同時に押して 1 文字分の入力であると判断するように処理している。

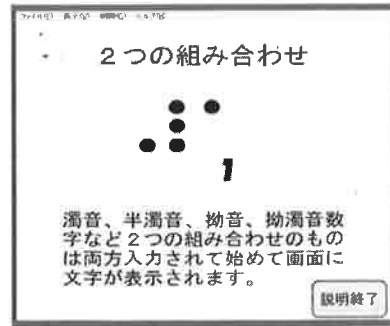


図 6 入力説明 3

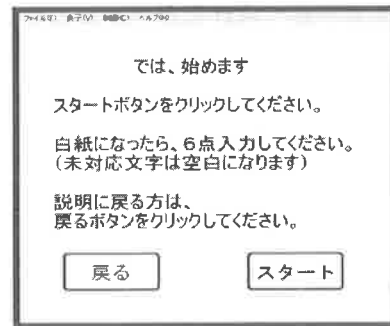


図 7 入力開始画面

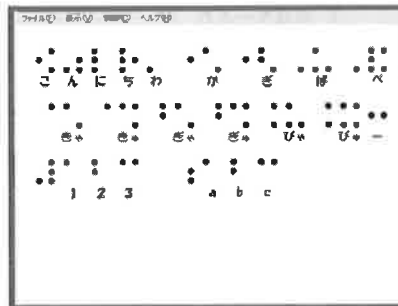


図 8 入力中サンプル

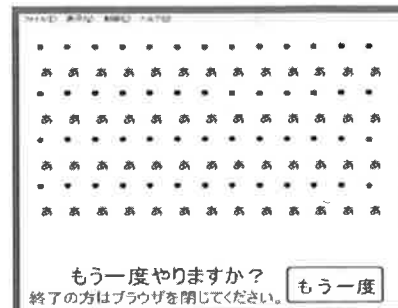


図 9 終了画面

#### 4. まとめ

現ソフトウェアでは、句点などの一部の入力処理ができていない部分があるが、点字の学習のためには十分な仕様となっている。入力後の反応が少し遅く感じるが、通常のプログラム言語とFLASHは若干異なるため、またイベントの設定でキーが押された場合の判定は1つのイベントに対して1つのキーと設定したため、やむを得ないと考えている。また、本ソフトウェアは、盲ろう者への伝達手段としての指点字を、実際のコンピュータのキー操作で習得してもらうことが目的でもあるため、早打ちができなくても良いと考えている。

当校においても点字の学習が行われており、本ソフトウェアが晴眼者の点字学習の役に立つことを期待している。今後、本ソフトウェアによる学習成果について検討を行い、小学生でも興味をもてる仕様にしていきたいと考えている。

本ソフトウェアはオープンソースとして公開を予定である。

#### 引用・参考文献

- 1) アメディア (<http://www.amedia.co.jp/2009.2.3>)
- 2) 一点入魂 (<http://plaza25.mbn.or.jp/~parisblue/2009.2.3>)
- 3) KanzaSoftFactory&Library (<http://kanza.qee.jp/2009.2.3>)
- 4) KTOS PC-Talker の付属ソフト  
株式会社 高知システム開発
- 5) 指文字と指点字で遊ぼう  
(<http://www.ookawa.com/hosodaigaku/kinen/education.html> / 2009.8.30)
- 6) 当山啓「改訂版 点字・点訳基本入門」産学社

\* 2008年度 静岡福祉大学 福祉情報学科卒業

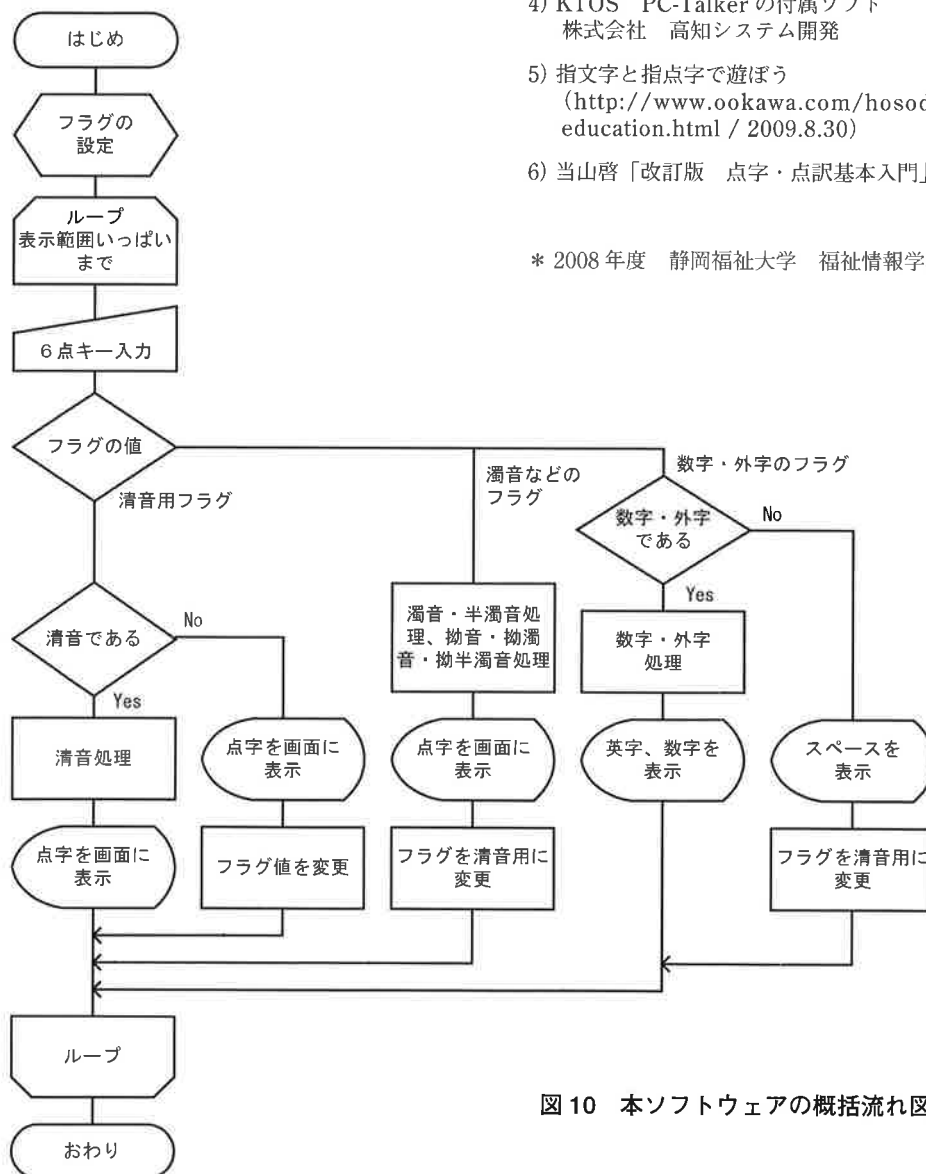


図10 本ソフトウェアの概括流れ図

# 在宅支援のための介護福祉教育

～ 社会福祉系大学生の介護資格取得教育からの一考察 ～

末廣貴生子

Education in Caregiving for the Elderly Living at Home:  
A Study on the Education of Social Welfare Students Aiming for the Home Helper License

Kibuko SUEHIRO

## 1. はじめに

今から19年前の1990（平成2）年、映画「安心して老いるために」<sup>1)</sup>が当時注目をあびた。それは、高齢者やその家族や介護する人々の実際の働きを、施設と在宅での実際の日々の生活を映像を通して丁寧に描き、そこから、高齢者福祉への取り組みの姿勢や介護資源の整備の対応が、高齢者の生活に大きな影響を与えるということ、多くの人々とともに考えていこうとする意図と提案がうかがえたからである。さらに、映画は、北欧とオーストラリアの介護福祉の施策や、施設での個人の尊重や地域への取り組み、特に高齢者の自立したひとりくらしの生活と比較しながら、高齢者が安心して自立した暮らしをおくるために必要な課題とは、①国・市・町の福祉理念や福祉行政政策が明確で活発に作動していること（年金、介護の制度）②施設と在宅の生活に必要な介護福祉環境が整備されていること（食生活・住生活・衣生活・余暇生活、緊急通報装置、老人住宅、補助器具）③高齢者自身が自分らしい生活を精一杯送っていかうとする強い意志（自己決定、人生の継続性、残存機能の活用）④量も質も専門性も総合性も十分な支援する介護福祉職人材の供給が充分であること（介護福祉士、訪問介護員、ボランティア）、であると訴えている。

とりわけ、高齢者の急速な増加、寝たきり・認知症・ひとりくらしの高齢者の介護に必要な人材の確保とその教育については、幅の広い知識や個

別に対応できる介護技術などが必要であることは、以前からも現在も多方面から提案され検討されている。

しかし、介護福祉職人材の養成は①高等学校での受験資格取得②養成校の専門学校・短期大学での2年間の資格取得、保育系専攻科1年間の資格取得、4年生大学の介護福祉士と社会福祉士の資格取得③訪問介護員2級研修受講から実務3年の受験資格と、利用者からは質の高い専門性の高い介護の担い手が期待されているが、現在のところ介護福祉職の人材の不足の理由から、多様な多重性を待った人材養成教育からの脱却もできていない。

## 2. 研究の目的

本稿では、在宅の高齢者の実際の生活を知り、その生活支援への適切で専門的な介護福祉教育のあり方を、社会福祉系学生への訪問介護員養成研修2級課程の取り組みと、支援する学生の生活支援能力から考察をおこなうこととした。

## 3. 福祉職員の就職の現状

(1) 地域包括支援センター職員

認知症高齢者は現在、約170万人、要介護者の2人に1人が認知症といわれ、今後急増して15年後には250万人になると推計されている。在宅で虐待を受けている高齢者の6割近くが認知症である。虐待防止には、2006(平成18)年4月に介護保険制度の改正で新設された地域包括支援センターが核となり社会福祉士、保健師、介護支援専門員が認知症の早期発見や虐待防止の相談受付の窓口となり対応することとなった。S市地域包括支援センターの職員募集では嘱託職員、応募資格は保健師または看護師、介護支援専門員、社会福祉士の資格を有すること、または社会福祉主事の資格を有し、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有すること、雇用期間は平成19年4月1日から20年3月31日で勤務成績が良好な場合は雇用期間を更新する場合がある。募集人員は10名程度、報酬月額183,200円・平成18年度報酬月額参考、報酬月額以外の手当での支給はない<sup>2)</sup>とある。

#### (2) 療養介助職員

独立行政法人国立病院機構H精神医療センターの療養介助職員募集では、常勤職員で、資格はホームヘルパー2級以上の有資格者、出勤日は週40時間(夜勤あり)、固定給は15万~23万程度、その他諸手当あり、募集人員若干名とある<sup>3)</sup>。

#### (3) 社会福祉士養成学科卒業生・F福祉大学の社会福祉士養成学科学生の就職状況

平成18年3月卒業生の就職状況は、福祉63%、一般企業26%、進学10%、家業1%、福祉施設の内訳では、老人施設60%、病院(老健施設を含む)24%、知的障害施設9%、児童施設4%、身体障害施設と精神障害施設1%であった。

学科別就職状況は、介護福祉学科93%、社会福祉士養成学科では、人間福祉学科76%、社会福祉学科68%、福祉産業学科55%であった。

2001(平成13)年度社会福祉士現況調査では、社会福祉士の勤務先としては高齢者施設20.4%、医療機関13.5%、知的障害施設10.2%、社会福祉協議会8.1%、市町村行政機関7.2%、職種では、指導員15.5%、相談員14.4%、事務職員9.7%、管理職7.6%、医療ソーシャルワーカー7.3%<sup>3)</sup>

#### (4) 就職した学生の活動体験記

①社会福祉士、訪問介護員2級の資格を持ち、

特別養護老人ホームに就職した学生は、「社会福祉士は知識だけの勉強だったので、介護実践を身につけておくことが必要」

②社会福祉主事任用資格、訪問介護員2級の資格で知的障害者施設に就職、教員免許(福祉)、社会福祉主事任用資格、訪問介護員2級の資格で特別養護老人ホームに就職で、「介護技術がまだまだで、おむつ交換にしても時間がかかって遅くて申し訳ない気持ちで毎日やっている」と、実際の福祉現場で働く声である。

これらの事例からも、社会福祉士養成学科の学生の就職は、相談・助言・指導職を希望するがなかなか職がなく、訪問介護員2級を取得して介護福祉系職場に就職するが多い。

## 4. F福祉大学での訪問介護員養成研修2級課程

### (1) 養成研修の重点課題

F福祉大学では介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士として社会で活躍できるような専門教育をおこなっている。この養成研修開講にあたって、①医学・医療、保健、福祉の知識の学習 ②身体のしくみと働きの学習から介護を支える知識と技術を学び、科学的な介護技術の理論の把握と的確で熟練した介護技術の獲得 ③何よりも信頼される礼儀正しい態度や言葉使いの習慣、暖かな人として多くの人々を支えることができる対人援助、人権学習、生きがいや生活への活力となる楽しみや喜びを共に共有できるレクリエーション活動の工夫や創造ができること④人間理解や共感、教養への学習 ④施設や在宅における利用者と家族の実際の生活の理解、利用者の特性や生活像から介護計画作成、介護職・福祉職の仕事の実情と他職種の人々との連携・協働の理解、特に、介護概論だけの授業、介護技術や家政学や家政学実習の学習をしていないことを考慮して、⑤日常生活援助への家政学(衣生活・食生活・住生活・経済・人間関係)の科学的な理解と有能な生活技術の獲得、あわせて高齢者の文化的・伝統的な生活の営みへの対応ができる、介護者の生活力の確認、これらの5項目を重点課題

とした。

## (2) 受講生の内訳

受講生 44 名の内訳は、学科別では、社会福祉学科 21 名・48%、心理学科 9 名・20%、福祉産業学科 8 名・18%、人間福祉学科 6 名・14%であった。男女別では、男 29 名・66%、女 15 名・34%であった。学年別では、3 年生 38 名・87%、2 年生 5 名・11%、1 年生 1 名・2%であった。受講の動機については、44 名中 29 名の受講生が回答を記入した。（複数回答があった）資格取得のため、10 名・29%、就職のため、10 名・29%、福祉現場を知りたい、4 名・12%、介護ができるようになりたい、4 名・12%、親の介護に役立てたい、2 名・6%、興味がある、2 名・6%、将来必要だと思う、1 名・3%、勉強になる、1 名・3%であった。学生は、介護福祉分野で働くためには訪問介護員 2 級の資格が必要であるということと就職を視野に入れていることがわかる。

## 5. 研究の方法

2004（平成 16）年 7 月 30 日から 8 月 31 日の受講生の、①ホームヘルプサービス同行訪問実習（8 時間）の実習日誌の実習行動内容・評価考察・実習終了レポートの記述から、利用者 111 名の家で、学生が実際にどのようなホームヘルプを実習し、どのように学び、どのように感じたのかをまとめた。また、②ホームヘルプサービス同行訪問事前授業において記述した、学生の生活状況うちの食生活・住生活・衣生活・家事手伝いの項目から、福祉系大学生の生活状況や日常生活の様子を把握した。

- ①ホームヘルプサービス同行訪問・実習行動内容、評価考察、終了レポートからのまとめ
- ②ホームヘルプサービス同行訪問事前授業・受講生の生活状況と生活支援についての調査からのまとめ

## 6. 結果

(1) ①のホームヘルプ同行訪問における実習行

動内容を身体介護と生活援助からみてみると、実習生 44 名、利用者 111 名、身体介護は 60 件、生活支援は 127 件、内訳は身体介護 60 件のうち、17 件移動（同行 10、車いす介助 4、移動 3）、15 件入浴（入浴介助 10、足浴 3、下半身浴 1、手浴 1）おむつ交換 6 件、全身清拭・部分清拭 5 件、トイレ介助 3 と排便補助 1 の 4 件、口腔ケア 3 件、健康状況の把握 2 件、食事介助と水分補給が 3 件、衣服の着脱が 2 件、服薬が 2 件であった。次に、生活援助の 127 件の内訳は、掃除・整頓が 48 件、食事づくり・食器洗い 3 を含んで 27 件、洗濯・衣類のたたみが 18 件、食材や日用品の買い物が 13 件、レクリエーション活動や余暇が 13 件、会話やコミュニケーションが 8 件となっている。（表 1）

このうち、高齢者の在宅の生活援助ならではの、仏壇の掃除、盆ちようちんの片付け、盆飾り、お手玉遊び、昔の童謡を歌う、将棋を指す、脳の活性計算ドリルがあった。

次に、生活援助についての評価・考察と終了レポートからのまとめからは、掃除や整頓については、・2 時間の掃除は疲れた、・掃除機がかけられなかった、・掃除機の分解がわからずしまえなかった、・掃除は汗が出るほど大変だった、・掃除は普段は家でやらないので大変だった、食事作りについては、・家で料理はまったくしないので戸惑った、・その人の生活状況にあった食事作りはちょっとやそっとでは出来ない、・冷蔵庫にある食材での調理は難しかった、・料理の味付けに困った、・あるもので調理することに慣れていない、と学生の生活援助能力の不足が浮き彫りになってきた。

実習終了後の全体的な感想としては、・ホームヘルプサービスについては色々聞いたりテキストを少し勉強したくらいでは役に立たず無力だということを感じた、・教科書だけでなく、実施のホームヘルプサービスの難しさ、大切さが学べた、・衛生面への配慮をし、多くの食材を使って手早く済ませるのは経験によって培われていると思う、・買い物、掃除、洗濯をしながら調理するという体力と要領のよさを要する、・援助はストレスがたまる、としている。

(2) ②学生の生活援助能力を知るために行った生活状況の調査から、一人暮らし 32 名、自宅 10

名、寮2名である。掃除は、しないが自宅2名、自分の部屋だけ5名、寮2名と一人暮らし32名は掃除をする、特に毎日・こまめにするは11名であった。洗濯は、自宅の土日・時々が2名で自分のもの2名、寮と一人暮らしは32名洗濯をする、特に毎日・こまめには10名であった。食事作りは、寮は2名作らない、自宅は作らない1名、土日作る2名、後片付け・配膳・食器洗い・手伝いが5名、一人暮らしは32名作る、特に栄養やバランスを考えて5名、盛り付け・色1名、献立を考えるのは楽しい1名、時々弁当を作る1名、料理を覚えて作る1名、野菜炒めが得意1名であった。祖父母・父母の家事手伝いについては、手伝いなしが寮2名、自宅2名、一人暮らし12名、実家に帰ると家事手伝いをしている。特に、祖父母の介護3名、祖父母の手伝い4名、農作業・田植え3名、墓参りの手伝い1名であった。

## 7. 考察

(1) ホームヘルプサービスの仕事の内容の割合を、今回の調査とスウェーデンと比較してみると、日本のホームヘルプサービスは、掃除が一番多く、ついで同じ位の仕事の量で身体介護があるが、スウェーデンの身体介護は少なく、家事援助が中心である。このことから、日本のホームヘルパーは家事援助と同時に身体介護もこなさなければならぬことがわかる<sup>4)</sup>。

ここに、日本における介護福祉士や訪問介護員の仕事が、身体介護から家事援助、外出、話し相手と「何でもやらなければならない」ことがわかる。

(2) 実習行動内容の「コンロに火をつける」で、同行ヘルパーとヘルパーステーションから「ガスコンロも付けられない学生がいて驚いた」との学生は、3年・男・寮・簡単な掃除と洗濯・実家に戻っ

ても家事手伝いなしであった。「家で料理はまったくしないので戸惑った」学生は、3年・女・自宅・食事の後片付けのみあった。「冷蔵庫にあるもので利用者の食べたいものが作れた」学生は、3年・男・一人暮らし・食事作り・家事手伝いも料理をいつもしているとある。

このことから、学生の食事作り・掃除・洗濯の生活経験の多さと積極的に生活に取り組んでいこうとする意欲が生活援助の基礎となっている。大学生での基本的な自立の生活能力が備わっていることが基本であるが、他者への生活支援をおこなっていくためには、さらに、その人の生活の様子をよく理解し、生活の多様性と個性への対応能力も養う必要がある。

また、高齢者の「昔の」「日本の伝統行事」盆・墓参り・将棋・童謡・お手玉などの体験や生活文化の伝承も大変重要である。

福祉大学3年生・4年生合計33名(うち4名が高齢者と同居)に墓参り・葬儀などについて質問してみると、

①墓参りをする27名、しない6名、彼岸に8名、命日に7名、場所がわからない、ここ数年参っていない②寺などの宗派を知らない23名、知っている8名③葬儀や法事に参加できない19名、できる14名④親と同じ墓地がいい25名、違う8名であった。

(3) ホームヘルプサービス同行訪問の実習は、訪問介護員2級課程カリキュラムの学習時間131.5時間のうち実習時間は8時間である。生活援助に関する知識と方法は講義の4時間である。教科書「訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修テキストブック2級課程第2版・養成研修テキストブック編集委員会編・ミネルヴァ書房」全436頁中ホームヘルプサービス同行訪問は415頁から419頁までの5頁、生活援助に関する知識と方法は234頁から254頁の21頁である。ホームヘルプサービスの掃除・調理・洗濯の実習はなく、講義のみである。

表1. ホームヘルプサービスの仕事量について

%	掃除	食事	買い物	洗濯・補修	身体介護	外出・話し
日本(今回の調査から)	26	16	12	10	25	11
スウェーデン(文献から)	37	22	15	10	8	8



(4) 1995（平成7）年、子どもの生活科学研究会が①トレーナーをたたむ②ボタンをつける③ほうきではなく④ぞうきんでふく作業をさせてみた。「家庭ではぞうきんの掃除は減ったが、公立学校ではいまだに続けているところが多いが、ぞうきんとほうきは正しい縦絞りが6年生でも27%しかいなかった。ほうきではき、ちりとりでゴミ箱に入れるも4年生でも1分以内にできたのは半数。トレーナーをたたむも正しくできたのは6年生で68%、ボタンをつけるもできた子が最も多い5年生の女子でも約半数」研究会の村越さんは「ちょっとできたらいいことにしてしまい、きちんとしたしつけができていないのではないか、トレーナーをたためたのは、幼稚園61%・保育園76%、保育園は昼寝時自分で衣服をたたむため小さいころ繰り返せば、できるようになる」<sup>5)</sup> 現在大学3年生はちょうどこの調査時期の小学6年生にあたり、生活技術が身につけていない学生が多いことになる。知識の学習以外にも、調理、被服実習や演習で、手を動かせる訓練や生活技術の復習が必要となる。

(5) 産業医科大学（北九州市）のホームヘルパー介護労働調査で、女性967人・47～51歳の介護の仕事に就いているホームヘルパーの約60%が、頭痛や疲労感といった身体的症状や不安・不眠症状などストレスが原因とみられる症状を経験している。中等度以上の症状を感じたのは若い人ほど多く、身体介護型の仕事の量の多い人に多かったが、「仕事としての調理・献立がストレスの要因14.4%」で、調理は食べる人の嗜好に合わせるため、複数の利用者の嗜好に合わせた献立を考えねばならないことがストレスにつながっているとみられる。献立・調理の技術研修で、ストレスがかなり取り除けると日本病院管理学会で発表された<sup>6)</sup>。家事のベテランとみられる、現在介護の仕事をしている現場の方々へも、調理や献立の技術研修をおこなっていく必要がある。

(6) スウェーデンの介護福祉教育への取り組み

1950（昭和25）年代から、政府が専門職としてのヘルパーの養成に力を入れ、経費の3分の1を国から補助し、ヘルパーの多くはパートタイムの地方公務員として働いていた。

1967（昭和42）年職業学校家庭奉仕科授業時間は、Aコース（未経験者）は授業1学期・施設

実習1学期・授業2週間、Bコース（家事経験者）は授業1学期、家事の経験によってAコースとBコースに分けていた。1週間40時間のうち、実習・調理9時間、掃除と洗濯4時間、裁縫3時間、理論・調理学、栄養、食品知識、住居プランと整備などである。当時は中高年女性の再教育、再就職として活用されていた。1978（昭和53）年の教育改革で、1981（昭和56）年以来、ホームヘルパーになるには、第1に9学年の義務教育の最終年で社会科をとっていなければならないこと、日本の短期大学レベルである総合高等学校ではソーシャル・サービスマイン（2年もしくは3年）を選ぶこと、さらにリーダーになる場合は大学の社会福祉学科を出ていなければならないことなどである。そのカリキュラムは半年の実習、原則として①社会福祉②家政・家事③看護・介助に分かれて積極的な模索がなされている。この教育改革以後に育ってきたホームヘルパーはフルタイム雇用が増え、男性も増えてきている。また、専門的機能として総合高等学校シルバーラインの教科書には①啓発的②環境改善③情報提供④生活の補足的⑤対象把握促進があげられ、実際のホームヘルプサービスの事例が紹介されている<sup>7)</sup>。

スウェーデン人がみた日本の介護福祉では、「日本とスウェーデンに共通していることは、介護職員の地位が低いことである。教育のレベルは徐々に上がってきている。その点では日本は決して遅れていない。日本における国家資格である介護福祉士はケアワークの専門職化を実現していくだろう。興味ある相違点としてスウェーデンが注目しているのは日本では介護教育をおこなう学校に男子学生が多いことである。高齢者や子どものケアワークは何十年も女性の仕事とされてきた。このことをかえていくために、私たちスウェーデン人も頑張らなければならない。」<sup>8)</sup>との好意的な見方もある。

## 8. まとめ

介護福祉士は国家資格であるが訪問介護員は国家資格ではない。ホームヘルパーの実働者約26万人のうち介護福祉士の資格を有するのは一

割程度であり、大半は訪問介護員2級である。訪問介護員2級は事実上、介護現場における標準的な任用資格となっているが、訪問介護員養成2級課程では研修時間131.5時間、介護福祉士1650時間と大幅な開きがある。訪問介護員は原則としてだれでも受講でき研修を修了すれば資格を得ることができ試験は実施されない。さらに、介護福祉士登録者数の推移からみると、2002(平成14)年、総数299,540人のうち、実務経験3年以上の国家試験合格者は170,650人で、養成施設卒業者の128,890人を上回っている<sup>9)</sup>。取り急ぎ、「介護福祉士を基本に」すること。また、介護福祉士養成の幅が広い。まず統一された均質の介護福祉士基礎教育が必要となる。さらに、「質の高い専門性介護福祉教育」にむけての教育力も問われることになる。

N大学では、介護福祉士の養成をおこなっているが、社会福祉士の訪問介護員養成は大学内ではおこなわないとし、「あくまでも大学から介護福祉職は介護福祉士の国家資格のみの教育の徹底を」と、介護福祉士養成のみの大学の教育理念の教育もある。

## 9. おわりに

その後、2006(平成18)年10月下旬、羽田澄子監督の「終りよければすべてよし」が上映された<sup>10)</sup>。自宅で死を迎えようとする人と、それを支える医療者や介護者の姿をオーストラリア・スウェーデンなどに追った作品だ。オーストラリアでは医療費が税でまかなわれているため、その支出を少しでも抑えたい政府と、住み慣れた自宅で死を望む高齢者の願いが一致し、在宅医療の整備、自宅で過ごす終末期の症状の管理、緩和ケアも広がっている。今では自宅で亡くなる人が35%になった。さらに在宅の患者への直接サービス提供だけでなく、地域の開業医・介護施設職員・患者家族らへの教育や研修に力を入れている。日本では自宅死亡は1970(昭和45)年77.3%、1980(昭和55)年51.1%、1995(平成6)年24.4%である<sup>11)</sup>。日本の高齢者は自宅や介護施設にいても容体が変わると病院に運ばれ、さ

まざまな延命措置が施された後死んでいく。死ぬまで元気でいたい、自宅でぼっくり死にたい、真に充足して死を迎える、寝たきりゼロの思想として「満足死」という言葉もつくりだされている。

「安心して老い」みんなに見守られ満足して亡くなる「終りよければすべてよし」の実現は、ひとえに介護福祉士の良い働きにかかっている。「介護よければすべてよし」の、まったなしの介護福祉士養成教育に一刻も早い教育体制の統一化が望まれる。

## 引用文献

- 1) 羽田澄子監督 映画「安心して老いるために」自由工房 1990(平成2)年
- 2) ぴーぷる あなた街のHOT情報 平成19年3月4日 佐賀市・郡版
- 3) 市報さが No.35 2007(平成19)年3月1日 p10
- 4) 澤田信子・中島健一・石川治江編著 「福祉キーワードシリーズ 介護」中央法規2003(平成15)年 p84~85
- 5) 一番ヶ瀬康子「介護福祉学の探求」有斐閣 2003(平成15)年 p276
- 6) 朝日新聞 1995(平成7)年4月5日
- 7) 朝日新聞 2004(平成16)年10月27日
- 8) 一番ヶ瀬康子「介護福祉学の探求」有斐閣 2003(平成15)年 p269 p277~279
- 9) エルスマリー・アンベッケン 浅野仁・峯本佳代子監訳 「Who Cares? スウェーデン人がみた日本の家族とケア」2003(平成15)年 中央法規 p197~198
- 10) 時事通信社「厚生福祉」2006(平成18)年9月26日 p2~4
- 11) 朝日新聞 2006(平成18)年11月10日
- 12) 一番ヶ瀬康子 介護福祉ハンドブック「在宅介護支援の今日と明日」新訂版 2002(平成14)年 p13 図1~2 高齢者(70歳以上)の死亡場所別死亡割合の年次推移

## 参考文献

- 1) 訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修テキストブック 2級課程全面改訂新版 2007年10月5日 ミネルヴァ書房
- 2) 杉村春三「ホームヘルプ-老人心理とケアの実際-」全国社会福祉協議会 昭和51年6月1日
- 3) 原田正二「ねたきり老人とホームヘルプ活動実践記録と活動の展開 全国社会福祉協議会 昭和53年11月1日

- 4) 家族福祉と在宅福祉のあり方に関する研究報告書 兵庫県社会福祉協議会 昭和 63 年 3 月 30 日
- 5) 朝倉新太郎・植田章・総合社会福祉研究所編著「明日をひらくホームヘルプ労働」1995 年 9 月 15 日
- 6) 佐藤義夫「在宅介護をどう見直すか」岩波ブックレット No.579 岩波書店 2002 年 10 月 18 日
- 7) 一番ヶ瀬康子監修 朝倉美江 介護福祉ハンドブック「在宅介護支援の今日と明日」新訂版 一橋出版 2002 年 12 月 20 日
- 8) 三好春樹「老人の生活ケア〈生活障害〉への新しい看護の視点」医学書院 1988 年 3 月 15 日
- 9) 井上千津子編集「新版・介護概論—生活の視点から導く介護の本質—」みらい 2003 年 3 月 1 日
- 10) 増田樹郎・山本誠編「解く介護の世界・介護の思想—なぜ人は介護するのか—」くみ 2004 年 3 月 18 日
- 11) 岡本祐三編著・樋口恵子・堀田力監修「みんなの介護—介護予防・寝たきりを防ぐ暮らしのヒント」法研 平成 13 年 2 月 1 日
- 12) 小田兼三・古瀬徹編集「明日の高齢者ケア—高齢者ケアの担い手」中央法規 1993 年 11 月 1 日
- 13) 新村拓「ホスピスと老人介護の歴史」法政大学出版局 1996 年 7 月 29 日
- 14) 一番ヶ瀬康子監修・井上千津子 介護福祉ハンドブック「介護福祉とは何か」一橋出版 2001 年 1 月 10 日
- 15) 成清美治・相澤謙治編「介護福祉概論」学文社 1997 年 4 月 1 日
- 16) 一番ヶ瀬康子監修・河端修編著 介護福祉ハンドブック「欧米の介護現場」一橋出版 1999 年 10 月 1 日
- 17) 外山義「クリッパンの老人たち—スウェーデンの高齢者ケア—」ドメス出版 1991 年 1 月 20 日
- 18) 三富紀敬「イギリスの在宅介護者」ミネルヴァ書房 2000 年 1 月 30 日
- 19) 日本生活学会編第 27 冊「家庭生活の 100 年」ドメス出版 2003 年 9 月 30 日
- 20) 一番ヶ瀬康子監修・日本介護福祉学会編「介護福祉士これでいいのか」ミネルヴァ書房 1998 年 4 月 30 日
- 21) 春日ケスヨ「介護問題の社会学」岩波書店 2001 年 6 月 21 日
- 22) 一番ヶ瀬康子監修・佐藤美千子・天野晴子著 介護福祉ハンドブック「介護福祉における家政学」一橋出版 2001 年 10 月 10 日

# ベッドメイキングについての一考察

～ 足側の角の作り方 ～

杉田與志子

A Study on Bed Making:  
How to Make a Corner on the Foot side

Yoshiko SUGITA

## 要 旨

実習に於いて、学校で教わった方法と施設での方法に違いがあり学生が困る状況があった。そのことがきっかけで、正しいベッドメイキングの方法とその根拠を明らかにしたいと考え、介護現場での実際の状況を介護職へのアンケート調査から知り、複数教科書の内容から正しい方法を確認することとした。しかし、ベッドの足側の角を三角に作るのか、四角に作るのか、教科書の内容もまちまちで、一つの方法に決めることは出来なかった。そこで、ベッドメイキングの技術が日本に導入された最初と考えられる看護の教科書に根拠を求めたが、ここに記述されている方法もまたこれらの教科書の内容と違い、どこにも正しいと言い切る方法と根拠が見つからなかった。従来の方法論に固執する必要はなく、むしろ個別性、時代性に即した柔軟な方法を選択すれば良いとの思いを強くした結果となった。

キーワード：ベッドメイキング 角の作り方 介護現場 介護福祉士養成テキスト 看護実習教本

## はじめに

介護現場におけるベッドメイキングの方法は、ベッドや寝具等の改良もあって、多様化している。実習時のベッドメイキングの様子を学生に聞くと、学生は学校で習った方法で行うようにと指示されることが多いように感じる。筆者は2006年から3年間、単元－安全で快適な生活環境の整備－を担当し、ベッドの四隅のすべてを三角に作る方法を教えてきた。

2007年、実習巡回を担当した折、学生が「施設で行っている方法が学校で教わった方法と違い、『何故、足側の角を四角に作らないの』と職員に言われて困っている」と訴えてきた。

頭側も足側も角を三角に作ることで、より型崩れし難いベッドが作れると考えて、この方法で教えてきた。また、日頃からベッドメイキングの技術習得のために費やす授業時間が多過ぎるように感じていた。

安全や快適といった就寝環境の条件が満たされていれば、学校で教える技術としては十分ではないかと考えていたのだが、実習施設の職員には受け入れてもらうことが難しかった。型崩れし難いだけでは根拠として薄い、正しい方法とその根拠を示すことの必要性を感じた。

折り良く、当校に於いても介護技術講習会が開かれ、実習施設を含む近隣の複数の施設の介護職員が来校される。現在、介護現場で行われているベッドメイキングでのベッドの角の作り方を知るには絶好の機会と思われた。そこで、受講生に簡単なアンケートを作り尋ねてみた。また、複数の教科書の記述内容を調べ、四隅の角すべてを三角に作るの間違ったのかどうかを調べた。

アンケートから、介護現場（受講生の職場）での大体の方法が推測できた。また、教科書の内容は必ずしも一致しているとは言えなかったが、四隅の角すべてを三角に作るの間違ったとは言えないことも確認できた。学生への質問はまさ

に、介護職員がどの方法を教わってきたのか、その違いから生じたものと考えられた。

足側の角も、これまで通り三角に作ることを教えても間違いではないと確信したものの、しかし、実習場の職員との合意がとれなければ学生の困惑は解決しない。やはり、時間がかかっても四角に作ることも教えるべきなのか、迷いが解消されるには至らなかった。

考えれば、ベッドに寝ることは欧米の文化であり、現在、福祉施設を利用している大方の高齢者世代では、ベッドを使うというのは生活の中で特殊な状況の時であったはずである。それは、自宅以外の病院、すなわち療養生活の場がまず頭に浮かぶ。

病院では福祉施設でのベッドメイキングに類似した技術でベッドが作られている。異論があるにしても、看護技術におけるベッドメイキングが介護技術のベッドメイキングに影響を与えてきたと考えられる。そこで、日本に伝わった当初の看護技術としてのベッドメイキング技術を尋ねれば、ヒントが見えてくるのではないか、そのような思いで古い文献も調べた。

福祉施設の介護職員のアンケート内容、教科書の記述、ベッドメイキング技術が伝えられた当初の文献内容から、介護教育におけるベッドメイキングの方法—足側の角の作り方—について考察した。

## I. 研究目的

ベッドメイキングにおける正しい下シーツの角の作り方とその根拠を明らかにする。

## II. 研究方法

1. 介護の現場で行われている方法を介護技術講習会の受講生へのアンケートから知る。
2. 角の作り方を現在出版されている複数出版社の介護の教科書から調べる。
3. 看護の古い文献から、日本に技術が導入された当初の方法を調べる。

## III. 結果

### 1. 介護技術講習会受講生のアンケートより

介護技術講習会でベッドメイキングの講義を担当する機会を得たので、介護現場で行われている方法について受講生にアンケートを行った。

調査日：2007年7月14日講習終了後に実施、その場で回収した。

調査対象者：S県Y市S短期大学で実施した2007年度第2回介護技術講習会受講生40名

回答率：回答者30名、回答率75%であった。

倫理的配慮：①回答内容は介護技術講習会の総合評価に関係しない。②勤務先名や個人名を特定する情報の記入欄を設けない。

結果及び考察：表1のように、実施したことがない2名を除くと、28名中25名(89.3%)が角を三角に作っている。施設の種別に関わらず“角を三角に作る”が最も多く、各種別とも75%以上であった。設問中に“角を四角に作る”の項目を入れていなかった影響か、四角に作る人はいなかった。

介護老人福祉施設(以後、特養と記す)と病院では“角を気にせずシーツを入れ込む”は0人、“角を三角にはしないがマットレスに沿って折る”が1名である。特養や病院では角を折る意識が高いと考えられた。それに反して、介護老人保健施設(以後、老健と記す)1名と訪問介護2名の計3名(10.7%)が“角を気にせずシーツを入れ込む”としていた。施設の種別によって、角の作り方に多少の意識差がある。

訪問介護やデイサービスなどの在宅系、特に訪問介護では「シーツのサイズが合っていないので角を気にせず、マットレスの下にシーツを入れ込んだことがあった」とあるように、リネンや寝具が入所施設のようにベッドに適した物品でないことも多い。そのことから、角を三角あるいは四角に作ることの必要性が意識されにくいのではないかと。

また、デイサービスでは“ベッドメイキングをしたことがない”が1名いた。なお、エアーマット使用の場合は両端を結ぶ方法を行っている。

今回のアンケート対象者は、介護福祉士の資格取得を目指し、介護現場で働いている方々である。その多くがヘルパー2級を取得している

ことから、介護現場では先輩職員から教わり、先輩職員が行っている方法を自分も行っていると考えられる。しかし、ヘルパー2級養成課程の2社の教科書について調べたところ、その両方が四隅を三角に作る内容であることから、この方法を知識として持っていると考えられた。以上から概ね、介護現場ではベッドの四隅を三角に作り、エアーマットや畳に敷布団といった場合は、シーツの両端を結ぶ方法も広く行われている。

## 2. 介護の教科書より

介護教育の現場では、どのように角の作り方を教えているのか、介護福祉士養成のための教科書内容から推測した。

1) 介護福祉士選書 15、新版「介護技術」で山本は①シーツのたたみ方②シーツを敷く③コーナーを三角折りにする④防水シーツを敷く⑤上掛け布団を掛ける⑥枕にカバーを掛ける⑦コーナーを四角折にする、この順で図示と説明をしている。

ベッドメイキングの手順をこのように編集した意図を考えてみると。仮に、頭側を三角折りにし、足側を四角折りにするのならば、“コーナーを三角折りにする”だけでは説明不足であり、頭側の文字を加える必要がある。そして、“防水シーツを敷く”の前に“足側のコーナーを四角折にする”を挿入する必要がある。このことから、頭側も足側も三角折りにすると解釈できる。しかし、最後に“コーナーを四角折にする”方法を記述しているのは、上掛け用のシーツと毛布・スプレッドを使ってベッドメイキングをする、その方法を継承している福祉施設の存在を考慮してのことではないだろうか。

2) 最新介護福祉全書 15、介護技術で岡本は、三角コーナーは枕元を整える場合に用い、四角コーナーは上掛けまたは下シーツの足元を整える場合に用いと明記している。

3) 新・セミナー介護福祉 12、介護技術で上之園は、「マットレスとマットレスパッドをシーツでおおい、頭部側の左右の三角コーナーを作ります。足元に移動し 一中略一 頭部と同様に三角コーナーをつくります。」と記述している。また、「シーツの角を三角にすると崩れにくいのは、布の重なり部分が増え、しかも布の折り目に

対して力の加わる方向が同じになるからである。身体に合わせて緩みがほしい場合は、コーナーを四角にする方法もある。」と説明している。「身体に合わせて緩みがほしい場合」とは、具体的には、足先の圧迫による寝心地の悪さや、尖足予防に配慮した場合を意味するものと考えられる。下シーツの四隅は三角に作るが、上掛けもシーツを用い、足元のマットレスの下にそれらを折り込む場合は、緩みやすくするために、上掛けは四角に作る方法もあると解釈できる。

このように、3社の教科書の記述内容は三者三様といえる。しかし、足側を四角に作ると明記したのは1社で、他の2社は頭側・足側とも三角折りを容認している。また、介護技術講習テキストでも「足元から、一中略一、頭側と同様に三角コーナーを作る。」と記述していることから、どの教科書で学んだかで、ベッドメイキングの方法論に多少の違いやこだわりが生じると考えられる。

## 3. 看護の教科書より

「看護実習教本」は1947年に連合軍司令部の協力の下に編さんされた戦後初の看護の教科書である。戦後の日本の看護技術は、この教本を基にして教えられてきたと考えられる。この教本における下シーツの角の作り方の部分を転記すると、「2 一番下になるシーツの縦の畳み目が蒲團の縦の中央の線にそふ様に敷く。その時、幅広い縫目が上で表返しである。次で幅狭い縫目がマットレスと蒲團の足の方と平らに来る様にもってくる。余ったシーツの部分はベッドの頭になる所にひき、しっかりマットレスの下にさし入れて四角い角を造る。マットレスから垂れる部分は他の自由の手でマットレスの下に入れる。次に折目の外側にそってシーツを下に伸ばして脇を軽く又平に出来るだけマットレスの奥にさし入れる。」とある。この文章からは、頭側を四角に作り、足側は脇をマットレスの下にさし入れるだけと読み取れる。

それでは、現在の看護の教科書では、どのように書かれているのだろうか。前述教本の出版社の教科書内容をみると、「③下シーツをかける、・中心線をあわせて広げる、・頭部のシーツをマットレスの下に入れる、一中略一、・マットレスの側

面の角のシーツは三角に作る、足元も同様に行う。」と記述されている。即ち、頭側も足側も三角に作るとされている。つまり、現在の下シーツの角の作り方は、日本にベッドメイキングの技術が導入された当初とはかなり違った方法であった。

#### Ⅳ. 考 察

アンケート結果を見ると、介護現場では頭側・足側ともに角を三角に作る方法が主流のようである。しかし、回答者に偏りがあり、また、アンケート数が少ないことから、当校の近隣と言っても、その介護現場の全体が予測できるものではないと思う。また、今回の回答者の多くは、ホームヘルパー2級取得者と考えられるが、ホームヘルパー2級課程の教科書2冊を見ると、ともに、頭側と足側で三角を作る方法が記述されていた。これは、欧米の文化を基本としたベッドメイキングの方法は排除され、日本の家庭生活に似合う方法が選択されたものと考えられる。また、職場での申し合わせが無い限り、教わった方法で業務することが考えられる。このことから、頭側・足側ともに角を三角に作る方法は、介護現場において必ずしも間違いとしてとらえられてはいないと考える。また、シーツの両端を結ぶ方法も行われている。ギャッジアップ機能付きベッドの開発により、バックレストをマットレスの上に設置する方法から、マットレスそのものが上下するようになった。そのため、ギャッジアップの度に下シーツの型くずれが生じ、シーツの両端を結ぶ方法を採用する必要が生じてきたと考えられる。

また、ベッドメイキングを行ったことが無いと回答したのは、現職の訪問介護員である。ベッドメイキングを介護技術として重視するのは、施設介護においてであるように感じる。それは従来、看護技術として継承されてきた方法が介護福祉士養成の教科書に採用されていることに関係すると考えられる。

数冊の介護の教科書を参考にする限りにおいては、頭側を三角に作ることは共通しているが、足側の作り方に三角、四角、三角とも四角とも明

言を避けた三通りの記述になっていて、最適な方法はどれかの判断がつかない。あえて根拠だてをするなら、前述の上之園の説が、ベッドメイキングの原則である型くずれしない条件に合致している。

しかし、足側を四角に作ることを教わった方々に、納得してもらえる根拠とするには、もう一つ根拠を加えることが必要である。そのためには、ベッドメイキング輸入当初の技術に戻るしかないと考えられた。果たして、その源流とも言える教科書の内容を見ると、予想に反して、頭側を四角に作る方法であった。何故あえて崩れやすい方法なのだろうか考えるとそれは、外観の見栄えを重視したと考えてよいのではないか。マットレスの角に沿って折ると、三角に折った時と比べ、布の重なりが小さく目立ちにくい。ギフト用の箱の包み方を見ても、両サイドに折り目が大きく目立つ折り方はあまりしない。

また、従来の欧米型のベッドメイキングは、下シーツの他に、上シーツ・毛布・スプレッドと、何枚かの織物を重ね、足元のマットレスの下にその全部を挟み込む方法である。リネンができるだけ一つの場所に重ならず、見栄えよく、寝心地良く作るためには、一つの場所で同じ折り方をするのでは不都合が生じる。リネンの重なりで分厚くなり、加重も増す。足にかかる圧迫が大きくなれば、尖足を助長することにもなる。氏家は「掛けぶとんやタオルケットなどを使用し、掛けものの足もとに入れない場合は一中略一包装紙の包み方と同じような方法もある。」と記述し、薄井にも同様の記述が見られる。

このように過去に遡って調べてみると、何通りかの方法があることがわかる。外観の美しさを重視したと思われるもの、シーツの重なりを解消したと思われるもの、布の摩擦から型くずれしにくいことに注視したものなどがある。重視する視点で方法や手順に違いが生じている。

「看護実習教本」の記述通りにベッドメイキングしていくと、下シーツの足側の作り方の記述が曖昧に感じられた。仕方なく自分なりの解釈で作っていくと、上シーツをマットレスの下に挟み込むときに下シーツがめくれ、非常に作り難いと感じた。業務上で手本とするには曖昧で不都合を感じたことが同え、そのことが個々の実務者に

創造を許すことになったのではないか。そして、より複雑な足側の作り方において、社会環境の変化も影響し、判断が分かれ、方法論の違いとなって今日に及んでいるのではないだろうか。

## V. 結 論

ベッドメイキングにおける下シーツの角の作り方、特に足側の作り方には考え方に違いがあり、行き違いを生じることがある。そのことを解消するために、一つの正しい方法とその論拠を探した。しかし、それを見つけることは出来ず、重視する視点の違いが方法の違いに繋がったのであろうことが確認できた。

この研究のきっかけとなった実習での学生の困惑と同様の事態はその後、生じてはいない。それは、実習の打ち合わせに於いて、施設でのベッドメイキングの方法を聞き、学校での教え方を前もって説明してきたことが一因として考えられる。しかし、それ以上に、今年度(2009年)からの新カリキュラムによる教育内容を見てわかるように、介護教育に於けるベッドメイキングの技術の重要性は後退している。それは、介護現場に於いて、介護福祉士に求める介護内容はテクニックとしての方法論一辺倒ではないことを示しているものであり、同時に実習生への目線の変化が起こっていることが大きな要因と考えられる。

ともあれ、要介護者の生活環境の安全性・安楽性への注意の重要性は介護福祉士の業務として今後も変わらないし、その要素の一つであるベッドメイキングは生活支援として今後も続いていくと思われる。学生に技術をどう教えるのかについては、従来の方法論に固執する必要はなく、むしろ個性、時代性に即した柔軟な方法を選択すれば良いとの思いをこの研究を通して強くした。

## 引用文献

- 1) 山本みよ子:介護福祉士選書 15 新版「介護技術」, 新版、70～72、建帛社 (2008)
- 2) 岡本玲子:最新介護福祉全書 15 介護技術, 第3版、58、メヂカルフレンド社 (2000)
- 3) 上之園佳子:新・セミナー介護福祉 12 介護技術, 新版、192～194、ミネルヴァ書房 (2002)
- 4) 東京模範看護教育学院編:看護実習教本, 28・34、メヂカルフレンド社 (1948)
- 5) 氏家幸子:基礎看護技術, 第3版、P22、医学書院 (1991)
- 6) 石橋真二ほか:介護技術講習テキスト、127、財団法人 社会福祉振興・試験センター (127)

## 参考文献

- 1) ホームヘルパー養成研修テキスト作成委員会: 改訂版 ホームヘルパー養成研修テキスト 2級課程 第4巻 実技・実習編, 37～38、長寿社会開発センター (2001)
- 2) 須佐公子:ホームヘルパー講座 2級テキスト 改訂版 介護技術の基礎と実践, 74～75、日本医療企画 (2002)
- 3) 薄井垣子ほか:系統看護学講座 専門2 基礎看護学 2, 第10版、203～205、医学書院 (1991)
- 4) 杉田暉道ほか:系統看護学講座 別巻9 看護史, 第5版、154、医学書院 (1993)
- 5) 藤原瑠美:ニルスの国の高齢者ケア、ドメス出版 (2009)



表1 施設種別によるベッドメイキングの方法(角の作り方)

施設種別	人数	ベッドメイキングの方法	人数(施設種別での%)	備考
特養	4	角を三角に作る	3 (75%)	エアーマットと畳対応の方にかぎりシーツの両端を結ぶ
		マットレスに沿って折る	1	エアーマット時のみ頭側も足側も結ぶ
老健	5	角を三角に作る	4 (80%)	エアーマットの場合、頭側も足側も結ぶ
		角を気にせず、シーツを入れ込む	1	頭側も足側も結ぶ
デイサービス	5	角を三角に作る	4(80%)	
		ベッドメイキングをしたことがない	1	
訪問介護	14	角を三角に作る	12(86%)	シーツのサイズが合っていないので角を気にせず、マットレスの下にシーツを入れ込んだことがあった
		角を気にせず、シーツを入れ込む	2	頭側のみ結び、マットレスの下にシーツを入れ込む
		ベッドメイキングをしたことがない	1	
病院	2	角を三角に作る	2(100%)	エアーマットの場合、頭側も足側も結ぶ

# 介護現場における外国人労働者の受け入れ

～ その課題と展望 ～

前川有希子

Acceptances of Foreign Workers at Nursing Facilities:  
Issues and Future Perspectives

Yukiko MAEKAWA

## 要 旨

近年、介護現場において外国人が介護の業務を担う光景をしばしば目にする。今後、日本人の労働力人口が減少すると共に、さらに介護の担い手としての外国人は増加することが予想される。一方、外国人の介護士を対象とする意識調査をはじめ、施設側や利用者が外国人に対してどのようなイメージを有するかといった調査も散見される。それらの調査結果ならびに職能団体の発言、研究会報告等の関連データを分析した結果、介護労働を国際的なディーセントワークと位置づけるためには、介護福祉士の社会的地位の向上を図るだけでなく、すべての関係者が、民族、人種、宗教の異なる外国人に対し、差別することのない多文化共生の考え方を共有することの重要性が明らかとなった。

キーワード：外国人労働者、介護現場、ディーセントワーク、多文化共生

## 1. はじめに

わが国の少子化傾向は、自ずと生産年齢人口（15歳～64歳）の長期的な低下につながる。とりわけ、「団塊の世代」の最後の世代が定年退職を迎える2010年以降、労働力不足はさらに深刻化することが確実視されている。<sup>i</sup>一方、介護分野においては、すでに人手不足が逼迫していることはいままでもない。その背景にあるのは、経済的要因、人口的要因にとどまらない。介護分野の職業的専門性、そしてそれに伴う生き甲斐や働きがいといった仕事の魅力が十分に理解されていないことも事実である。たとえば、国家資格である介護福祉士取得者は、平成21年8月現在、81万人に達しているにもかかわらず、十分な社会的認知を受けているとはいえない。それどころか、マスコミの報道では、介護業界の賃金の低さ、労働環境の厳しさ等、マイナス面が強調されているのである。

また昨年、社会福祉士及び介護福祉士法改正を

受けて、介護分野の課題として次のような点が指摘されたことも記憶に新しい。<sup>ii</sup>

- ①入職率・離職率が高く人材が定着しない
- ②介護福祉士養成校では定員割れが生じ、若い人材の参入が減少
- ③介護福祉士の資格を取得しながら、就労していない潜在介護福祉士の存在
- ④ニート、フリーター、退職者等を対象に就労支援
- ⑤外国人介護福祉士候補者の受け入れ、外国人介護士雇用問題、等

要するに、現在の状況は介護福祉士が専門職として確たる地位を獲得しているとは言い難い。その理由の一つとして、小幡は看護師と介護福祉士を比較し、「看護師が看護業務に携わるためには必ず看護師の資格を必要とする業務独占である。それとは異なり、介護福祉士は直接介護に従事する最高位の資格ではあるものの、介護福祉士の資格を有さなくても介護サービス業務に携わることができる」という法的な不備を指摘する。した

がって、「外国人が就労目的で入国したとしても日本には介護など福祉職での在留資格はない」。

一方、現実はどうか。それにもかかわらず、介護現場では、「日本人配偶者の外国人、日系人、在日韓国朝鮮人が介護現場で活躍している」という二重構造が現実存在するのである。<sup>iii</sup> 静岡県内でも近年、いわゆる派遣切りにあった外国人労働者等が介護分野に転職する例が見られる。

ところで、日本介護福祉士会は、外国人労働者受け入れについて、諸手を挙げて歓迎しているわけではない。むしろ外国人に依存する前に国内の労働環境整備を優先すべきと説く。

「わが国の介護職員の現状は、多くの介護職員が熱意をもって働いているが、一方では労働・雇用条件が不安定であるため、多くの未就労者や離職者を生み出している。今後、国内における介護労働力を確保するためにも、賃金をはじめとする処遇向上を図り、介護労働がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事<sup>iv</sup>)となるよう、職業としての魅力が高まるよう支援すべきである。それを行ったうえで外国人介護労働者の受け入れでなければ、ほかの国の人材を安易に費消するということがILOの近年の理念に反する。」<sup>v</sup>

外国人労働者の受け入れについては、医療分野におけるコメディカルの専門職である看護師の場合も介護士と同様、受け入れを懸念する声が聞かれる。日本看護協会は次の条件が整わなければ反対との見解を公表している。<sup>vi</sup>

- ①日本の看護師国家試験を受験して看護師免許を取得
- ②安全な看護ケアが実施できるだけの日本語の能力を有する
- ③日本で就業する場合には日本人看護師と同等以上の条件で雇用
- ④看護師免許の相互承認は認めない。

このように、当事者である職能団体からは慎重な意見が出されているにもかかわらず、現実はずでに専門職としての外国人受け入れを促進する方向にある。経済連携協定(EPA)に基づき、2008年8月にはインドネシアから外国人看護師・介護福祉士候補生208名が来日した。現在、6か月の日本語等の研修を受け、2009年2月より104名の介護福祉士候補生が各地で就労を開始し

ている。続いて、2009年5月にはフィリピンより看護師候補者92人、介護福祉士候補者188人の計280人が来日した。

介護という業務が専門知識、専門技術を要するものであることはいうまでもない。しかし「介護福祉士」としての高度な専門性を求めるあまり、現実には高齢者の介護ニーズを支えている外国籍の「介護士」を排除するようなことがあってはならない。また介護分野における労働力の確保の困難さが現場に疲弊をもたらしている状況を鑑みれば、介護福祉士という国家資格を有する人材を活用する視点だけでは十分とはいえない。むしろ、「社会全体で支える」という介護保険の理念が示すように、現在活躍する外国籍の担い手たちと共に高齢者を支えていく決意が求められる。<sup>vii</sup> そのように考えれば、在日外国人を対象に介護士としての就労を支援していく動きが見られることは喜ばしい傾向であろう。<sup>viii, ix, x</sup>

## 2. 研究目的

専門職としての介護福祉士には、連携と協力を通じ、総合的なサービスを提供する積極的な姿勢が求められる。加えて、豊かな人間性をそなえ、人権を擁護する精神に基づき、利用者に対して対人サービスの提供者として接することが要求される。そうしたなかで、他の専門職と連携・協働・協力しなければならない。そこでは同じ専門職として対等な立場で接するといった決意はもちろん、コミュニケーションを通じた、円満な人間関係の形成が欠かせない。

そうであれば、日本語や日本文化に不慣れな外国人介護士は、人種や民族の違いにより、対等な人間関係が構築できにくいなど、ハンディを負うことが推察される。そうしたハンディを負いながら現実には就労する外国人介護士に対して、周囲はどのような意識をもって接しているのか。そして施設の管理職や利用者の家族はどのように位置づけているのかについて、本論では、既存の調査結果を分析することにより、多文化共生時代における介護労働の有りようを浮き彫りにする。さらには、分析を通じ、外国人労働者が介護現場で抱

える就労上の課題解決ならびに介護分野における人材確保に関する展望についても考察を加えたい。

なお、EPAによる介護福祉士候補生が現在、注目を集めていることから、「外国人介護士」という名称が喚起するイメージは専門性を有する有資格者、あるいは介護福祉士を目指す外国人であろう。しかし、ここでは日本以外の国籍を有し、就労を目的として日本に滞在する外国人と定義する。また、文脈によっては、広義の外国人労働者という用語も使用する。

### 3. 研究方法

以下の調査資料、研修報告資料をもとにその結果について分析し、考察を加える。

- 1) 施設側関係者を対象とする意識調査
  - ①株式会社ニッソーネット、外国人介護士についてのアンケート集計結果～首都圏約3000の三大介護施設・有料老人ホームに配布～、2008年9月<sup>xi</sup>
  - ②末廣貴生子・前川有希子、短期大学部介護福祉学科卒業生の現況と将来像について一卒後3か月の新人介護福祉士に対する調査より一2008年7月（新人介護福祉士対象）
  - ③末廣貴生子・前川有希子、介護福祉士の現況と将来像について2008年11月実施（施設長・実習指導者対象）
  - ④塚田典子、フィリピン・インドネシアからの介護福祉士候補生受け入れに対する介護現場の

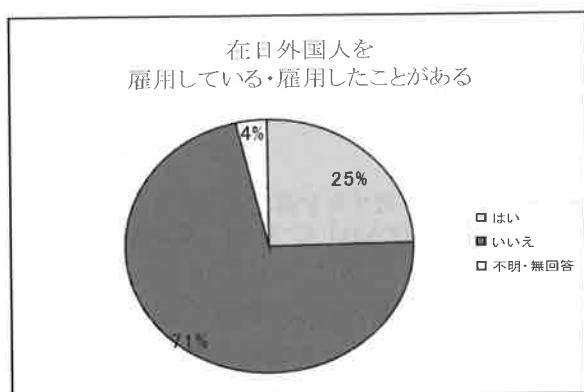


図1 株式会社ニッソーネットの調査結果より前川作成  
株式会社ニッソーネットの調査結果

意識と対応策について～全国実態調査結果ダイジェスト版～、本大学大学院、2009年2月27日<sup>xii</sup>

#### 2) 家族を対象とする意識調査

NPO 法人高齢社会をよくする女性の会、高齢者と家族が介護職員に期待するものアンケート調査報告書、2006年9月<sup>xiii</sup>

#### 3) 一般市民を対象とする意識調査

①第一生命経済研究所、外国人労働者に関する意識調査、2002年2月<sup>xiv</sup>

### 4. 調査結果と分析

#### 1) 施設側の意見

株式会社ニッソーネットの調査結果（平成20年）では、在日外国人について、すでに雇用経験のある施設が3000事業所のうち25%となっている（図1）。在日外国人介護士を雇用した施設の90%以上がその真面目さに言及し、70%以上が明るいと評価している。

表1 在日外国人を雇用してよかった所  
（よい部分）

No.	カテゴリ	票数	構成比
1	真面目に働いてくれる	39	92.9%
2	明るい	31	73.8%
3	ホスピタリティが高い	16	38.1%

表2 在日外国人雇用の課題

No.	カテゴリ	票数	構成比
1	コミュニケーション	235	76.8%
2	記録業務	232	75.8%
3	習慣・文化の違い	205	67.0%

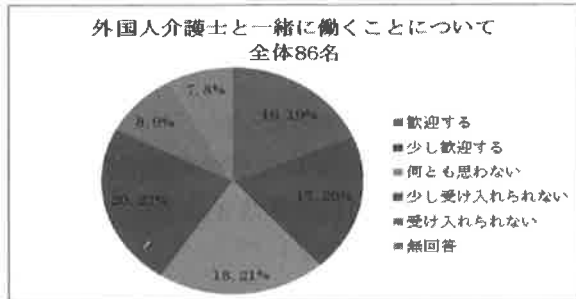


図2 総数の結果

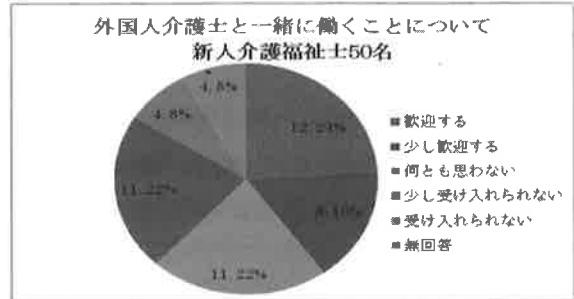


図3 新人介護福祉士を対象にした結果

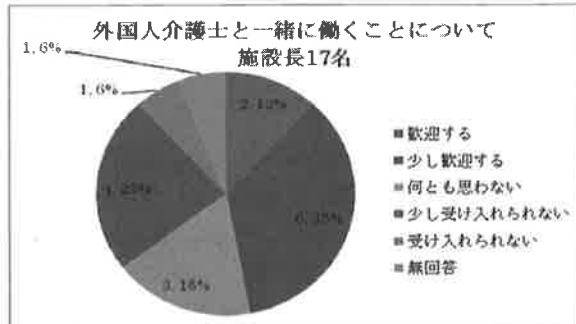


図4 施設長を対象にした結果

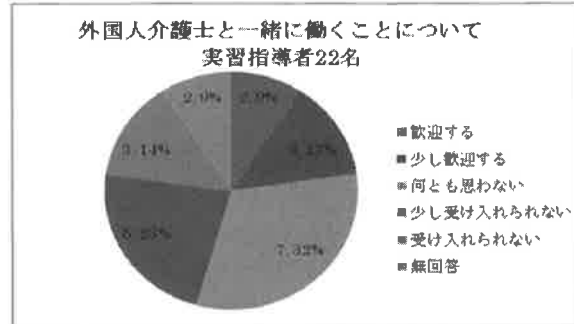


図5 実習指導者を対象にした結果

図2～5 短期大学部介護福祉学科卒業生の現況と将来像について一卒後3か月の新人介護福祉士に対する調査より一及び介護福祉士の現況と将来像についてのアンケート調査より抜粋 前川作成

2008年に実施した調査では「外国人介護士と一緒に働くこと」について以下のような結果が得られた(末廣・前川2アンケート)。施設長の47%、新人介護福祉士の40%は「歓迎する・少し歓迎する」としている(図3、4)。また、「少

し受け入れられない」とする回答が、どの職位においてもほぼ同数の割合を示している。実習指導者は、「何とも思わない」が32%、「歓迎する・少し歓迎する」が22%である。図2に全体総数89人の意見をまとめた。新人介護福祉士が

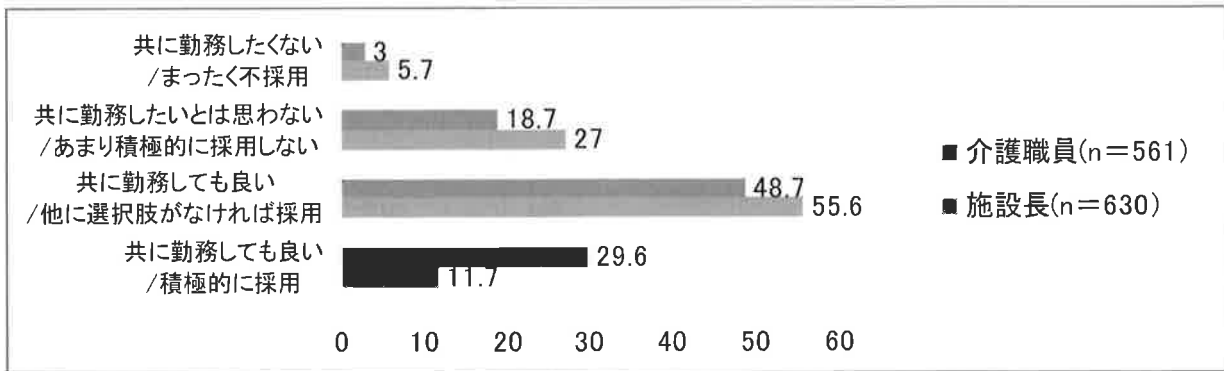


図6 外国人【介護福祉士候補者受け入れ】について

塚田典子、フィリピン・インドネシアからの介護福祉士候補生受け入れに対する介護現場の意識と対応策について～全国実態調査結果ダイジェスト版～⑤外国人【介護福祉士候補者受け入れ】について 前川作成

50名と過半数を占めるが、「歓迎する・少し歓迎する」が39%、「少し受け入れられない・受け入れられない」が32%、「何とも思わない・無記入」が29%である。

塚田の調査結果(図6)では、施設長の67%が採用してもよい。介護職員の78%は外国人介護福祉士候補生と共に働いてもよいと回答している。施設長の回答をみると、末廣・前川調査で

は「少し歓迎する」、塚田調査では「他に選択肢がなければ採用」と回答している者が多い。

2) 家族の意見

『高齢者と家族が介護職員に期待するものアンケート調査報告書』には外国人介護職について、家族（784票）の約48%が「言葉や文化の違いがあるので、原則日本人が良い」と回答している。「施設職員なら外国人でもよい」が41%である。この調査から、家族が介護職員に期待する介護職員像として以下の諸点が明らかであろう。

- ① 3年以上の介護職経験
- ② 40代・50代の女性
- ③ 実生活で介護経験がある
- ④ 原則日本人
- ⑤ 国家試験を経た有資格者
- ⑥ 責任感がある
- ⑦ 対応がやさしい
- ⑧ この仕事に喜びを持っている
- ⑨ 話を聞いてくれる
- ⑩ 状況の変化に応じた介護ができる

3) 一般市民の意見

全国の20～69歳の男女598名を対象にした第一生命経済研究所の「外国人労働者に関する

意識調査」のうち2項目を抜粋する。まず、外国人労働者への4つの肯定的意見の中で「労働力不足が解消できる」が最も高い数値「そう思う・19.3%、まあそう思う・40.6%」を示している（図7）。また、図8では、外国人の提供するサービスで抵抗を感じる割合が高いものとして、①家政婦、②在宅での身体介護、③在宅での家事援助であった。日本語が通じる外国人であれば利用したいと感じる割合が高いものは、⑧介護施設での介護63.8%、⑨病院での看護67.9%があげられている。先の家族の意見をあわせると、日本語の話せる施設職員としての外国人労働者であれば利用してもよいとの意見である。

なお、研究員のコメントとして「外国人が勤める店に行くことには抵抗は感じないが、自宅に外国人が入り込むことに強い抵抗が見え、特に女性に強い。看護・介護、家事・保育などのヒューマンタッチなサービスほど言葉によるコミュニケーションの必要性を強く感じていることがわかりました」とある。

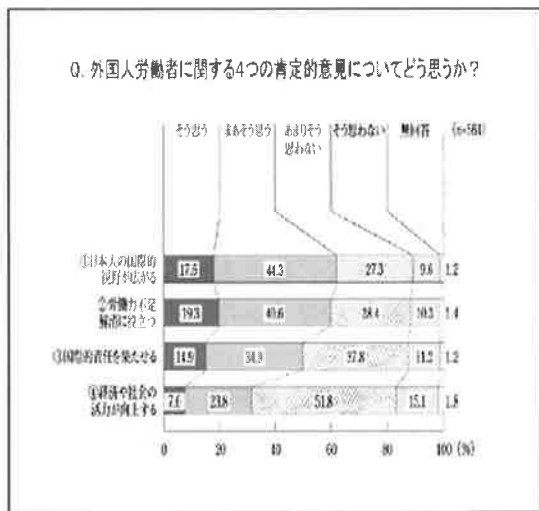


図7 外国人労働者に対する意見

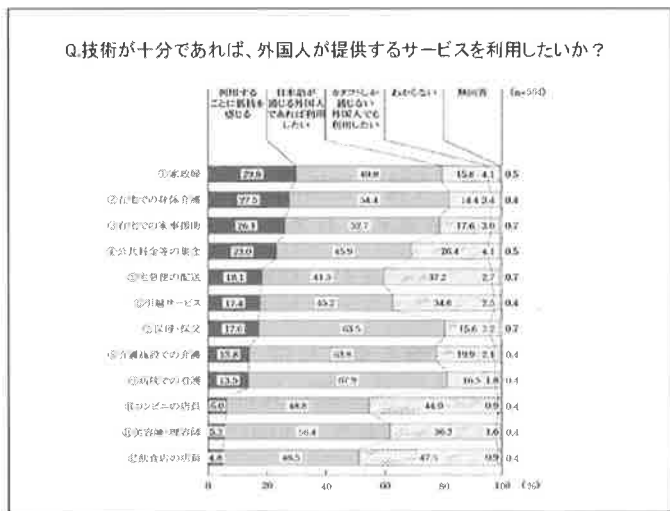


図8 外国人が提供するサービスについて

第一生命経済研究所の「外国人労働者に関する意識調査」より抜粋

6. 考察

外国人労働者の受け入れについて、施設側の見解を要約すれば、コミュニケーション能力や文化・生活習慣の相違に不安を覚えつつ、しかし介護人材を確保するために外国人に頼らざるを得ない

ということであろう。「1人でも仲間は多いほうが良い（新人介護福祉士）」「真面目に働いてくれば国籍は関係ない（施設長）」「介護職員の充足は日本人だけでは無理（実習指導者）」（注：表3末廣・前川調査の特記事項）という回答がそうした二律背反ともいえる心情を示している。

それに対して、塚田の調査結果からは、最優先とはいえないまでも、まずは外国人介護福祉士候補生と協働する重要性を認識し、彼らを担い手として受け入れる職員等の「思い」が明らかである。さらに、一般市民の意識として、外国人労働者に最も期待することは労働力不足の解消にある。

ところが、外国人介護士に対して、やや否定的な調査結果もある。NPO 法人高齢社会をよくする女性の会の調査では、「介護サービスは原則日本人」という回答も見られる。一般人の意見では、もし自分が介護サービスを受けるならば、日本語が通じる外国人を希望するといった回答が少なくない。つまり、国籍に対して差別するつもりはないが、日本語を話して欲しいという期待が外国人に対して寄せられているのである。

そのことは外国人労働者が介護現場で就労するにあたり日本語能力の修得そしてそのレベルがハードルとなっていることを意味する。また、外国人介護士を受け入れることができない理由には、文化習慣の違いや、日本特有の義理・人情の価値観の理解がないといったものもある。言葉の壁は文化の壁を意味する。そこには、介護が人と人の触れあいといった特徴を有するサービスという事情がある。

前述したように、介護現場ではすでに外国人が働いている例は多数ある<sup>xv</sup>。そうした現状を追認するにとどまらず、今後、積極的に外国人介護士を受け入れる姿勢が求められることはいうまでもない。人口減少が予測され、外国人の入国が活発化し、労働者・生活者として日本に暮らす外国人があらゆる産業で増えるならば、『外国人を含めた全ての人が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが不可欠であり、地域において多文化共生を推進する必要性はより一層高まる』<sup>xvi</sup>のである。

わが国は伝統的に外国人労働者の受け入れにあたり、単純労働者の受け入れを避けてきた。すなわち、外国人看護師・介護福祉士候補生の受け入れに見られるように、積極的に歓迎すべき外国人は専門技術職という立場を貫いてきたのである。それにもかかわらず、熟練労働者を受け入れる際に枠組みとして機能している外国人研修・技能実習生制度の対象職種に含まれていないところの外国人介護士が今後、増えていくことは間違

いない。

そこで現在、必要とされる視点は、多文化共生の視点であろう。すでに現場の介護施設関係者は外国人労働者を受け入れようとしている。日本語能力の有無を問うよりも、介護現場を含めて社会全体がソーシャルインクルージョン(社会的包摂・融合)の理念を共有しなければならない。確かに日本人介護福祉士と外国人介護士を比較すれば、生活習慣や価値観の相違はもちろん、言語・文化・宗教の相違がある。その相違が人間の優劣の基準とならないことはいうまでもない。外国籍であっても納税し、コミュニティの構成員として生活しているという事実を目を向けるべきであろう。

介護現場には、日本語能力を重視し、言葉の壁を問題視する声もある。しかし、介護利用者の家族が介護職員に期待する要素として、「責任感がある」「対応がやさしい」「この仕事に喜びを持っている」といった点を重視している事実を忘れてはならない。ところで筆者は介護の現場で日本語が全く必要ないとは考えていない。「日本語が使えなければ介護ができない<sup>xvii</sup>」といった主張も理解できる。しかし、利用者に寄り添うことができる非言語的コミュニケーション能力、ホスピタリティ、誠実な人間性といった、いわば資質にもかかわる要素は、言語能力以前に介護士に求められる大切なポイントではないだろうか。日本語か、それとも日本語以外の要素かといった二者択一的な考えではなく、たとえ日本語が不得意であっても、利用者とのコミュニケーションは可能はずである。

そのように考えれば、雇用した外国人労働者に対し、日本人スタッフの側が責任を持たねばならない。施設利用者や家族に対し、理解をえるための働きかけも欠かせない。介護技術と同じように、習熟の度合いに応じて確実に日本語を使いこなすことを目標に指導責任を負う。それらの努力は、倫理綱領<sup>xviii</sup>に明記された後継者育成義務の具現化ともいえるのである。

また外国人と日本人の介護福祉士は切磋琢磨しサービスの質の向上と待遇の向上をめざす必要もある。介護士から介護福祉士へとキャリアアップする道も用意され、保障されねばならない。さまざまな国籍の担い手に、日本の高齢者の

生活支援・施設介護をゆだねるのであれば、介護とは安易な業務ではないことの認識も欠かせない。少なくとも、国際的水準に基づく福祉専門職としての研鑽を通じ、他職種と見劣りしない待遇を求め続けるべきであろう。

『介護は誰でもできるが、介護福祉士は誰でもなれる職業ではない』<sup>xix</sup> という。介護福祉士として求められる人間像がある。その人間像の形成にふさわしい養成教育を経て、介護現場においては日々成長する。介護専門職の魅力や介護現場の労働条件の改善を国籍や民族の違いをこえて、共に社会に対して訴えろといったソーシャルアクションの視点も求められる。数多くの職業の中で介護を選択し、就労する外国人労働者に対して、私たちは対等に接するだけでなく、共に介護職を担う仲間として臨みたい。

介護労働にとどまらず近年、多くの産業において外国人労働者の占める割合が増えている。今や、その場限りの都合のいい雇用の対象としてではなく、食文化や宗教観等を理解しあい、人として交流しあえるための労働環境、生活環境を整えるべき時代に入っている。

## 7. まとめ

いうまでもなく、『現在のわが国の介護政策を前提とし、その介護の水準を維持し、要介護者数の増加に対応すべき人材の確保には、外国人労働者の受け入れが必要である。』<sup>xviii</sup> したがって、介護福祉士は介護サービスの質と介護福祉士の社会的地位の向上をはかり、ディーセントワークと位置づけられるよう働きかけなければならない。人が働きながら生活をしていく際に抱く願望には以下の4点があるといわれる。<sup>iv</sup>

- (1) 働く機会があり、持続可能な生計に足る収入が得られること。
- (2) 労働三権などの働く上での権利が確保され、職場で発言が行いやすく、それが認められること。
- (3) 家庭生活と職業生活が両立でき、安全な職場環境や雇用保険、医療・年金制度などのセーフティネットが確保され、自己の鍛錬もできるこ

と。

- (4) 公正な扱い、男女平等な扱いを受けること。

国籍や民族が違えばこそ、「介護」という職業に従事する者たちは、手を携えると同時にさまざまな表現手段によって社会に対し、介護職の地位向上を働きかけることができる。将来、世界の先進国の高齢化がますます進む。先行する日本は、同じアジアの国々、とりわけ高齢化社会に入ろうとしている中国、韓国に対して、専門職としての生活支援技術、介護技術、倫理等のノウハウを伝える役割を担う立場になると考える。多文化共生社会の実現はそのための試金石と言えるのである。

## 引用文献

- i 総務省：多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～2006年3月
- ii これからの介護福祉士教育への期待—資格法改正をめぐって—、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、2008年12月
- iii 小幡詩子：介護現場を支える日系移住労働女性たち—外国人介護士受け入れのモデルになるためには—、グローバル化時代の外国人・少数者の人権・日本をどうひらくか、西川潤編、明石書店、2005年7月(pp138～176)
- iv 日本ILO協会ホームページ <http://www.jilo.or.jp/>
- v 社団法人日本介護福祉士会：外国人労働者の受け入れを巡る考え方について、2005年6月9日
- vi 社団法人日本看護協会ニュースリリース：日比EPA（経済連携協定）フィリピン人看護師の受け入れに関する日本看護協会の見解、2006年9月12日
- vii 安留孝子：外国人介護労働者の受け入れをめぐる問題、流通経済大学社会学部論叢第17巻第2号、2006年3月 pp89～98
- viii 静岡新聞 2009年3月28日記事「介護職で新しい道を—浜松で外国人向け講座」
- ix 静岡新聞 2009年6月2日記事「失職外国人を介護の戦力に—施設が本格採用」
- x 特別養護老人ホーム白雪：「介護員確保の取り組みについて—失職日系人介護戦力—、第1回静岡県高齢者福祉研究大会—語ろう、拡げよう情報のネットワーク—、pp31
- xi 株式会社ニッソーネットニュースリリース：2008年9月24日 [http://www.nissonet.co.jp/pdf/news\\_080924.pdf](http://www.nissonet.co.jp/pdf/news_080924.pdf)



- xii 塚田典子：フィリピン・インドネシアからの介護福祉士候補生受け入れに対する介護現場の意識と対応策について～全国実態調査結果ダイジェスト版～、日本大学大学院、2009年2月27日
- xiii NPO 法人高齢社会をよくする女性の会、高齢者と家族が介護職員に期待するものアンケート調査報告書、2006年9月9日
- xiv 第一生命経済研究所、外国人労働者に関する意識調査、2002年2月
- xv 川村千鶴子・宣元錫：異文化間介護と多文化共生 誰が介護を担うのか、明石書店、2007年5月
- xvi 小竹裕一：アジア人との正しい付き合い方 異文化へのまなざし、NHK出版生活人新書275、2008
- xvii 大野俊：エスニックマイノリティが支える他民族社会の高齢者ケアーカリフォルニアの施設事例が日本に示唆するもの一、九州大学アジア総合政策センター紀要第3号 pp139～149
- xviii 日本介護福祉士会倫理綱領
- xix 介護福祉実習指導研究会：介護福祉士選書18 介護実習指導、建帛社、2005年2月

## 参考文献

- i 小川全夫：外国人介護福祉士導入をめぐる論点－誤解から理解へ、九州大学アジア総合政策センター紀要第3号 pp67～76
- ii 社団法人日本介護福祉士養成施設協会：介護福祉士法等の一部改正に伴う「介護福祉士養成課程の見直しについて」の説明会資料、2008年3月
- iii 安留孝子：外国人介護労働者の受け入れをめぐる問題、流通経済大学社会学部論叢第17巻第2号、2006年3月 pp94

# イエス・アイ・フィール・コーク

向山 守

Yes, I Feel Koch

Mamoru MUKAIYAMA

## 1. はじめに

Kenneth Koch (1925-2002) という詩人は、日本ではあまり知られていない。アメリカ文学史の中では、いわゆる、第1世代の「ニューヨーク派」と呼ばれる詩人たちの1人に数えられている。この派に属する他の詩人は、John Ashbery (1927-)、Frank O'Hara (1926-66)、そして、James Schuyler (1923-91) の3人である。Ford (2004) の参考文献欄を見ると、4人の作品の数はそれほど変わらないが、研究の対象となっているのは、アシュベリーとオハラが圧倒的に多い。また、Ward (1993) は、「ニューヨーク派」についての研究書であるが、コークを取り上げていない。

しかし、Lehman (1998:203) によれば、コークはオハラの作品の中になんども繰り返し現れる人物であるし、飯野 (2005:238) に収録されているインタビューの中で、アシュベリーは「アメリカの詩人のすぐれた人」としてコークの名をあげている。

この小論では、研究者と詩人によって評価が分かれる詩人コークを取り上げ、コーク作品の魅力を味わいながら、なぜ、これほどまで評価が分かれるのを考察してみたい。

## 2. コークという人

コークは1925年にオハイオ州のシンシナティに生まれ、4歳から劇を書きはじめ、次の詩は7歳の時の詩であるという。(Koch (1998:72))

I have a little pony,  
I ride him up and down;  
I ride him in the country,  
I ride him in the town.

いっとう こうまを かつている  
あっちも こっちも のっていく  
いなかのなかでも のっている  
まちのなかでも のっていく

たわいもない詩であるが、3歩格で奇数行と偶数行できちんと韻を踏んでおり、リズムが生じている。この詩についてコークはこう述べている。「子馬なんて飼ってなかったし、子馬なんてほしくなかった。シンシナティの郊外で子馬をどうすればいいっていうんだ。なぜこの詩を書いたかもわからない。でもこの詩を書いて楽しかったんだ。」(Lehman (1998:214)) つまり、コークにとって記憶に残る初めての詩的体験は「リズム」をもった言葉で、「うそ」を交えて書くことであり、それが無性に「たのしかった」ということである。この原体験は詩人としてのコークの生涯を決定づけている。

多感な青年期を過ごし、シンシナティ大学に入学するが、18歳のときに召集され、3年後の

1946年に除隊し、ハーヴァード大学に編入する。ここでアシュベリーとオハラと知り合い、1948年に大学を卒業するが、1950年にはフルブライト奨学生としてフランスへ渡り、1959年にコロンビア大学で教え始め、2002年に亡くなるまで教え続ける。50年代からはいろいろな作品を発表している。ここでコークの主な作品を見てみよう。

- 1956 ○ *Ko, or A Season on Earth.*  
1962 *Thank You and Other Poems.*  
1964 △ *The Postcard Collection.*  
1969 *The Pleasure of Peace.*  
○ *When the Sun Tries to Go On.*  
1970 ☆ *Wishes, Lies, and Dreams*  
— *Teaching Children to Write Poetry.*  
1973 ☆ *Rose, Where Did You Get That Red?*  
— *Teaching Great Poetry to Children.*  
1975 *The Art of Love.*  
△ *The Red Robins.*  
1977 ☆ *I Never Told Anybody*  
— *Teaching Poetry Writing to Old People.*  
○ *The Duplications.*  
1979 *The Burning Mystery of Anna in 1951.*  
1981 ☆ *Sleeping on the Wing? — An Anthology of Modern Poetry with Essays on Reading and Writing. (with Kate Farrell)*  
1982 *Days and Nights.*  
1985 ☆ *Talking to the Sun? — An Illustrated Anthology of Poems for Young People. (with Kate Farrell)*  
1986 ○ *On the Edge.*  
1987 □ *One Thousand Avant-Garde Plays. Seasons on Earth.*  
1993 △ *Hotel Lambosa.*  
1994 *One Train.*  
1995 □ *Gold Standard.*  
1998 ☆ *Making Your Own Days — The Pleasure of Reading and Writing Poetry. Strait.*  
2000 *New Addresses.*  
2002 *A Possible World.*

○は長篇詩集、無印は詩集、△はフィクション、☆は教育書、そして、□は戯曲集であることを表している。約50年にわたってコンスタントに作品を発表しているが、顕著なのはその多様性である。特に目を引くのは教育書の多さである。一般的に、詩人は詩作品を発表することがその主たる仕事と考えられているが、コークという詩人は、詩について、詩の楽しさについて、より多くの人に伝えようとしている姿勢が読み取れる。以下の章でそのいくつかを紹介する。

### 3. コークの詩的教育書

「教育書」という言葉を使ったが、どの本もそんな堅苦しい言葉とは無縁の本である。*Wishes, Lies, and Dreams*は小学生の中学年から高学年を対象に詩を書くという取り組みをまとめたもので、はじめにどのようにして詩を書いたかがレポート風にまとめられている。それに続いて小学生たちの作品がのせてある。どの作品もきりっと引き締まっており、ふつうの小学生が書いた詩とは思えないほどだ。*Rose, Where Did You Get That Red?*は、詩人が書いた詩を読んで、その後、その作品を手本として詩を書くことをテーマとした本であり、ブレイクを読んだ後には、ブレイク風の詩が、そして、アシュベリーを読んだ後には、アシュベリー風の詩が出来ている。小学生が持っている詩的潜在性とそれを見事に引き出すコークの力を感じさせる。コークの視線は子どもだけに向いているのではない。*I Never Told Anybody*は老人ホームで詩の書き方を教えるという本である。認知症であったり、子どもたちのように素直でなかったりと、別の意味の苦勞もあったようだが、そこで創作された詩は人生経験をつんだ人たちが書いたためか、重厚で胸にしみるような作品が多い。同じような方法論でも、対象が大人と子どもであるかによって、まったく違った質感の詩が出来上がることに改めて気づかされる本である。

最後にもう1冊詳しく紹介したい。それは*Making Your Own Days*である。1998年発行であるから晩年の本であり、コークの詩論の集大成ともいえる。(注1)本書は3部構成になっている。

第1部が「詩の言語」で、第2部が「詩を書くことと読むこと」、そして、第3部が「詞華集」となっている。今まで紹介した本のように、第2部からわかることはコークにとって詩を読むことと書くことは切り離せないことである。また、適切な「詞華集」が3部に用意され、詩は理論ではなく、体験なのだ、という姿勢もうかがえる。一般的に「詞華集」というものは、読者に先入観を与えずに詩を味わってもらいたい、という配慮のためだと思われるが、詩だけを載せて、詩についてコメントするということはあまりないが、コークは詞華集に必ずコメントをつける。そして、このコメントが詩人としての読みを垣間見させ、読者に詩を読むことと書くことへのインスピレーションを与えている。このように第2部と第3部も大変おもしろいのであるが、この本の読みどころはなんといっても第1部の「詩の言語」である。本書の「短い序文」の冒頭は、「この本の目的は詩についてわかりやすく、興味を引くように言うことである」という文ではじまっているが、このことはコーク自身の詩観をも明確に表している。つまり、詩とはわかりやすく述べることができ、かつ、興味深いものである、ということだ。

第1章は「2つの言語」というタイトルで、「ふつうの言葉」と「詩の言葉」の違いについて書かれている。フランスの詩人ポール・ヴァレリーの言葉を引いて、「詩とは独立した言語である、もっとはっきりと言えば、『言語の中の言語』である」とコークは述べている。(Koch(1998:19))つまり、ふつうの言葉で書かれているが、ふつうの言葉とは違ったところに焦点が当てられている言葉である、ということだ。ふつうの言葉は意味の伝達が主たる焦点であるが、詩の言葉はそうではなく、言葉の音に焦点が当てられている、とコークは言う。このままだとわかったような、わからないような、漠然とした感じがするが、コークは必ず例を示す。第2章は「音楽」というタイトルで、詩の音に関わることがらを明確に、かつ、具体的に述べている。ここでは「繰り返しとリズム」というセクションにある例を用いて、「ふつうの言葉」と「詩の言葉」の差について述べてみる。

I was wondering if you'd like to go for a walk

today.

これはふつうの言葉で書かれているが、これを詩の言葉に翻訳すると以下ようになる。

I wonder if you  
Would like to go out  
To walk in the park

この2つの文は、基本的には同じ意味である。つまり、「散歩にでもいかないかなあ」ということであり、相手を散歩に誘っているわけである。しかし、同じ内容でも詩の言葉でかかれると、なんともウキウキした感じとなり、間髪をいれずに散歩に出かけたくなるのではないか。それでは、詩の言葉とふつうの言葉はどこが違うのだろうか。だれでも気がつくのは、詩の言葉では改行が3度行われ、それによって、リズムが生じていることだ。

アイ・ワンダー・イフ・ユー  
ウッド・ライク・トゥ・ゴウ・アウト  
トゥ・ウォーク・イン・ザ・パーク

コークはこのリズムを「ダ・ダム・ダ・ダ・ダム」と表現するにとどめ、「弱強格(アイアンバス)」であるとか、「弱弱強格(アナベスト)」などということはここでは述べない。ここでは繰り返しに支えられたリズムという音楽的要素が生じることによって、ふつうの言葉がウキウキとしたよろこびの言葉へと変化する様子を実感する場面だからである。コークはさらにこんな詩の言葉を紹介する。

The sky is so blue!  
I wonder if you  
Would like to go out  
And wander about

「ダ・ダム・ダ・ダ・ダム」というリズムを守りながらも、意味的には、散歩に出かけたくなるような動機(「ピーカンだよ!」)がつけたされ、さらに、外出の自由度が増して、「公園を散歩する」のではなく「好きなところをブラブラしよ

う))、より開放的になっているが、繰り返しという観点から見ると、行末で「ブルー・ユー」「アウト・アバウト」と同じ音が繰り返されていて、新たな音楽的要素が生じ、ふつうの言葉から詩の言葉へと近づいている。これらの言葉に

Of course, let's go out.

と答えるのでは興ざめである。コークは、詩の言葉には詩の言葉で応じようと、次のような返事も用意している。

I very much would  
So I will get dressed  
And go walking with you  
とつても いきたい  
だいすきな ふくきて  
たいせつな あなたと

身の回りにあるなにげない言葉を、いかにつなげるかによって、詩の言葉へと変容させていく様子が、わかりやすく興味を引くように語られている。

これ以降の節も、同じ語り口で詩の言葉について語られていく。すべてを紹介するわけには行かないので節のタイトルだけ眺めてみると、「行わけ」「韻律」「韻律に従わない詩」「韻」「韻を踏まない詩」と不規則に韻を踏む詩」「連と詩の形」といった内容である。ここで注目すべきは、定形を扱った後で、それに従わないものも扱っていることである。形を提示するだけではあきたらず、それを壊し、越えてゆこうとする詩も念頭においている。これは後にコークの詩を見ていただければわかるように、コークの詩自体にあてはまることだ。また、これ以降いろいろな詩人の詩を例にとって説明するが、その広さもコークの懐の深さをあらわしている。ポウプに、カミングズに、バーンズ、シェイクスピアに、アシュベリーに、レトキ、オウィディウスに、フロストに、オハラといった具合である。詩の多様性を損なわない配慮が行き届いている。

#### 4. コークの詩

コークの詩はどのような特徴があるのだろうか。実はこれが一筋縄ではいかない。まさに、ここにコークのコークたる所以があるのだが、レーマンによると「面白くて、語りによる詩人」ということになる。(Leman (1998:204)) もちろん、レーマンもこの言葉だけでコークという詩人とその詩の特徴をあらわそうとしているのではないだろうが、これだけで済むような詩人でないことは Koch (2005) をパラパラめくだけで理解できる。詩の教育書では、まず、形をおさえることから入ったコークであるが、自作の詩に関してはあまり当てはまらない。(注2) ある程度形が整っている作品、演劇仕立ての作品、散文のような作品など、まさに融通無碍である。また、2000年に出版された *New Addresses* (2000) という詩集は、50篇の詩からなるが、すべてのタイトルが「○○○へ」という呼びかけになっていて、タイトルは「新しい住所」というよりは、「呼びかけ」という意味だったのか、とか、いや、いろいろなものに呼びかけることによって自己のアイデンティティ(住所、所在)を新たに確立しようとしているのか、などと、それだけでも十分な楽しみを与えてくれる。また、そこで呼びかけられているものが多岐にわたる。「『はい』へ」「お父さんの職業へ」「ピアノの授業へ」「ぼくの20代へ」「ユダヤ人であることへ」「オーガズムへ」「息へ」といった具合である。詩を読まなくてもこれほど楽しませてくれる詩人も珍しい。

このようにつかみどころのないコークであるが、まずはレーマンの言うように、「面白い」詩を見てみよう。

##### 「爽やかな空気」 1

詩の協会で黒髪の男が立ち上がっていう  
「おまえらの抑圧と分別くさい才能の話には  
吐き気がした！  
窓から顔出してマティスの絵を見たことがないだろう、  
いつもホテルの中において顔にはたくさんのクモが  
はいつくばっていたんだろう？  
ソーダ水のピンの中を見たことがあるのか、

稲妻で二つに裂けた市民を見たことがあるのか？  
 残念ながらおまえらはクマの子が冬眠しているのを見て笑うことはないだろう、  
 そんなときも必ず人間の苦しみや願望との深い関係を見出したりする、  
 ああ、なんて多くの変わり者がいるんだ！」  
 その黒髪の男が腰をおろすと、  
 他の全員がその男に矢を放つ。  
 ブロンドの男が立ち上がって、  
 「彼は正しい！いったいぜんたいなんで退屈という王国を守るために団体をつくらなきゃいけないんだ？  
 詩に関わっていながらさもしい奴が多すぎるし、詩のことをまったくわかつちやいない奴もいる！  
 詩人同士仲良くしろとか、  
 戦うために徒党を組めなんて薦めていないさ、  
 単純な話、そんな奴らには稲妻が落ちればいい」  
 集まった凡人どもがそのブロンドの髪の男に矢を放つ。  
 会長が演壇に上った、ああ、なんて醜い姿なんだ！  
 手足は短く、チビのくせに、  
 自分ではとてもイケテルとっていて、  
 なんだかいやな感じの黒髪で禿げていて、  
 声ときたらワセリンのバスタブから  
 水が流れる音のようで、  
 こう言った、  
 「今晚の話し合いの主題は白鳥の愛という主題について書かれた詩についてです」  
 すると、みんながこのむかつく男に  
 ハート型キャンディーを投げた、  
 それが彼の服にくっついて、  
 演壇の上で歓喜のあまり踊り狂いチビっちゃん友人の詩を朗読した  
 ——しかし、ブロンドの髪の男は雲から  
 頭を突き出して東洋と雷の詩を朗読した、  
 そして黒髪の男は成層圏を突き破り  
 有史以前のチャコール色のクジラに  
 まつわる詩を歌った、  
 体中にハート型キャンディーをくっつけたさもしい男は  
 マルハナバチがジョンベンかけた葉巻紙のように  
 しおれてなくなり、  
 教授たちはみな部屋を出て仕事に戻り、  
 その部屋に残されたのは5、6人の詩人だけ  
 みんなで20世紀の新しい詩を歌った、  
 マラルメやシェリーやバイロンやホイットマンや  
 その他無数の詩人の影響を受けていたが、

まったく独創的で  
 刺激的すぎてここで再現することはできない。  
 詩の協会に行つてそれが起きるのを待つんだ。  
 一度この詩を聞いたなら他の詩を好きにはなれない、  
 一度この夢を夢見てしまえば悲嘆にくれよう、  
 一度この夢を愛してしまえば死んでも同然、  
 一度この時代の偉大な芸術に足を踏み入れてしまえば！

「爽やかな空気」は1962年発行の詩集『ありがとう、他』からの一篇である。(CP:122) (注3) 読後すぐに了解できるようにこれは詩壇(「詩の協会」というものを揶揄している。当時のアメリカの詩壇といえば、「ニュークリティシズム」である。レーマンの言葉を借りれば、「詩は『精巧に作られたつぼ』という基準を満たしていなければならなかった。あいまいさ、難解さ、複雑さがぴんと張ったくもの巣のようになっている作品が最高の称賛を得ていた」のである。(Koch(2004:3)) 「爽やかな空気 1」はこの基準をまったく満たしていない。わかりやすく、親しみやすく、飾ることがなく、ストレートである。そして、面白い。特に、ハート型キャンディーを体中につけ、白鳥のようになって舞台の上を踊り狂う会長の姿は、軟弱で自己耽溺している様をコミカルに描いている。この詩の中で、全身に矢を受けた男の分身が「爽やかな空気 3」で「復讐」を遂げることになる。(CP:124)

### 「爽やかな空気」3

こずえには夏！  
 「だめ詩人を殺るにはうってつけの季節」  
 黄色い木馬が前後に揺れる、煙突から  
 仕事人がやってくる！  
 白とピンクのバラがもみ合いのため少し揺れる、  
 でも、その後、死んだ「詩人」のそばで  
 心地よく花瓶によりそう。  
 もう安全だよ、海とくらべる奴なんていないからね。  
 この列車に、またもや、仕事人。  
 そこで殺るつもりだ、詩の朗読会に行く途中の奴を。  
 ウッ！ピシッ！列車の床に死体がころがる。

フットボールスタジアムでも彼を目にする、  
冷たい空気の中さっと、フットボールを  
人生にたとえる詩人のところに行く、  
そして、誰にも気づかれずにことをなす！

おやっ、カウボーイスーツをきた仕事人がいる  
馬からさっと走り出て、神話の学徒を無に帰する！

仕事人は耳ざとい、オルフェウス、  
クフリン、ゴーウィン、  
オッデッセウスという名には、  
ジェーン・オースティン、  
エフ・スコット・フィッツジェラルドに  
言及した詩にも、エズラ・パウンドへの詩にも、  
そして、だれの頭の中にもはや生きていない人への  
詩にも——ああ、仕事人、仕事人よ！

太平洋の波間にあお向けでプカプカ浮いている。

詩の冒頭で物騒な宣言を聞かされるが、「仕事」  
は小気味良いテンポで繰り広げられる。まるで、  
『ゴルゴ13』を読んでいるかのようだ。短く簡潔  
な描写の連続であるが、その中でも、海と比べら  
れることに嫌気がさしていたバラの安堵の溜息  
が聞こえてくる。ドキドキワクワクするフット  
ボールを楽しめばいいものを、人生にたとえて  
詠嘆する詩人のいびつさがおかしく思えてくる。  
「仕事」を無事に終えて、のんびりと波間にただ  
よう仕事人はなんと自由なのだろう。この詩の  
タイトルの「爽やかな空気」は、「閉塞状況に爽  
やかな空気を送り込もう」という意図もあるのだ  
ろうが、この詩自体がまさに「爽やかな空気」な  
のである。したがって、これらの作品はいわゆる  
「詩」なのではない。コークはカノンとしての詩  
ではない詩を意識して書いているのだ。当時主流  
の「作りこまれた詩」ではなく、軽くて、近づき  
やすく、楽しい作品を詩として提示している。そ  
こに詩の新しい場を開いている。

それでは、コークの詩観はどのようなものであ  
ろうか。これはもちろん前節で見えてきた教育書に  
もあらわれているが、コーク自身が述べているよ  
うに、コークの場合は詩の中で詩について述べて

いる場合が多い。

「私はいままで文学批評をほとんど書かなかった  
が、他のところで書いたもの一詩や演劇やフィク  
ションの中で、文学が、特に詩が、主題となっ  
ていることがよくある」(Koch (1996) の序文)

例えば、「昼も夜も 1. 詩の発明」という作品  
にはこんな一節がある。

思いついたんだ 今までずっと  
本物の詩なんてなかったって だから  
発明する必要があるんだって (CP:400)

いくつかの読みが可能であると思うが、まず第一  
には、「現在世に出ている詩は本当の詩ではない」  
という読みがある。これはあるカノン(あるいは、  
ドグマ)に適合している作品が詩だと思ふことは間  
違っているということだ。また、「今までずっと」  
という部分をもっと長いスパンで考えると、「そ  
もそも詩というものには『本物』という概念はあ  
てはまらない」とも読める。つまり、ある基準を  
元に詩であるとか、詩でないとか、考えること自  
体的外れなのだ。だから、「発明する必要」があ  
るのだ。今まであったものをなぞり、その流儀に  
適った、より洗練された作品を目指すのではな  
く、新しい作品を作るのだ。その意気込みが「昼  
も夜も 3. 秘密」の中で語られている。

ぼくたちが考えているのはことばをつかって  
以前には決してなされなかった何かをすることだ  
当たり前さ——そうできゃ、  
創造なんていえないだろう (CP:405)

この心意気はニュークリティシズムが掲げる「精  
巧に作られたつぼ」という基準よりもずっと厳し  
いように私には思える。この宣言は既製の基準で  
ははかれない何事かを成し遂げようとするもの  
だからである。したがって、当然のことながら評  
価の対象になりづらいわけである。「詩論のとし  
ての詩」というあり方もその延長線上にあるのか  
もしれない。

「詩論としての詩」の代表作はそのものズバリ  
のタイトルがついている“The Art of Poetry”

であるが (CP:254)、これはどちらかという  
詩に関心をもっている人、詩を志そうとしてい  
る人に向けられているので、ここでは、もう少し  
一般的な人を対象にしたと思える “The Boiling  
Water” を取り上げる。詩集 *The Burning Mystery  
of Anna in 1951* (1979) に所収の一篇である。  
(CP:330)

### 沸騰する水

水にとって厳粛な時は沸騰する瞬間だ  
たいてい人はお風呂や台所で必要な熱湯を  
便利なものとしか考えないが  
水にとってこの瞬間が大切であることを  
理解する人が時に出現する  
—たぶん、聖人か、たぶん、詩人か、たぶん、狂人か、  
かりそめにちょっとだけ心が乱れて  
心が「浮いている」、ある意味、一番深い個人的関心から  
より「非現実的な」ものに向っている人か。多くの詩は  
この種の認識から生じうる、  
狂った会話の多くと同じように。  
熱心な人は時々このような話にはまってしまい、  
深夜まで話につき合わせたりする。  
でも、水がちょうど沸騰し始めているのは本当だ。  
水にとってなんて重要なことなんだ！  
ほら、木が風で揺れているのが見える  
(風のせいだと思っている)  
—少なくとも、枝が揺れている。  
隠れた意味を理解するには、  
いちばんどキドキするものを  
もっとも直接に訴えてくるものを  
無視しなければならぬかもしれない、  
でも芸術を堅固で真実のものにするために  
人が信頼できるのは  
この種の訴えかけだけであることもある  
それは愛においてよりどころとするのが  
性的な魅力であることがよくあるように。  
だから沸騰する水の厳粛さはまさしく不思議な  
瞬間まで観察されることはないようだ。  
(思わせぶりにここで詩を終わらせたい  
誘惑にかられる)  
その瞬間は知らないうちにやってくる  
そんなときそれについて書くことができる。

この詩にとって厳粛な時は終わる瞬間だ、  
それは水が沸騰するかのよう、  
だから待ってきたんだ、そのことを  
あまり考えすぎないようにして、だって、  
「待っているとなべはなかなか煮え立たない」よね、  
終わりがわかっている詩は書くのが難しいんだ。

「爽やかな空気」とはまったく違う語り口であ  
る。平明な言葉で少しずつ話をコツコツと進めて  
いく様子は散文のようであるが、時に違うレヴェ  
ルの発話をはさむことで、独特のリズムが生じて  
いる。まずは、この詩のテーマが明確に提示され  
る。「水にとって厳粛な時は沸騰する瞬間だ」と。  
水が沸騰することは私たちにはあまりにも当たり  
前で、普段、気にすることはないのであろう。し  
かし、そのありきたりな出来事に「厳粛さ」を詩  
人は見出す。「詩人」という言葉が、「聖人」と「狂  
人」にはさまれている所がおもしろい。詩人とは  
聖人と狂人の間を行き来する存在なのである。一  
般的な基準からかけ離れ尊い人と考えられる聖  
人と、かけ離れることによって否定的にとらえら  
れる狂人との中間に位置する存在である詩人は、  
理性と狂気の狭間に生きている。けれども、まっ  
たく忌避されるわけではないので、「話につき」  
あってくれる人もいるのだ。ここでは、日常的な  
出来事と非日常的な出来事との回路が確保され  
ている。「水がちょうど沸騰し始めているのは本  
当だ」という表現によって、実際目の前に沸騰し  
つつある水 (お湯) があるようである。ここでも、  
詩論としての水と現実の水を接続させようとし  
ている。水の「動き」である沸騰から木の「動き」  
へとつながっていくことによって世界が広がり、  
同時に、詩が関わっている世界も広がっていく。  
「揺れている木」を出してから、「隠れた意味」へ  
とつなげていくのも面白い。なぜなら、沸騰して  
いる水からは隠れた意味が読み取りづらいが、揺  
れている木からの方が隠れた意味を読み取りや  
すいからだ。詩の中では、「風」のせいだと述べて  
おいて、おもわせぶりの「(風のせいだと思っ  
ている)」をはさみ、「少なくとも、枝が揺れてい  
る」と、揺れを生じさせている原因を保留する。  
ここで読者は「あれ？」と立ち止まることになる。  
そこで間髪をいれずに、「隠れた意味」とくれば、



「なんで木が揺れているのだろう」という疑問が真剣みを帯びてくる。たとえば、「風のせいではなく木が揺れるということは、誰かが木を揺らしているのかなあ。それとも木に登っているのかなあ。それとも、木の下でカップルが・・・」などと思いをめぐらせることになる。この問いに、気づかないうちに巻き込まれて、詩の世界へ自然と導かれることになる。それまでは、「木が揺れる」ということは当たり前で、疑問など抱くことはなかったが、もうなぜ木が揺れているのか無性に知りたくなっている。「詩人とはありきたりなものに隠れた意味を見出す者である。さあ、木が揺れている。その隠れた意味はなんだろうか」といわれてしまったら、興ざめであろう。コークの語り口の上手さがよく現れている。詩はここから「隠れた」という言葉をきっかけに「表面的なこと」対「潜在的なこと」への関係へと話題が移るが、どちらが優位であるかという結論はださない。それはどちらも大切ということだ。そして、詩の冒頭で述べられた「沸騰する水の厳粛さ」へと帰っていくが、ここでも確定的なことは述べずに、「不思議な瞬間まで観察されることはないようだ」とつなぎ、「不思議な瞬間」という余韻の残る言葉を持ち出す。ところが、ここでいきなりカッコつきでこの詩についてのメタな言及がはさまれる。「(思わせぶりにここで詩を終わらせたい/誘惑にかられる)」そして、「不思議な瞬間」について語りは始めるのだが、「その瞬間は知らないうちにやってくる」のであり、ここでも、その瞬間がいつなのかは結論づけられることはない。そして、また、この詩についての言及があり、発話のレベルが変わり、「この詩にとっての厳粛な時は終わる瞬間だ」(傍点筆者)と語られる。ところが、その終わりの瞬間は「あまり考えすぎ」てはいけないようだ。なぜならば、「待っているとなべはなかなか煮え立たない」からだ。ここでまた、「水」と「詩」が結びつけられる。このようにコークの語りは、平明な言葉で書かれているが、とらえどころのないところがある。語りのレベルを変えたり、読者の予想を裏切りながら進んでいく。そして、結論めいたことは述べない。このスタンザは「終わりがわかっている詩は書くのが難しいんだ」と結ばれるが、これは終わりがわかってしまっている詩は、予定調和的で、作者

にとっても読者にとってもドキドキする経験とはなりづらいからであろう。結論めいたことを述べないという一貫した姿勢が感じられる。因みにこの「沸騰する水」は以下のように結ばれている。

これでおしまい。細菌にとっては体に入ったり出たりする時。

ハエにとっては小さな羽根をあげる時。(CP:334)

「これでおしまい」といってから、またはじまるのである。つまり、終わりはないのだ。詩の題材になるものは身の周りにあふれていて、それこそ無限にある、ということだが、水からはじまって、細菌やハエにまでいたるのである。詩人の感覚の繊細さに脱帽である。

第2スタンザも見てみよう。

水が沸騰したら、熱し手は選択する：

それを見て沸騰させたまま、

どうなるのか見続けるか、

火から降りしてお茶とかココアとかコーヒーとか  
ビーフ・コンソメに使うかだ。

お湯が冷めるまで飲まないよね、

だってそうじゃなきゃペロを火傷しちゃうから。

熱湯でさえ危険だ、バラのように棘がある、

あるいは、子羊のように角がある。

ちょうどいいお湯、風に吹かれる木。

ここでのつながりは木が腕(枝)を揺らすのが

いかに厳粛か、ってことだ。

そもそもどうしてそんな柔軟性を身につけたんだ？

水に沸騰する潜在性をもたせたのは誰なんだ？

木は沸騰しない、風も沸騰しない。

とることのできる夕食について考えてみて。

それから、昼食や夢について、みんな沸騰すればなあ。

でもそれはものごとの本当のありようを

考えているのではない。

木にとって揺れていることが

どれほど厳粛だかわからない、

水が沸騰することの方がもっと劇的で、

嵐で、高波で、船がしずむようであるけど、

でも、コーヒーやココアや紅茶になって戻ってくる。

第1スタンザの効果によって、ここからは「(沸騰する)水」＝「詩」と読むことが容易になっている。水についてのごく当たり前の描写が、同時に詩の描写となっている。熱湯同様に、詩は危険なものとなる。危険つながり、棘のあるバラ、角のある子羊と連想して（これらのものは表面的には美しかったり、おとなしそうであるが、実は危険を孕んでいる）、すこし時間が経過したところで、熱湯が冷めて「ちょうどいいお湯」になり、第1スタンザでふれておいた厳粛さの記憶をよりどころに「揺れる木」が登場する。そして、「揺れ」から「柔軟性」へとつながっていくが、この「そもそもどうしてそんな柔軟性を身につけたんだ？／水に沸騰する潜在性をもたせたのは誰なんだ？」というフレーズは、ウィリアム・ブレイクの「虎」という詩が響いているように思われる。虎の黄色と黒の縞模様を見れば、その美しさの根源を問いただしてみたくなるが、コークは水の沸騰する様からその根源へと迫ろうとするのである。また、次のフレーズがいい。「木は沸騰しない」し、「風も沸騰しない」のは、当たり前であるが、この流れでこの表現が出されると、木が沸騰しないことや風が沸騰しないことがとても不思議に感じられる。そして、木が沸騰したり、風が沸騰したりする状態を想像して、吹き出したり、感心したりしてしまう。詩の世界に知らないうちに踏み込んでしまっている。ところが、次は「夕食」や「昼食」や「夢」について考えて見なさいと、とてもありきたりな提案があり、「なにを今さら」と思わせておいて、「みんな沸騰すればなあ」と、詩の世界へと引きずり戻す。想像力の飛躍をなだめるように、「本当のありようを考えているのではない」と「虚」について考えていることを述べ、さらに今まで考えてきた「厳粛さ」もどれくらい厳粛であるか保留する。しかし、水の沸騰は劇的であることを確認し、それは現実の飲み物へと姿を変えて、回帰する。コークの語りによって「虚」と「実」の間を引っ張りまわされる感覚はひとつの悦楽である。

これ以降も、コークの不思議な語りが続くが、ここでは、詩人が厳粛さを感じるものを紹介するにとどめる。それぞれの厳粛さを想像してみるだけでもとても楽しい。島にとって厳粛な時、帆で

あることの厳粛さ、電話にとっての厳粛さ、バスにとっての厳粛さ、ハエにとっての厳粛さ、アヒルにとっての厳粛さ、マッチにとっての厳粛さ、家にとっての厳粛さ、ハチにとっての厳粛さ、子どもにとっての厳粛さ、医者にとっての厳粛さ、ぼくにとっての厳粛さ、きみにとっての厳粛さ、そして、先ほど述べた細菌にとっての厳粛さ。詩は私たちの周りに身を潜めているのだ。

## 5. イェス・アイ・フィール・コーク

コークは教育書の中では、詩に関してなるべくわかりやすく、おもしろく語っていた。また、実際に詩を書くというセッションを、小学生や老人ホームの人たちを対象にして実践していた。そして、詩作品では、かたや、コミック漫画のような世界を繰り広げ、かたや、日常的な言葉を用いながらも、語りのレベルを変えたり、読者の予測をかわしたりしながら、不思議な詩の世界へと導いていった。このようにコークはいろいろな可能性をつくして詩の世界を広げようとしている。この詩の世界を広げようという営みは、詩人達からは称賛の的となる。しかし、この方向性は、ある基準に則って作品を評価する批評という営みとは反対のベクトルである。これがコークの作品が研究の対象になりづらいつの要因であると考えられよう。また、レーマンが述べているように、「アメリカの研究業界では、詩におけるユーモアに対しては偏見」があったのもその要因の一つと考えられる。(Lehman (1998:204)) ただ、このことはアメリカだけに当てはまるのだろうか。一般に、喜劇的なことよりも悲劇的なことの方が、深刻で大切なことであると考えられる傾向にあり、「研究」に値すると考えられていないだろうか。もしこのことが正しいのなら、私たちはまだ「ユーモア」やら「可笑しさ」について語る言葉をうまく見出せていないことになり、コークの作品は、思わぬところで私たちの欠落を指摘してくれていることになる。

最後に“Koch”の発音について述べておく。すでにここでは「コーク」と表記してあるが、自作で登場させている。“The Pleasures of Peace”

の一節である。

... "You're that famous COKE, aren't you,  
That no one can drink? ..." (CP: 233)  
... 「あなたってあの有名なコークなのよね?  
誰も飲めないけど…」

日本では賛否両論ある「コカ・コーラ」であるが、アメリカの代表的な炭酸飲料である。理屈抜きであの「シュワー」という爽快感を味わいたくなる時がある。その「コーク」と自分の名を重ねていて、さらに、「誰も飲めない」と付け加えるところがコークの魅力である。イエス・アイ・フィーラ・コーク。

注1: 詩論集としては、別に Koch (1996) が出版されている。

注2: Koch (2007) 所収の "Ko, or A Season on Earth" は 3320 行からなる長篇詩であるが、「オッタヴァ・リーマ (1行が 10-11 音節で、ab ab ab cc と押韻する 8 行詩)」という詩形で書かれている。このように形に対するこだわりを貫き通す作品もある。

注3: CP は Koch (2005) のことであり、数字は掲載ページをあらわしている。

## 参考文献

- 1) Ford, Mark. (ed) (2004) *The New York Poets: An Anthology*, Carcanet.
- 2) Koch, Kenneth. (1996) *The Art of Poetry: Poems, Parodies, Interviews, Essays, and Other Work*, The University of Michigan Press.
- 3) Koch, Kenneth. (1998) *Making Your Own Days*, Simon & Schuster.
- 4) Koch, Kenneth. (2004) *The Art of the Possible: Comics Mainly without Picture*, Soft Skull Press.
- 5) Koch, Kenneth. (2005) *The Collected Poems of Kenneth Koch*, Alfred A. Knopf. (CP)
- 6) Koch, Kenneth. (2007) *On the Edge: Collected Long Poems*, Alfred A. Knopf.
- 7) Lehman, David (1998) *The Last Avant-Grade: The Making of the New York School of Poets*, Anchor Books.
- 8) Padgett, Ron. (ed) (2007) *Kenneth Koch: Selected Poems*, The Library of America.
- 9) Ward, Geoff. (2003) *Statutes of Liberty: The New York School of Poets*, St. Martin's Press.
- 10) 飯野友幸 (2005) 『ジョン・アシュベリー—「可能性への賛歌」の詩—』 研究社。

静岡福祉大学社会福祉学部  
研究活動報告

2008年10月1日～2009年9月30日

※本学の紀要に発表された論文は掲載されていない

## 福祉心理学科

教授 石原 治

単行本

- 共 著 社会福祉士養成講座編集委員会『心理学理論と心理学的支援』中央法規 2009年2月
- 共 著 社会福祉士養成講座編集委員会『2010 社会福祉士国家試験過去問解説集』中央法規 2009年7月

論文

- 単 著 「高齢者の日常認知・記憶に関する研究」  
(日本大学大学院文学研究科 学位論文 2009年11月)
- 共 著 「在宅高齢者の日常生活活動(ADL・IADL)に関する研究」  
(『静岡福祉大学紀要』静岡福祉大学 2009年1月)
- 共 著 「在宅高齢者の自己有用感と関連要因に関する基礎的検討」  
(『日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要』日本大学文理学部 2009年3月)

准教授 清水 将一

論文

- 単 著 「社会福祉協議会における福祉教育の課題について」  
：江南市社会福祉協議会の実践を事例に協働の視点から今後のあり方を考える  
(地域協働研究所年報『地域協働』第5号 愛知江南短期大学 2009年3月)

准教授 藤本 昌樹

単行本

- 共 著 『乳幼児のための心理学』保育出版 2009年3月

講 師 檜木てる子

単行本

- 共 著 社会福祉学習双書 第11巻心理学 心理学理論と心理的支援  
(分担箇所:第4章2節「心理アセスメント」)「社会福祉学習双書」編集委員会  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 2009年4月

## 医療福祉学科

教授 石井 幹太

### 論文

- 共著 「Highly sensitive chemiluminescent determination of hydrogen ion by means of FIA-Study on chemiluminescent reaction mechanism」(『15<sup>th</sup> ICFIA & 25<sup>th</sup> Anniversary Meeting of JAFIA (Proceedings)』JAFIA 2008年10月)
- 共著 「Chemiluminescent visualization of surfactant solvatochromism by reversed stopped flow method」(『15<sup>th</sup> ICFIA & 25<sup>th</sup> Anniversary Meeting of JAFIA (Proceedings)』JAFIA 2008年10月)
- 共著 「新しい学問体系を組み込んだ新しい大学つくりと地域活性プログラム」(『第1回研究大会論文集』地域活性学会 2009年7月)

教授 小田部雄次

### 単行本

- 単著 『皇族家に嫁いだ女性たち』 角川書店 2009年2月  
『皇族』 中央公論社 2009年6月
- 共著 『天皇・皇室事件史ファイル』 新人物往来社 2009年1月  
皇室事典編集委員会 『皇室事典』 角川書店 2009年4月
- 翻訳 黄京性訳『李方子』(韓国語訳) 東亜日報社 2009年9月

### 論文

- 単著 「近代天皇家四代の閨閥」(『歴史読本』 新人物往来社 2008年10月)  
「皇族・宮家の肖像」(『歴史読本』 新人物往来社 2009年3月)  
「華族の肖像」(『歴史読本』 新人物往来社 2009年3月)

教授 平井利明

### 単行本

- 共著 『ハードウェア・ソフトウェア』 実教出版 2009年2月
- 共著 『データベースとアルゴリズム』 実教出版 2009年2月
- 共著 『ネットワーク技術』 実教出版 2009年2月
- 共著 『セキュリティと標準化・情報化と経営』 実教出版 2009年2月
- 共著 『システム開発とその運用』 実教出版 2009年2月

### 論文

- 共著 文部科学省委託事業 新教育方法の開発  
『学生の主体性・積極性を強化し、自ら学ぶ力を醸成するライブ型 e-learning の実践』  
全国専門学校情報教育協会 2009年3月

共 著 文部科学省委託事業 新教育方法の開発  
『学生の「主体性」・「積極性」を強化し、自ら学ぶ力を醸成するライブ型 e-learning』  
の実践調査および評価分析報告書 全国専門学校情報教育協会 2009年3月

講 師 岩 井 宏

単行本

共 著	「基本情報技術者 ハードウェア・ソフトウェア」	実教出版株式会社	2009年2月
共 著	「基本情報技術者 データベースとアルゴリズム」	実教出版株式会社	2009年2月
共 著	「基本情報技術者 ネットワーク技術」	実教出版株式会社	2009年2月
共 著	「基本情報技術者 セキュリティと標準化・情報化と経営」	実教出版株式会社	2009年2月

講 師 横 溝 一 浩

単行本

共 著 「ピーター・タウンゼント～実証的な調査で高齢者の生活をリアルに描く～」  
『社会研究のプロファイル』ハーベスト社 2009年6月

## 健康福祉学科

教 授 戸 田 裕 司

論 文

- 単 著 「唐仲友案の現実と評価—兼論《清明集》所描写的地方政治」  
(『法制史研究』第14期、台湾;中国法制史学会・中央研究院歴史語言研究所編、2008年12月)

特任教授 中田健次郎

論 文

- 単 著 「現代人の健康を考える (6)」 SWLI No.124 2008年10月 静岡ワークライフ研究所  
単 著 「現代人の健康を考える (7)」 SWLI No.125 2008年12月 静岡ワークライフ研究所

教 授 末廣貴生子

単行本

- 共 著 『実践と理論から学ぶ高齢者福祉』 保育出版社 2009年3月

准教授 齋藤 剛

論 文

- 共 著 「運動に対する下垂体の適応」(体育の科学 第58巻 第10号 2008年10月)

講 師 向 山 守

論 文

- 単 著 「『誘い』としての『マラテスタ詩篇』」  
(Ezra Pound Review 第10号・第11号合冊号) 2008年12月  
「詩篇10」の訳注  
(Ezra Pound Review 第10号・第11号合冊号) 2008年12月  
「詩篇11」の訳注  
(Ezra Pound Review 第10号・第11号合冊号) 2008年12月



静岡福祉大学紀要 第6号  
SHIZUOKA UNIVERSITY OF WELFARE

---

発行：平成22年1月31日  
編集：静岡福祉大学紀要・図書館委員会  
発行者：静岡福祉大学  
〒425-8611 静岡県焼津市本中根 549-1  
TEL 054-623-7000  
FAX 054-623-7453  
印刷：株式会社 やまもと印刷工業  
〒425-0077 静岡県焼津市五ヶ堀之内 1517  
TEL 054-629-1228  
FAX 054-628-1146

---

# Journal of Shizuoka University of Welfare

No.6 January, 2010

## CONTENTS

---

### The Services and Supports for Persons with Disabilities Law and Employment :

Is It Possible to Work with the Disabled? ..... Takeyuki SUZUKI 1

Everyday Cognition / Memory of the Japanese Elderly: The Results of the First Survey ..... Osamu ISHIHARA 13

Developing a Dementia Care Burden Scale ..... Teruko UTSUKI 23

The Global Community and Social Welfare: Perspectives on the Global Welfare Society ..... Kazuo KATO 33

Aphasia and the Second Language: Language Learning and Learning Strategies ..... Yuko SUMIYA 43

### Support and the Act on Measures for Employment of People with Disabilities and their Problems:

Interviews at Schools, Welfare Facilities, Companies and Transportation Support Business Inc. .... Toshiaki HIRAI 49

### A Study on the Current State of Medical Transplantation and Educational and Enlightenment Activities in Japan

..... Yoshihisa OHTAWARA & Kazumasa ISHIMITSU 63

A Study on Employment for People with Mental Disabilities from a Viewpoint of the Welfare Information Field ..... Akemi KATO 77

The Significance and Issues of Informatization in Social Service Management ..... Kazuhiro YOKOMIZO 87

The Development of the Braille Learning Software by Six Point Entries on the Web ..... Hiroshi IWAI & Saki KUBOTA 101

### Education in Caregiving for the Elderly Living at Home :

A Study on the Education of Social Welfare Students Aiming for the Home Helper License ..... Kibuko SUEHIRO 105

A Study on Bed Making: How to Make a Corner on the Foot Side ..... Yoshiko SUGITA 113

Acceptances of Foreign Workers at Nursing Facilities: Issues and Future Perspectives ..... Yukiko MAEKAWA 119

Yes, I Feel Koch ..... Mamoru MUKAIYAMA 127